

連判帳ありしを以て搜索せり。其後東禪寺再度の襲撃もありしが、此時安藤閣老は益、外交に出精して、巷間は攘夷説最熾なるに、幕府は日に外人と親密を加ふるの觀あり。況んや此時安藤は國學者に命じて、先蹤を取調べしめて、畏多くも廢帝を謀るとの風評専ら行はれ、且和宮の降嫁を請ひしも、皇家を要して、宮を掠奪せしとの説志士の間に傳はり、幕閣改造の議を唱ふる者益、多く、西には島津久光を盟主として、幕府に臨まんとする、眞木和泉、小河彌右衛門、平野次郎、清川八郎等を始め、薩長激派の志士の陰謀あり、之と同時に、東には安藤閣老暗殺の議熟せり、當時外交の局面は對馬事件と云ひ、小笠原島事件と云ひ、其の他實に一步を誤れば如何なる結果を來しけん、今より憶想するも、實に肌を粟を生せしむるほどにて、當局者の苦心察するに餘りある次第なり。されども、『無謀の攘夷家等は、却て之れを以て國家の大計を誤り、單に夷狄の歡心を求めんとする奸臣の如くに言ひ倣し、之を憎惡せるこそ是非なけれ。』

〔長藩の桂と水藩の西丸〕 文久元年は桂小五郎江戸の長藩邸に在て、諸藩志士と相往來して國事に盡力しつゝありしが、時に長州の丙辰丸練習の爲に萩を發し、六月江戸灣に入るや、船長松島剛藏一日桂を訪ひて、今の時に當て、天下に事を爲さんとする者は、水藩と結ぶの得策たるを説き、知友肥前草場又三は、水藩士と相知るを以て、之を紹介し、其周旋を以て、水戸の西丸帶刀、岩間金平、園部源吉等と相會して幕閣改造の議を談す。此時西丸の發議として、櫻田劇再演を談せり。

而して後六月十九日を以て、品海の丙辰丸船中に於て、堅く盟約を結び、水藩は破壊の任に當り、桂等は善後守成の任を諾して、八月に至り互に議定書を血判して交換せり。桂、西丸等は、猶進んで兩藩重役の間に、長の永井、周布、穴戸（九郎兵衛）及水の美濃部又五郎、尼子長三郎等の間に聲息相通じて、長藩砂村の邸に會談せり。これより推して、他藩人士も津和野藩及越後人等相交るに至れり。然れども長藩には此頃より、永井周布等軋轢を生じて、兩藩合同の運動を爲すまでに進まざりしが、後西丸岩間等は、桂松島等との盟約に従ひ遂に安藤閣老刺殺の議を定め、日を期して桂に報せり。桂は時期尙早しと申遣したり。當時西丸等の答書を見ば、其決意と又善後守成の任をも知るを得べし。

態飛を以て拜啓、本年も無餘日候處、御佳適奉賀候、然れば先般拙書相添人差上候處、貴命には重大の事件、夫々密議にも取及所も有之、旁以期を緩し度との事、至極御尤の事にて、拙者共も敢て得策とは心得不申候得共、事爰に至る、萬停止不可の勢のみ、人氣の推移し來る、人事の能成し得る所に無之、若し之を停止せば再舉し難し、萬止む不可るに付、御決策願は丙辰成敗の盟御盡力被下度、書は不盡言、來正月十五日を期し、御待被下度、勿々敬具、

十二月十八日

西丸 帶刀
岩間 金平

桂 小五郎様

副書

進

越前侯 尾州侯 板倉侯 脇坂侯 會津侯 水野侯

退

關宿侯 酒井侯 本多侯 松平伯耆(防長回天史)

曩に大久保が關係して企てたる井伊暗殺は首尾よく仕遂げしが、今や東に在ては木戸が後援となりて、安藤閣老を斃さんとするあり、西に在りては西郷は九條酒井等を襲撃せんとする舉に出でんとする期に切迫せり。維新の三傑と推稱せらるゝ彼等が、斯く過激の運動に出でんとするを見ても、以て幕府が暗遷默移の間に、一步一步衰滅に近きつゝあるを知るべし。

〔坂下門外の要撃〕 文久二年正月十五日朝、閣老安藤對馬守信睦將に城に登らんとして、坂下門外に至る、浪士數人要撃す、從士力戰之を禦ぐ、閣老は腰に傷き、郭門に投じ、僅に身を以て免る。此日の刺客平山兵助(變名細谷忠齊)小田彦三郎(變名淺田儀助)黒澤五郎(變名吉野政助)高畑總次郎(變名相田千之允)川本杜太郎(變名豐原邦之助)河野顯三(變名三島三郎)六人は其場に闖死し、閣老の從士も九人重輕傷を負ひたり。内田萬之助は刺客の中に加はるべき約をなして、期に後れ、亡友に背くの罪深しとて、長藩邸に抵て自殺し、又

宇都宮藩の儒臣大橋順藏も此議に與りたりとて、逮捕獄に投せらる。刺客等が懷中せし斬姦趣意書なる一書は、順藏の門人椋木八太郎之を起草し、順藏の加筆せし所なり。其書に曰く、

中年三月赤心報國の輩、御大老井伊掃部頭殿を斬害に及び候事、毛頭奉對幕府、異心を決み候儀無之、掃部頭殿の執政以來、自己の權威をのみ振ひ、奉度如天朝、只夷狄を恐怖いたし候心情より、慷慨忠直の士を惡み、一己の威力を示さんが爲め、専ら奸謀を廻らし候體、實に神國の罪人に候故、右之巨奸を倒し候は、自然於幕府御悔心被爲在、向後は天朝を尊み夷狄を惡み、國家の安危人心の向背に御心を被爲附候事も可有之と存込、身命を抛て及斬害候處、其後悔心の御模様も相見へ不申、彌御暴政の筋のみに成行候事、幕府の御役人一同の罪に候得共、畢竟御老中安藤對馬守殿、第一の罪魁と可申、對馬守殿は井伊家執政の時より同腹にて暴政の手傳を被致、掃部頭殿死去後も、絶て悔悟の心無之のみならず、其奸謀詭計は掃部頭殿より致超過候事許多有之、兼て酒井若狹守殿へも申合せ、堂上方も同腹の小人のみに致さんと相計ひ、萬一盡忠報國の者其敷手餘り候族有之節は、蠻夷の力をかり可取押との心底顯然にて、誠に神州の賊と可申候故、此儘相過候ては、奉惱三數慮候事不及申、幕府も御失體の御政事のみに成行き、千古迄も汚名を被爲受候様に相成候事、鏡に懸て見るが如く、不容易候と奉存候、此上當時の御模様の如く、因循姑息の御政事のみにて、一年送りに被爲過候は、近來の内には、

天下は夷狄亂臣のものと相成候事、必然の勢に御座候、旁以て片時も寢食を安んじ難し、右は全く對馬守殿奸計邪謀を専らに被_レ致候處より差起り候儀に付、臣等の至誠難_ニ默止_ニ、此度微臣共申合せ、對馬守殿を斬害申候、對馬守殿の罪狀逸々枚舉に不_レ勝候得共、今一端を舉て申すべし、此度皇妹御縁組の儀も、表面は從_ニ天朝_ニ被_ニ下置_ニ候様に取繕ひ、公武御合體の姿を示し候得共、實は、奸謀威力を以て、奉_ニ劫奪_ニ候も同様の筋に御座候故、必定皇妹を樞機として、外夷交易御免の勅詔を推して申下し候手段可_レ爲候、其儀不_ニ相叶_ニ節は、竊に天子御讓位を奉_レ讓候心底にて、既に和學者に申付、廢帝の古例取調させられ候始末、實に將軍家を不義に引入、萬世の後迄、惡逆の御名を流し候様取計ひ候所業にて、北條足利にも相越候逆謀は、我々共切齒痛憤の至り、可_レ申様無_レ之候、扱又外夷取扱の義は、對馬守殿彌増に慰懃丁寧を加へ、何事も彼等申處に任せ、日本周海測量の儀可_ニ差許_ニ、皇國形勢委敷彼等に相教へ、近頃品川御殿山不_レ殘_ニ彼等に貸遣し、江戸第一の要地を外夷に渡し候類、彼等を導て吾國を取らしめ候も同然の儀に有_レ之、其上外夷應接の儀は毎々差向ひにて密談數刻に及び、骨肉同様親睦致し候間、國中の忠義勇憤のもの共は、返て仇敵の如く忌嫌候段、國賊と申すも餘り有事に御座候、對馬守殿永く執政被_レ致候は、終に天朝を廢し、幕府を倒し、自然封爵を外夷に受候様に相成候、シーボルトと申す醜夷に對し、日本の政務に携り吳候様相頼み候風説も有_レ之候間、對馬守殿存命にては、數年を不_レ出_ニして、我國神聖の道を

廢し、邪教を奉じて、君臣父子の大倫を忘れ、利慾を尊み候筋のみに陥り、外夷同様禽獸の群と相成候事疑なく、微臣とも痛哭流涕大息の餘り、無_ニ餘儀_ニ奸邪の小人を令_ニ殺戮_ニ、上は宸襟を安じ奉り、國體を正し、下は國中萬民共夷狄と成果候所之禍を防ぐ儀に御座候、毛頭對_ニ公邊_ニ異心を挟み候儀には無_レ之候間、伏て願くは、此後の處井伊安藤二奸の覆轍を御改革被_レ爲_ニ遊、外夷を擒逐し、叡慮を慰め、萬民の困窮を御救ひ被_レ遊候得は、東照宮以來の御主意に基き、眞實に征夷大將軍の御職位を御勤め被_レ遊候様仕度、若も唯今の儘にて御改革無_レ之候は、天下の大名小名幕府を見放し候て、自分の國のみ、相固候様相成は必定に有_レ之、外夷御扱さへ御手に餘り候折柄、左様相成候ては、如何御處置被_レ遊候哉、當時日本中の人心、兒童走卒迎も夷狄を惡み不_レ申ものは一人も無_レ之候間、萬一夷狄誅戮を名として、旗揚候大名有_レ之候は、大半相靡き候事疑なし、實に御危急の御時節と奉_レ存候、且皇國の風俗は、上下の大義を辨し、忠烈節義の道を守る風習に御座候ゆへ、幕府の御所置段々天朝の叡慮に相反候處を見受候得ば、忠臣義士の輩一人も幕府の御爲に身命を擲ち候者有_レ之間敷候、幕府は孤立の勢に御成果被_レ遊候、夫ゆへ此度御改心の有無は、幕府の御興廢に相係候事に御座候故、何卒此儀御勤辨被_レ遊、傲慢失禮の外夷を疎外し、神州の御國體も、幕府の御威光も相立、大小の士民と一心合體仕候て、尊王攘夷の大典を正し、君臣上下の誼を明にして、天下と死生を俱に致し候様御所置希ひ度、是則臣等身命を投し、奸邪を殺

襲して、幕府要路の諸有司に懇願愁訴する處の微忠に御座候、恐惶謹言、

文久二年壬戌正月十五日(嘉明年間錄)

〔安藤閣老の禍因〕

蓋信睦は材幹ある政治家にして、身を以て邦家に許し、困難なる外交の衝に當りしのみならず、公武合體の必要なるを感じて、皇妹降嫁を謀りしもの、皆以て禍を速くの因となれりしなり。而して志士をして斯る暴舉に出でしめし一近因は前年萬延元年冬十一月五日、外國奉行堀織部正自殺せるあり、其死因は諸説一致せずして、確定する能はずと雖も、要するに精神過勞の結果、發狂せしに基く。織部の男亦後に變死せしとの事なれば、堀家には發狂の遺傳ありとの説あり。然るに世に好事家ありて、堀利熙の遺書なるものを捏造して、大に信睦を罵れり。當時其言を信する者多く、爲に信睦に對して切齒扼腕せし者少からず、遂に坂下の變ありしなり。或は言を爲す者あり、利熙終に臨み、其僚從河野顯三を招きて囑する所ありしと。然れども其誤傳たるは世既に定論あり、深く辯するに足らずと雖も、彼僞書の禍を流し、や大なりと云ふべし。

上巳上元の兩變以後、執參等は心肝を寒からしめ、内外共に人心恟々として疑懼を抱き、施政も固より開國進取の方針を立て、外交を昌にする能はず、又朝旨を奉じて攘夷の舉に出づる能はず、益、因循姑息に流れたり。三月十五日日本多忠民○岡水野忠精、○山板倉勝靜、○松山侯老中に任せらる。安藤閣老は病牀に在りて、頗る苦心經營する所ありしも、益、尊攘家の惡む所となり、其快癒登營するや、長藩

等其幕府に不利なるを説き、朝廷亦勅して速に攘夷を實行せしむ。遂に安藤は罷免せられ、世は益、尊攘家の跋扈となり、浪士等は促して島津和泉守をして東上せしめ、之を京攝の間に擁し、幕府の改革を迫らんと謀れり。

第三節 大原勅使の東下、島津久光の周旋

幕府の爲に謀れる兩方法——上巳の變以後の形勢と毛利侯の建白——大原勅使東下と三事策——幕府の因循姑息

〔幕府の爲に謀れる兩方法〕

嘉永癸丑已來、天幕の間相乖離し、諸侯及浪士等其間に乘じて周旋するあり、陰謀を逞くするあり、幕府に對し反情を有して之を倒さんとするものは論を俟たずと雖も、幕府に向て滿腔の同情を有し、幕府の爲に身命を擲て盡さんとするもの、爲す所、亦會、幕府の爲めには命脈を縮むるの媒介となれるものは、抑、天時と云ふべきか。斯る際に處して、幕府の爲めに盡さんとするものに二方あり、曰く一は秋霜烈日の如く威と嚴とを以て天下に莅み、上朝廷を威壓し、下諸藩浪士を壓伏して、何人も他より幕政に容喙するを許さず、以て幕府の盛時の狀態に復せしめんとするものはなり。他の一は全く我威と權とを捨て、一意天意を承順して、以て朝廷を始め諸侯有志の同情を求め、以て幕府を維持せんと力むるものはなり。而して幕末の史を案するものは

幕府が此兩方法を實施せしを見るべし。前法を擇みしは大老井伊直弼にして、後法を採りしは總裁松平慶永是なり。而して直弼や其結果上下の怨恨を受けて、遂に自ら奇禍を買ふに終り、幕府亦其餘弊を受け、慶永や其結果上下の輕侮を受けて、自ら爲す所を知らず、總裁の重職に在りながら、位置と責任とを捨て、書を呈して京師を逃亡するに終れり、而して幕府亦其餘弊を被れり。要するに幕府の命數既に盡き、左するも右するも到底之を蘇生復活せしむるの術なかりしなり。而して彼等二人の施作は、幕府の施政上共に一度は經過せざるべからざる徑路にして、時勢の然らしむるもの、直弼と春嶽松平慶永の號とは會、之れを代表せしものなり。春嶽等は安政戊午に一たび敗れしと雖も、何程嚴と威とを以て莅み、往時の幕府を夢想せし直弼等と雖も、僅に政敵たる水戸尾張越前等を蟄居せしめしのみ、之をして若し幕府中世以前にあらしめば到底奪封は免れざりしなり。勝安芳も曾て水戸の罰は輕いよと言ひしことあり。蓋し幕府の實力は彼等に蟄居以上の重罪を課する能はざりしなり。

〔上巳の變以後の形勢と毛利侯の建白〕 扱一橋慶喜松平春嶽等は隱居押込の厄に遇ひしも、其後大老直弼害に遇ひ、閣老安藤信睦亦浪士の爲に嚇かされ、時勢は轉瞬の間に推移し、内治外交共に難件續出し、幕府が心力と金力とを費して、漸く成功せし和宮降嫁事件の如きも、幕府を益するなく、人心益々睽離し、頗る危機に瀕せしを以て、長藩の如きは決して傍觀すべきの秋にあらずとなし、

内には公武合體、外には航海遠略の國是を定めて、長井雅樂京江戸の間に奔走して、頗る周旋する所あり。文久元年十月毛利侯慶親は東勤、十一月十三日著府、長井をして久世閣老等に説かしめ、十二月八日一篇の建議を上れり、當時毛利侯の建白書とて、世に嘖々たり。幕閣は此議を容れ、其公武一和と云ひ、航海遠略と云ひ、最時事に適切なるものなりとして、慶親をして爾來與りて國事を議すべきを命じ、且長井に囑して、此意を以て京紳に説かしめたり。當時薩州は先侯齊彬死後、國主幼にして、父島津和泉守國政を後見すと雖も、幕閣は先侯の政敵たる溜間詰の世にして、云爲困難なるを以て、暫く在國して形勢を傍觀して居たりしが、此間長藩の大に周旋せるあり、浪士等も亦京攝の間に集りて事を舉げんとするあり、又幕府は天璋院夫人の周旋を以て、新金三萬兩を下賜して、薩邸を新築せしめしかば、薩侯は最早東勤を辭する能はざるを以て、當主修理太夫に代りて、國父和泉守東勤の許可を得て、文久二年四月上京して、近衛家を初め、京紳の間に周旋遊説して勅命を得て浪徒を伏見に於て鎮制したり。

〔大原勅使東下と三事策〕 其頃朝廷は閣老久世大和守等の上京を命じ給ひしも、久世は堀田備中守、間部下總守等の先蹤を見て、上京を危み、辭を左右に託して出京せざるを以て、閣老にして上京せずば、京都より勅使を下すべしとて、當時京紳中智慧計謀衆に超ゆる岩倉中將を下すべしとの議ありしも、岩倉は京都を去り難き事情あるを以て、剛直第一の大原重徳を下すことと決し、島津

三郎和泉守は其差副として東下せり。當時幕府に下命せられし、勅語は實に左の如し。

朕惟方今時勢夷戎^ニ猖獗^ニ、幕吏失^ニ措置^ニ、天下騷然萬民欲^ニ塗炭^ニ、朕深憂^ニ之、仰^ニ祖宗^ニ、俯愧^ニ蒼生^ニ、而幕吏奏曰、近來國民不^ニ協和^ニ、是以不^ニ能^ニ舉^ニ膺懲之師^ニ、願^ニ降^ニ嫁皇妹於^ニ大樹^ニ、則公武一和而天下戮^ニ力^ニ、掃^ニ攘夷戎^ニ、故許^ニ其所^ニ請焉、而幕吏連署曰、十年内必攘^ニ夷戎^ニ、朕甚喜^ニ之、抽^ニ誠祈神以俟^ニ其成功^ニ、昨臘和宮入^ニ關東^ニ也、使^ニ千種少將^ニ、岩倉少將^ニ論^ニ天下大赦之事^ニ、且告曰、國政仍^ニ舊^ニ、大概委^ニ於關東^ニ、至^ニ如^ニ外夷之事^ニ、則國家一大重事也、係^ニ其國體^ニ者、咸問^ニ朕而後定^ニ議、或使^ニ三三外藩臣預^ニ開夷戎之處置^ニ、幕吏對曰、宸意事甚重大、難^ニ遽奉行^ニ、請暫猶豫、既而列藩有^ニ獻^ニ謀議^ニ者、薩長二藩殊親來奏^ニ事、且山陽東海西國之忠士既蜂起密奏言、幕吏奸徒日多、正義委^ニ地而喪^ニ王家^ニ、睦^ニ夷戎^ニ、物貨潰濫、國用乏耗、萬民困弊之極、殆至^ニ受^ニ夷戎之管轄^ニ、不^ニ日而可^ニ知也、冀^ニ舉^ニ旌旗^ニ奉^ニ駕與^ニ於^ニ函嶺^ニ、誅^ニ幕府之姦吏^ニ、或曰爲^ニ除^ニ太平漫漶游惰之弊^ニ、誅^ニ京師之奸徒^ニ、又曰不^ニ顧^ニ幕府^ニ、下^ニ攘夷之令^ニ於^ニ五畿七道諸藩^ニ、如^ニ其衆議^ニ畢雖^ニ出^ニ于^ニ忠誠愛國之至情^ニ、事甚激烈、使^ニ諭^ニ薩長輩^ニ鎮壓^ニ、其他召^ニ幕老吏久世大和守^ニ往復歷日未^ニ告^ニ、唯諾而先行^ニ昨臘所^ニ諭^ニ之大赦^ニ、大樹猶弱何失之有、但幕吏因循偷安、撫馭失^ニ術^ニ、如^ニ是則國家傾覆可^ニ立而待^ニ也、朕日憂懼焉、所謂偷^ニ一日安^ニ忘^ニ百年之患^ニ、聖賢之遺訓可^ニ鑑^ニ矣、當^ニ內修^ニ文德^ニ、外備^ニ武衛^ニ、斷然建^ニ攘夷之功^ニ、於是糾^ニ酌衆議^ニ、執^ニ守中道^ニ、欲^ニ使^ニ德川與^ニ祖先之功業^ニ、張^ニ天下之綱

紀、因策三事、其一曰、欲^ニ令^ニ大樹率^ニ大小名^ニ上洛^ニ、議治^ニ國家^ニ、攘^ニ夷戎^ニ、上慰^ニ祖神之震怒^ニ、下從^ニ義臣歸嚮^ニ、啓^ニ萬民化育之基^ニ、比^ニ天下於泰山之安^ニ、其二曰、依^ニ豐太閤之故典^ニ、使^ニ沿海之大藩五國稱^ニ五大老^ニ、爲^ニ諸^ニ決國政^ニ、防^ニ禦夷戎^ニ、之處置^ニ、則環海之武備堅固確然、必有^ニ掃^ニ攘夷戎^ニ之功^ニ、其三曰、令^ニ一橋刑部卿授^ニ大樹^ニ、越前前中將任^ニ大老職^ニ、補^ニ佐幕府內外政^ニ、當^ニ不^ニ受^ニ左袒之辱^ニ、此萬人之望、恐不^ニ達^ニ朕意^ニ、決^ニ于此三事^ニ、是故下^ニ使^ニ於關東^ニ、蓋欲^ニ使^ニ幕府選^ニ三事之一^ニ以行^ニ也、是以周^ニ詢^ニ群臣^ニ、群臣無^ニ忌憚^ニ、各啓^ニ決丹心^ニ、宜^ニ奏^ニ謏言^ニ、(起原)

是れ即ち有名の三事策にして、第一策は長藩の主張にして、第二策は朝紳の議に出で、第三策は薩の意向なり。後年岩倉具視が薩藩の小松、大久保等の有志に與へし、「草裡鳴蟲」と云ふ書中に左の言あり。

三事策其第一は長州の説、第二は朝議、第三は即貴藩の説、是れ秘中の秘なるを以て、堀をして大意を起稿せしむるに當り、尙ほ出所を言はず、實に叡威に成るとなせり、當時貴藩は一二策を以て不可となすと雖も、強て之を記載せしは、抑も故あり、朝議第二策は其意幕府の例規を破り、威權を殺ぐにあり、彼若肯せず、勢強大を張る時は、一の貴藩或は抗抵し能はざるを慮り、臨機力を出さしめん爲め、長州の説即第一説を加へたり、二藩尙力の足らざるを恐れ、海岸五大藩に頼らんと欲し、東に伊達、西に島津、南に山内、北に前田、中國に毛利、都て五藩と記せり、然

れども文辭瑣雜に過ぎ、稗史小説を讀むに似たりとて、遂五大藩云々の文に改めたり、素より貴藩一次の東下、幕吏直に奉行すべしとは夢想だも及ばず、或は幕吏激怒、勅使を逐ひ、貴藩を幽する如きあらん、是に於て詔書云々を以て、自餘四藩に依頼して、義舉せしめんとの計畫なりき、故に其初め苦心焦慮尠からず、今に及んで初めて事實を明示する所なり、

勅書は斯る事情の下に成れるなり。大原勅使は此勅書を奉じて東下せり。幕府は京都の輿望は多く慶喜春嶽等に歸するを知り、加之和宮降嫁の際、戊午以來幽黜の輩を大赦すべき命ありたるを以て、勅使着府前に慶勝、慶喜、春嶽を大赦せり。五月七日三侯皆登營して將軍に謁し、且春嶽は其後政治の相談に與るべしとて、時々登城すべきを命せられたり。而して久世大和守は春嶽をして、己に代て上京すべきを請へり。此月閣老内藤紀伊守御役御免、溜間詰格を命せられ、六月二日久世和州も病を以て御役を免せられ、雁間詰を命せられなり。大原勅使は其七日着府、十日を以て初登城、將軍家と對顔ありて、勅旨を傳達せり。其日の模様は重徳より關下に傳奏せる書に詳なり。

今日登城無滞相勤、御言傳物大樹並和宮等へ相納候、一件勅諭も引續人拂於白書院大樹公へ直に申入候、下段に近く寄り、會津、越前、老中四人、若年寄等拜聽爲致申述候處、篤と勘考之上御請可申上候旨、大樹公被答候間、其座へ退去仕候、更に會津以下の人々、又々白書院に而面會、段々叡慮之旨難有由、越前感涙之様に相見へ、脇坂は何分公武御一和之筈之處、何歟行違共有

之候歟、御不都合に而、何其恐入候處、如今日相伺誠に安心仕候、猶又何事無腹藏申承、彌以御一和之邊御談可致坏と申述、越前も何事も無腹藏御咄承り、取計共可致精々申述候様との事に候(防長回天史)

此時春嶽は疾と稱して登營せざるを以て、三郎は九日堀小太郎を春嶽邸に遣し、中根雪江に會して意見を述べしむ。「再夢記事」に曰く、

何分老公へ御縫り申上、萬端御相談被成度由、且京都に於て、最初は交易御斷、夷人退治と申御主意に候ひしかど、此節と相成左様之儀はたとひ勅命にても難被行段は御斷り置候得共、京都はケ様成御振合故、開國説は已に長井雅樂も仕損じ、貶黜せられ候程之儀故、容易には入兼候勢の由、元來夷人御所置之儀は、根元の公武御合體を初め、萬民安堵之場へ相運び候上の儀なるべき事、御見込之由等申述に付、其上にての御所置方は、如何と承しに、元來近年老中直應接之儀如何にも不都合にて、夫よりして取返し難出來候事到來候へば、此格を被廢、別に外國事務局を被設、外國奉行の上に別に祿位ある人を立、諸侯の内より選舉、此人閣老に代つて應接すべし、此人は總て閣命を受けて及應接、應接の施柄は閣老にある如くに相成候は、威位も立可申歟の由、品川御殿山異人館は如何にも人心に相障り候へば、何とか被成方有之度由、兵庫開港之儀は殊に御好不被遊候へば、何とか相止候様有之度由、又京師の人数は、公武よりの御指圖にて、

長州引取候事候へば、同様引取候由、畢竟先侯の遺志は、大老の暴政を挫き候策に出候事故、今日となりては、御指圖次第、如何様にも可_レ致との趣なり、

而して三郎自らも十四日を以て、脇坂閣老に面會して意見書を呈せり。

(上略)此節叡慮の趣あらせられ、久世氏上京之儀被_レ仰出候處、御請け及_レ遲體候に付、止むことを得させられず、勅使を差下され、公武御一和、御國內一致の所に無_レ之候ては、相濟まず被_レ思召、就ては一橋越前の兩侯には、天下有爲の人心歸嚮する所故、御後見御大老に御登傭有_レ之候様との御趣意、誠に以て恐悦至極の御事と奉_レ存候、然る所先日略御咄し致_レ承知候へば、名目の處御評議甚_レ六ヶ敷よし、其節は愚意何とも不_レ申出、態と差控罷在候へ共、退て勘考致し候へば、存付候儀を默止候ては、反て不忠と奉_レ存候、已む事を得ず申上候、邂逅勅使を差立被_レ爲_レ仰下候御趣意をば、纔に名目ばかりに拘りて、御評議の御決定無_レ之候ては、乍_レ恐優柔不斷と申奉るべき歟、當時容易ならざる折柄なるに、舊格先例に拘泥せられては、以ての外の御大事と奉_レ存候、ヶ様に御評議も御遲延に罷成候ては、又々人心疑惑を生じ、異説紛々流行いたし、浪人共蜂起致候儀も可_レ有_レ之歟と、甚以懸念至極に奉_レ存候、若し其次第に相成候ては、逆も御國威御挽回の期もあらせらる間敷と、實に恐入奉_レ存候、何卒非常の節には、御出格の譯を以て、一日も早く御評決あつて、勅諭を御遵奉あらせられ候様、伏て奉_レ希上候、尤一橋君御後見の儀は、近頃田安君御

後見御免に相成候故、際々の處如何との御評議に伺はれ、御尤の御事には御座候へ共、容易ならざる時節、殊に宸衷を惱させられて、態々勅使を以て仰出され候御事に御座候へば、快く御請仰上られ候は、公武御一和の御實情も御通徹あらせられ候御儀にて、天下の人心も此御一條に至極感服し奉り、御國家安泰の基と乍_レ恐奉_レ存候、越前君の儀は、御家門の事故、御故障の譯も被_レ爲_レ有候は、御大老同様に御政事總裁有_レ之候様屹度仰渡され、一統へも右の趣承知仕候様御達しあらせられ候は、御國內靜謐、人心一和に罷成、此上もなき美事と乍_レ恐奉_レ存候、

長州の事粗申出候處、御答振不分明承知致候、此儀は先頃脇方より、當五月二日大膳太夫よりの上書を落手いたし、虚實は量り難く候へ共、愚意聊疑惑いたし候、尤も御上洛の御一條は、實に寛永以來の御盛舉は申上ぐる迄も無_レ之候へ共、先日も申上候通、何ぞ當年中に行はれず候ても、天下の人心紛亂仕候にも有る間敷、來秋より先に行はせられ候は、御宜しかるべきかと奉_レ存候貴所様も其御趣意と承知いたし候、然るに長州は頻に此儀を催促申上候姿に相見え、甚心元なく奉_レ存候、方今の處にては、勅命の通に越候御登傭の上、當秋上京を命せられ、外國の御處置、國是の御議論言上致し、叡慮御伺相成候方可_レ然歟と奉_レ存候、急速に御上洛あらせられ候ては、御道中宿々及_レ迷惑、且つ京都に於て種々御評議決し兼候御事とも被_レ爲_レ在候ては、以ての外の御大事、却つて皇國混亂の基かと乍_レ恐奉_レ存候、大膳大夫爰許に罷在候は、小子面會直談致候處存も有

之候へ共、著を存じながら、道を替へ前日發足の次第、何共不審千萬、心底量り難く候、長門守出府の由には候へ共、家督にも無之、決し兼候儀も可有之候に付、相成る儀に候は、只今の内再び大膳大夫召返され、小子と深厚に談合いたし候様、被仰出候儀は相叶申間敷哉、左様御座候は、趣意一致、公武の御爲別て可然御事と奉存候云々、(紹述)

〔幕府の因循姑息〕 廿三日中山中左衛門、春嶽の病を訪ひ、中根雪江に面して時事を痛論せし際にも、薩藩の意は専ら第三策に在るを以て、之を勧誘するに力めたり。幕閣にても春嶽の登用は勅使東下前より決せし所、之に聯關して慶喜重用も亦免れざる所、而して將軍上洛の如きは春嶽の特論にして、他の關係も國是議定の爲、早晚將軍の上洛を要すと爲せし處なり。然れども小事故並に種々の居合等の爲めに、或は春嶽の辭退となり、病氣となり、久世の上京延引となり、剩へ板倉、脇坂等の一橋後見拒絶となり、勅使薩藩の周旋を煩し、其結果頗る幕威を落せり。田邊太一氏此事情を述べて曰く、

此三大策の内、五大藩を以て五大老とすべしとの議を除、餘の二條（上洛と一橋即春嶽老侯との二件）は幕府既に成算のあるあり、既にこれを實施せしもの（春嶽老侯に政事總裁を任せる事）あるほどなれば、其旨を奉ずるに於て、異議あることなかりし、されど世以てこれを幕府の意に出でしものとせず、朝旨に迫られ、三郎の力に恐れて、枉て服従せしもの、ことく見做し、以て

幕府實力のあらざる徴とし、其權を恐るゝに足らざるを識破するの一端となれり、況んや其初幕府にて上洛の舉あらんとは、其意國是議定にありしも、こゝにいたりては朝旨の在るところのことく、攘夷のことを議せんが爲めの上洛のごとくなりて、益、反對黨の氣焰をして盛なるに到らしめたり、（幕末外
交談）

實に大勢は斯くの如くなりしに相違なしと雖も、兎に角幕府は因循姑息にして、只管舊例故式を逐ふを以て、政事と心得たる悠柔不斷は、毎々京都に先鞭を著けられ、幕閣内の大勢已に慶喜の登備の如き決せる問題にして、獨り春嶽を起して慶喜を棄る如きは、決して成し得べからざる關係にして、而も勅命すらあるに當て、猶一二の當局者が拒絶する如きは、事理を解せざるも甚しきものと云ふべし。實に當時重徳は死を決し、後事を人に託して、談判の次の室には強力なる薩藩武士を伏せしめ、非常手段をも取らんとしたりしと云ふ。遂に幕府奉勅と決して、七月一日將軍勅使と對顔して、勅答書を呈せり。

是より慶喜春嶽共に起ちて幕政を執り、朝旨遵奉を主として、諸般の改革を爲せり、然れども衰亡に瀕せる幕府の爲には、さしたる延命劑となるを得ざりしは、抑天意にして人爲の動すべからざるものあるに因るか。

第四節 慶喜春嶽局に當る、幕政の改革

慶喜の意見書——久光の上書——會藩京都守護職となる——將軍上洛問題——宇都宮藩の山陵修補——
參勤制度の大改革——諸侯參勤の改正法——月次禮日の廢止と服制の變革——抱人歸農の令

天下の大勢は慶喜春嶽を促して局に當らしむるに至れり。七月六日慶喜は再び一橋家を相續し、領地十萬石を賜り、登城して勅使に對顔し、後見職を拜し、九日春嶽は政事總裁職に任せらる。

〔慶喜の意見書〕 慶喜は後見職に就くや、直に意見書を一藩に示して曰く、

此度一橋家再相續、並御後見の儀仰付られ、身に餘り忝き仕合に奉存候、御後見の儀は、御内命蒙り候砌、數度御辭退奉申上候處、御聞入れ無之、無餘儀御受致候、今改めて申迄も無之候得共素より不肖の身を以て、御大政取扱候儀深く恐入候事に候、此上は上下の隔なく、天下の御爲御不爲に心附候者有之候は、不寄何事遠慮なく存分可申聞候、品に依ては衆評の上及言上候儀も有之、扱又當今の立場にては、家老用人共心得方別て大切に可有之候、殊に寄り他人の内頼筋、内々には頼込候輩も有之間敷とは難申候へ共、必受申間敷候、但天下の御爲筋に付心附候儀有之候て、表立公邊へ難申立無餘儀輩も可有之哉、右は立身等を頼込候とは事替り、請取候て可然事に候へ共、乍然右様の儀も、長き内には遂に不筋の頼を受候様相成ものに候へ

ば、能々可心附事に候、若し不筋の頼を受け、後日相知れ候時は、當人へ沙汰に及び候は申迄も無之、同勤の者も不念と存候得ば、俱々心附合俱に力を合せ、天下の御爲可盡忠勤候、かゝる重き朝命を蒙り候上は、猶又天朝公邊を厚く心得不申候ては不相成事に候、乍然右様の處より驕心發し候儀、俗情に候得ば、左様の儀有之候ては、厚く奉對天朝公邊深く恐入候次第候得ば、此上此方の言行に付驕々間敷儀有之節は、無三腹藏可申聞候、是一身の上のみには無之候、當今の立場にては、則ち天下の御不爲に相成候事にて、尤も大切の儀に可有之候、就ては末々の者に至るまで、他人に對候ても、是迄よりも萬端丁寧に致し、質素節儉奢々間敷儀聊も無之様可致候、又此方他出の節も、老人幼少の者などは於往來少々無禮々間敷事有之候ても、能様に制し、可成丈厭ひ可申候、老少のものに無之ても、急用か或は病氣様の體と見受候はば、是又大凡に制し、規則の不崩様人々難儀不致様、能々心附可申候條々、爲心得用人共はじめ、末々の者まで申達候事、（嘉明年間錄）

又從來書類の繁雜なるを省き、粗紙を用ふべきを令して曰く、

諸向書物類、鄭重に過ぎ、御番方小普請等、親類書等の儀、頭支配替りの節に新規差出し、且又年々一兩度づゝも増減いたし、張紙多く相成候へば、新に認め直し、殊に料紙も宜敷品を撰候趣相聞、右様手数數相懸り候ては、簡便の御趣意貫き不申候に付、向後は御番人小普請人等の節、新

規差出し、其後頭支配相替り候は、其節被_レ仰付_二候跡後のものへ引送り候様可_レ致候、認方の儀も關字等大體の格式にて取極置、切字等些末の義は不_レ差構、料紙は粗紙相用可_レ申候事、(天明年)
 「久光の上書」 斯くて慶喜、春嶽は政治の舞臺に上れり、兩侯共に其意見は、内は幕政の舊弊を一洗し、外は開國の止むべからざるを知る、而して上は叡慮を奉戴せんとするに在り。是れ穩當なる意見にして、而も當時には實行し難き實勢なりければ、兩氏數々蹉跌せり。久光又書を板倉閣老の許に呈して曰く、

是迄之御政事振觀察仕候處、天朝御尊崇之道不_レ相立、正邪之辨致_二表裏_一、冤魂愁聲草野に滿、御外政に於て者、因循苟且之四字を不_レ被_レ爲_レ免、故を以て虛實者不_レ奉_レ存候得共、乍_レ恐_レ被_レ惱_二宸襟_一、候御模様奉_レ傳承、(中略)然處朝廷思召之御譯被_レ爲_レ在、勅使被_レ差立_二候付_一、私へも引續出府周旋可_レ仕旨、別紙之通被_レ仰付、重疊恐入難_レ有奉_レ存、五月廿二日京地發足、先月七日御當地着仕候に付而者、直様表通り形行獻言仕度奉_レ存候得共、此度非常出格之叡慮を以て、勅使被_レ差立_二候御事故_一、勅使之奉命不_レ被_レ爲_レ濟内、私より獻言仕候而者、勅使を差置候場に相當、越俎之罪と奉_レ存、態と差扣罷在候處、内々承知仕候得ば、勅諭御奉行被_レ爲_レ在候御内定之由、無_レ此上_二御慶事恐悅至極に奉_レ存候、從來私持論者、天下之人心歸向仕候御方、要路に御出職、公武の御間大道相立、無_レ内外表裏_一眞實之御一和に被_レ爲_レ成、正邪明白下草莽之匹夫に至迄、御威德に敬服仕候御政事之基本定り、上下

一致御同體堅實之上、叡意を被_レ爲_レ伺、時勢に應じ、天下之公論を以、外夷御所置、永世不朽之良法被_レ召建、度愚存に御座候處、於_二公邊_一早其邊に御着眼被_レ爲_レ在、先月朔日之御書付拜承仕、誠以威佩之至に不堪、儀に御座候、乍_レ去實際施行之處、古來より難しとする事に御座候得ば、非常之時節、御實事不_レ致_二齟齬_一様、能々御了得、要路之御役々正邪綿密に御評議に而、黜陟被_レ爲_レ在度奉_レ存候、是迄御威光とか申候而、善惡無_レ御構、御壓服之御手段者、乍_レ恐_レ近來之御弊政に而、彌人氣激發之基と奉_レ存候間、右之御氣味御一洗、寛永以往之御政事に被_レ爲_レ復、公武御合體之大基本被_レ爲_レ立候上、義理上より生じ候眞實之御威光被_レ爲_レ在度、偏に奉_二懇願_一候、(防長回天史)

廿三日重徳後見總裁二人を其館に招き、島津三郎と共に數件を談ず、一に曰く、前所司代酒井若狹守猶京師に滞留す、速に退京を命すべしと、二人之を諾す。二に曰く、新任所司代松平伯耆守人望に副はす、之を停むべしと、二人熟考すべしと答ふ。三に曰く、大阪城代松平伊豆守は間部下總守の子なれば、人心に適せず、速に罷免すべしと。四に曰く、和宮の爲に新殿を造營すべしと、慶喜之を辭し、唯宮中諸事缺乏無からしむべしと誓ふ。五に曰く、敏宮の用度足らず、宜しく増益すべしと、二人調査すべしと答ふ。六に皇子女の處置。七に山陵の修復及代拜の件。八に和宮上京の件。九に京都市中救恤の件。十に大赦を斷行すべきを申ふ。二人皆善く調査して後事に従はん、唯第十件は已に裁許を経たりと。夫より閑談に及びて、二人は向後著々舊弊を改革し、武備を修め、

就中海軍を擴張すべきを談す。實に重徳は一徹頑固にして、直情徑行敢爲を尊び 計略あるにあらず、一圖に使命を果さんとし、眞實夷狄掃攘すべしと信じたりしを以て、後年修交條約勅許せられ、兵庫も開港せられて、開國進取の國是を確立せられし日に至りて、頗る不滿の情に堪へずと言へりと云ふ、然るべきことにこそ。此日慶喜、春嶽は閑談の序、今後の事縦令聖旨に出づるも、理に背き時勢行はるべからざる件は遵奉する能はず、正順の義は努めて遵奉を怠らざるべし、勅使も幸に示教を吝む勿れと。

〔會藩京都守護職となる〕 此時長藩も亦所司代松平伯耆守は人望に背くを以て、更迭すべしと内告せしを以て、會津藩松平容保に命ず。容保乃ち國貧弱にして且遠隔の地にあるを以て、緩急事に應じ難きを以て辭し、且酒井雅樂頭を推薦す。然れども眞實幕府が今日の時勢に當り、京都守衛の大任を安んじて委任し得るものは、會藩を措いて他にあらざるなり。其の他は幕府に盡すの誠心あるも力足らず、力あるは佐幕の誠心足らざるあり、故に會津に守護職を任命するは、島津は賛せざる所にして、五六の大藩に交代して守護せしむべしと論せるにも拘はらず、春嶽最周旋して會藩を立たしめたり。會藩も二百年幕府の厚恩を報せんとして、主從京都を墳墓の地とすべきを誓て、任に赴けり。是に於て勅命は皆幕府恭順に決せしのみならず、勅使私の注意をも皆奉體するに至りしを以て、勅使等は歸京すべきに決し、島津三郎は暇乞にとて、一橋邸を訪ひ、座に春嶽もありし面前

にて述べて曰く、

一、勅命の御書あるに付き、是非共大體國是の議論御評決の上、來る八月中旬頃、爰許を發足にて、越前殿には上洛有之度、尤閣老一人同伴の事、

一、一橋、越前殿御登庸の上は、閣老にも實意に大政の評議有之度、巷説に内實は一和に無之やなど申事も候へども、右様の姿の露ほども有之ては、第一徳川家の御爲に然るべからずと奉存候事、

一、大赦を仰出され候御事に候へども、今に何とも仰渡され無之、勅命御奉行の旨と違ひ候に付際々御施行有之度、尤も午年以來諸浪士等、死流幽囚すべて御赦免仰渡され度事、

一、此節命せられ候所司代(松平伯耆守殿)にては、又々人氣に相拘り可申歟と至極懸念に御座候、今一應御評議の上、御人選にて叙慮を御伺有之度事、

但大阪(御城代)も同斷、

一、是迄公武の御間に名義不相當の儀、細に御取調御變革有之度事、

一、將軍家御一代一度は是非共御上洛の事、

一、諸御書付認振の事、

一、勅使御會釋向等其外段々可有之事、

一、和宮様御會釋向は、今一際御手厚に有_レ之度、是迄將軍家より諸大名へ御縁組に準せずと奉_レ存候事、

一、御同人様御心願の御事御座候に付、來春中には是非御上洛あらせられ度奉_レ存候事、

一、朝廷御賄料拾萬石ほど御重め有_レ之度候事、

但公卿方も今より忠誠の御方は今少しづ、同斷、

一、諸役人の正邪屹度御糺し有_レ之度事、

但諸大名も同斷、

公卿方も同斷、

一、水戸前黃門(齊昭卿)贈官被_二仰出_一度事、

一、故掃部頭(井伊直弼朝臣)罪科屹度御糺し、代數御除き有_レ之度事、

但井伊の家は、先祖代より徳川家へ格別の功勞も有_レ之候に付、當人までの處にて申上候、

一、酒若事(前所司代酒井若狹守殿)隱居慎み被_二仰付_一度事、

但間部(前御老中間部下總守殿)も同斷、其外隨從の面々同斷、

一、安對(前御老中安藤對馬守殿)は今一際重く被_二仰付_一度、其外隨從の面々屹度御咎め有_レ之度事、
但御讓位云々の御事は、實事の様に承知いたし候に付、右之通申上候、

一、九條家も隱居慎み被_二仰出_一度、隨從の公卿方家臣等に至るまで、武家に准じ、御取扱有_レ之度事、

一、外國の御處置は御内政大概御治定の上に無_レ之候ては、宜しからずと奉_レ存候事、

一、諸大名參勤是迄の通にては、迎も海防十分に全備致さず候に付、遠(三百里以上)中(二百里以上)近(百里以上)に應じ、年數の差別有_レ之度、若此義相成り難く候はゞ、妻子國許に引取度事、

一、諸御手傳等の入費、相掛り候儀、以來は仰付られざる様に有_レ之度、左なく候ては、外國の防禦は勿論、内亂の鎮靜も出來兼候様、成行べしと奉_レ存候事、

但禁裡の御修覆等は別段の事に可_レ有_レ之候事、

一、海防の儀、江戸海は勿論、諸大名一統へ年限を御定め、是非とも全備致し候様に御達し相成り、其上に不行届の國も有_レ之候はゞ、嚴科に仰付らるゝ旨、屹度仰達せられ度奉_レ存候事、

但前條參勤の儀も御達しの上たるべき事、

一、大阪兵庫堺等の警衛は、方今の形勢にては相濟ず、屹度嚴重に有_レ之度事、

一、京都の警衛は、大藩四五頭へ交代にて相勤め候様被_二仰付_一度、是迄の彦根等は御免にて、爰許の守衛命せられ度、左なく候ては、第一に人心の和合せざる基と奉_レ存候事、

一、老中宅に於て、外國人應接は以來無用に致し、十萬石以上三十萬石以下の大名外藩四人、御譜代四人(二人づつ交替にて參府)命せられ、小事は時々幕府へ伺に及ばず、臨機に取計ふべし、外

國奉行以下は其指揮を受けて相勤め候様有^レ之度事、

一、外國御處置相定り候迄の間は、成るべき丈登城は以來無^レ之様致度事、

但江戸中へ滞留の儀も同斷、

一、近衛關白は長くは在職無^レ之模様ニ付、跡代り鷹司前右府公へ被^ニ仰出^一度事、(紹述)
と所思を悉く忠告して退きぬ、一橋等も此忠告を粗ば容るゝの意を致せり。幕府の改革は實に此意見と符合するもの多し。

〔將軍上洛問題〕 然れども此時幕府に最も急迫せる大問題は、將軍上洛問題なり。大原勅使の齎らせる所は、三事策其一を遵奉すれば可なり、而して島津氏の意見は慶喜春嶽の登用にありて、將軍上洛の如きは未だ其時にあらずとせるも、毛利氏の所論は大に趣を異にして、上洛を以て最要急務として、京紳亦之に和するもの少からず。幕府に於ては將軍上洛の利害若くは必要不必要を論ずるよりも、寧ろ現在財政逼迫して、將軍上洛の如き大舉を執行するの餘財なしとて、老中等は頗る反對論を唱へ、今將軍幼冲にして、自ら政治を裁決する能はざるを以て、朝廷特に命じて後見を任じ給へり、斯く衆望の歸する後見總裁職の上任の上は、宜しく先上京して、叡慮の存する所を伺ひ、以て應急の處置をなすべし、幼將軍上京するもさしたる益なかるべし、若し上洛の如き莫大の費を支辨するを得る餘力あらば、是を以て海軍を擴張するに如かずと論爭す。蓋し當時の幕閣に取つては至

當の論と云ふべし。然れども總裁春嶽之を肯せざるなり。春嶽の論たるや、之を公にして世の耳目を一新するの壯舉を執行して、叡慮恭順の誠意を示し、以て上聖主の信任を買ひ、下諸藩及浪士等の口を封せしめんとするに在り。之を私にしては若し上洛の決行なくんば、己れ自ら上京の任に當らざるべからず、之れ堀田備中、間部下總の失敗せし所、久世大和の遁避せし所、春嶽も上京の大任は自ら大に危む所なり。然れども將軍上洛せず、後見總裁も上京を避くるに至らば、聖旨遵奉の誠意足らざるものに似たり。孰にしても將軍上洛して、上は聖主の御信任を厚うし、下は浪士輩を威壓し、親しく天顏を拜し、内外の要務を議定し、以て公武一和の實を擧ぐるに如くはなしとて、屢、參政岡部駿河守等と極論して、遂に上洛を決行せしむるに至れり。春嶽の論旨に曰く、

今般御上洛之儀に付、取調之上建議之次第、目前之御時態を斟酌し、圓熟之見込共一應尤には相聞え候へ共、元來の着眼、方今の御政體此上非道之御所行無^レ之、順正に幕府之政權を維持すべくとの事にも可^レ有^レ之候、然る處此度の儀は寛永太平を文飾せられ候御上洛とは反對に而、國歩艱難の時に當り、衰運を國初之盛代に御挽回有^レ之、幕府之儀は不^レ及^レ申、大に日本國の可^レ被^レ興^レ御創業御同様之御趣意に候得者、御上途之次第も總て右に本付き取調べ相成るべき事に候、其子細と申すは、近年幕府之御政道被^ニ對^一天朝、御筋合相立兼候廉々も不^レ少、舉世之傍觀する所、夷狄を敬重せられ、彼が申立の次第は不^レ拘^レ難易、御聞届に相成、天朝をば輕蔑せられ、被^ニ仰出^一候儀とも一

一遵奉にも至り兼候姿に有之、神州固有之人心を激し、有志の慷慨を起し、大老を刺し閣老を傷け、浪士之爲に幕府を驚動し、威權共に地に墜るの時勢により、薩長二州の如き、公武之間隙に乘じ、各其合體を周旋すべきの國論を主張し、又浪士の無頼、微力之黨に至ては、憤慨に堪へ兼、身命を擲て勤王の義兵を動かし、太平命脈を絶ち、幕府の非政一頓に改革せんことを企望し、天下已に動亂に及ばんとするの勢に迫り、六月朔日の降命將軍入朝の命を諸侯に傳へしを云ふに相成候事に無之哉、於是天下目を刮ケふて新政の臧否を觀んと欲す、此時に當て幕府尊王之御誠意、弊政御改革之御盛跡、赫然として御事業に顯れずしては、天朝の御疑惑は不_レ及_レ申、何を以て天下人心の不平を釋くべき、されば何事をも被_二指置_一候て、直地に御上洛有て、是迄の御不都合共御恐入被_二思召_一候御次第を被_二仰譯_一、且今後御新政之御見込も宸襟を安せらるべき爲に、被_二爲_一仰上、昨年姫君御降嫁の御禮をも被_二仰上_一、公武眞の御一和に至り候は、叙慮の御安着は不_レ及_レ申、天下始て尊王之御誠實に感服し、再び關東の威令を仰望するに至り可_レ申は、偏に此御上洛の一舉に有_レ之、治亂興亡の大機會にて、縱令如何程之御失墜有_レ之にも致せ、天下之動亂には御替難_二相成_一事に候へば、利害上にて申候ふも、御上洛の御入費は信義と太平とを御買取に相成候御用途と御決定有_レ之、一萬兩にても御有金の多寡に應じ、如何様に被_二成候_一にても、御上洛はなくて叶はざる事にて候、此儀を被_レ止、海軍を興し候ても、此儘の御政體にては、外國は扱置、内亂足下に生じ、海軍は何の用にも

相立申間敷候、譬ば失火を救ふに火防之器械全備を待つに違なく、有合次第にて火元へ驅付、可_レ及_二鎮防_一義專要たる如く、御行裝御入費の御取調べよりも、天下太平の御取調べこそ肝心の義と被_レ存候、御上洛の義は何れ治り無れば亂るべき堺に候へば、無ては叶はざる義は喋々噂々を待ざることにて候、尤も今日御指支勝に御出來兼被_二成候_一、尋常之事實を以て取調候は、可_レ爲_二書面之通_一是より先關部駿河守御上洛費用書を調製して春嶽に呈したるものを指す候得共、天下之擾亂に替へられ候非常之英斷を以て、無二無三に御押出に相成候處を以て見据へ候へば、又強ち難き事にも有_レ之間敷、御供之面々も成たけ壯年之者被_二召連_一、何れも歩行たるべし、無_レ據向五十以上或は痛所有_レ之面々は、通し日傭の山鶴にのり可_レ然候、大身は鎗一本、手廻一人、兩掛一荷たるべく、小身は鎗一本、兩掛片方にて可_二相濟_一候、左候は、御役人に歸すべき恨も有_レ之間敷候、萬石以上の供奉も右に準じ、御府内供連の振合を以、致_二省略_一候は、及_二疲弊_一候程の迷惑も有_レ之間敷候、扱道筋之義は、昨冬之御下向と違ひ、御朱印の繼立を被_二相止_一、寄郷等の苛政を省き、宿繼人足有合之外は、通し日傭雇ひ人馬に相成候は、宿驛の困窮、小民の煩にも相成間敷、道橋等不_レ及_二修覆_一、嚴重被_二仰出_一、豫め見分_二之者等不_二指出_一、御指懸り御指支之義有_レ之候はば、海道筋之煩ひ難義も有_レ之間敷、御宿陣本陣之義は遠御成御膳所之御振合を以、極極御手輕之御取調にて、普請修覆等の間も無_レ之程に被_二仰出_一、京都表之義は、老中方之内早速被_二罷登_一、御所向之御都合始め、夫々前條の御趣意に基き、被_二取調_一御待受被_二申

上_二候は、是以御指支は有_レ之間敷事に存候、此度の儀は迅速御手輕に相成候様、御徳誼も御威光も被_レ爲_レ立、隨て天下も安堵すべきは更に疑ふべき事無_レ之、公武の御間を和し、天下へ尊王の大義を被_レ示候儀、實に之に過ぎたる切要急務は無_レ之候、左も無_レ之して何を以て公武御合體、弊政御改正の御信義を天下へ表示致すべきや、薩長初に乘じ勤王を唱へ、京師へ押出候擁兵は如何して解去可_レ申哉、平生を以て議す可き時ならざる事と確乎明著の事にても、二百年來太平の流弊によつて、諸事文弱鄭重にのみ成行たる染習を御脱有_レ之、信義眞率に御舉動日本國を興さるべき憤發勇銳、御身を以て先き立せられ候御盛業、今日に顯はれ候へば、是迄被_レ仰出_レ迄には不_レ容易と、危殆罷在候、天下の耳目を一新し、日本全州の正氣を一時に振起し、御改革の御趣意も是よりして御行届に可_レ相成_二事必然たるべき事なり、又海上よりの御上洛書面も難義左も可_レ有_レ之、此義は不案内之義故難_レ及_二辯論_一候得共、陸路の英斷を以、申試候は、唯今御用に相立つべき一隻の觀光丸を御座船とし、其餘は文祿之度朝鮮渡海之心持にて、悉く日本船にて御供可_レ致事に相成候は、御碇泊之御日數さへ被_レ迫候は、是以御指支に有_レ之間敷と被_レ存候事、

七月

之に對して猶反對論もあり、餘り見すばらしき事にても、威光を落す故、兎に角此度は後見總裁等代て上京すべしとの論もありしが、總裁たる春嶽の主張強固にして、後見も同意せられしも、三

郎に於ては寧ろ不用として反對せし所なり。長州の意は最早公武合體にあらざるを以て、頗る上洛論を唱道せしなり。閣老參政等は素より好まざれども、慶喜春嶽と離れて幕政を料理すべきものを以て、遂に上洛と決せり。是實に朝紳の意外とせし所にして、幕府の微力なるを知り、愈計畫と議論とに一步を進むるに至れり。果して上洛の結果は、悉く不首尾に終り、何の得る所もなく、極力上洛を主張せし春嶽の如きも、京師の實況を見て、其案外なるに驚き、遂に密に逃避して歸藩するに至れり。之を要するに、幕府の施政にして一步を進めば、京論亦一步を進むるを以て、終始幕論は一步を後れて、京都の満足を買ふ能はざりしなり。

〔宇都宮藩山陵修補〕 却說春嶽は漸く自己の意見の行はるゝを見て、出で、政を見るに至れり。

二百年來幕府の舊慣故例を捨て、一大改革を施さんことを主張し、遂に其義に決し、大目付岡部駿河守、清野伊賀守をして諸侯參勤の制を初め、諸般改革の案を草せしむ。是より先宇都宮城三戸田塙前守忠恕は、其家宰間瀬和三郎の議に従ひ、宇都宮藩は如何にもして勤王の誠意を表せんと欲すれども、西南諸侯の如く地の利を得ずして、京師との間に江戸を隔るを以て、他諸藩とは全く別個の問題を以て、勤王の誠意を表するに足るべく、且幕府にも敵意を表せざる問題あるべしとて、歴代山陵の荒廢せるを思ひ、これを修理せんことを幕府に請願せり。蓋し同藩は蒲生君平以來、山陵の事を憂ふる切なるを以てなり。山陵修補の事は幕府が尊王表示の爲には、好箇の問題なるを以て、

幕政改革の初にこれを舉行せんと欲して、越前守より意見を建白せしめ、幕府直に其意見を採用して、閏八月十四日越前守を山陵修補用掛とし、家老間瀬和三郎を戸田大和守と改稱せしめ、歳俸を給し、山陵奉行に命じて、修補に従事せしむ。其辭令左の如し。

戸田越前守家老

間瀬 和三郎

今度山陵御取締向御譜請等之御用被_レ仰付候處、是迄御譜請其外御手傳の御用被_レ仰付候振合と違ひ、御譜請等仕方見込に御任せ相成、國々へ家來等差遣はし、爲_二仕立候事にも候間、重役の内重立引受取扱者無_レ之候ては、御用辨も立間敷儀に付、右和三郎へ取扱申付、萬端施略之儀無_レ之様、大切に爲_二取計被_レ申候様被_レ存候事、(宇都宮藩書上)

是改革の第一着手にして、翌十五日愈、改革の發令に及べり。此日列候を黒書院に會せしめ、將軍親しく諭す所あり。

先般申聞候通、令_二變革候に付而者、參勤交替之儀も相改候條、武備充實候様可_二心掛尤委細之儀は年寄共より可_レ及_二演說候、存寄有_レ之候は、無_二忌憚可_二申聞候、(開國起原)

畢て總裁閣老等更に列候を大廊下に集め、之れに告ぐる所あり曰く、

方今宇内之形勢致_二變候に付、外國の交通も御差免に相成候に付而、全國之御政事一致の上な

らでは難_二相立筋に候處、御大禮等相續、一新之機會を失ひ、天下之人心居合兼、終に時勢如此及_二切迫候次第、深く御痛心被_レ遊候に付而、上下舉而、心力を盡し、御國威御更張被_レ遊度思召候、尤環海之御國海軍不_レ被_レ興候而は、御國力不_レ相震候に付、追々御施設可_二相成候得共、此儀は追々被_レ仰出可_レ有_レ之候、右に付而は參勤年割、在府之日數御緩之儀、追而可_レ被_レ仰出候、依而は當國在邑いたし、領民撫育は申迄も無_レ之、文を興し武を振ひ、富強之術計厚御心掛、銘々見込之趣も有_レ之候は、無_二腹藏申立心得に可_二罷在旨被_レ仰出候、(開國起原)

〔參勤制度の大改革〕 抑參勤の制は、諸侯の妻子を質子に取ると同じく、幕初に苦心して制定したる所にして、徳川氏は二百六十餘年諸侯を駕して能く紀綱を保ちしもの、其原因種々あるべしと雖も、此參勤交代の制や與りて力ありしと云ふべし。而して此制や徳川氏に斯る大益あるが如く、諸侯に取りて最も痛苦を感ずる所にして、最僻遠の地にある島津氏の如きは、道中の費用に一萬兩以上を費したりと云ふ。故に曾て阿部正弘の執政たりし當時、島津齊彬松平慶永伊達宗城等の諸侯、正弘に參勤の制を改めて期を緩うせんことを計りしことありしが、正弘は此制度は幕府の基礎たるを以て、容易に改め難しとて應ぜざりき。今や改政の劈頭に當て、此根本制度に大改革を施す、諸侯感泣して幕府の命に奔るを常理とすべけれども、實際は然く幕府に幸せずして、愈幕府の無勢力を看破せられ、京紳及有志等より、益々輕侮を受くるに至れり。朽索を以て、六馬を繋げるが如き狀

態に至りしこそ、是非なけれ。

十七日閣老水野忠精、板倉勝靜運署を以て軍艦銃器に關する改正令を諸侯に達す。從來諸侯軍艦の江戸灣に入るものは、灣口たる浦賀港に於て検査を受けしむる制なりしを改めて、出入之際幕府に届出しむるのみに止む。其他取扱及び製造法等に關し詳細なる改革を施し、要は唯簡單にして實用を専らとせしむ。十八日評定所誓詞を廢して、柳間に於てすることとし、廿一日高官登城の規約を立て、簡便にせしむ、其結果として老中に於て千五百兩、若年寄にて千兩の歳出を節し得べしと云ふ。

〔諸侯參勤の改正法〕 廿二日諸侯參勤の改正法を立て、大目付をして普く諸侯に廻達せしむ（達文廿三日に出す）。是に於て諸大名參勤の割合は大廣間詰は、三年毎に大凡百日限在府、溜間詰及同格は三年毎に大凡一ヶ年在府、譜代、外様、雁之間、奏者番、菊之間、御橡類、交代寄合衆も三年毎に百日限在府と改めらる、此改革に伴ふ諸件は左の如し。

達文の一

今度被_レ仰出_二候趣も有_レ之に付、參勤御暇之割、別紙之通可_レ被_二成下_一旨被_二仰出_一候、就而は在京中時々登城いたし、御政務筋之理非得失を始め、存付之義も有_レ之候は、十分被_二申立_一、且國郡政事之可否、海陸備禦籌策等相同、或は可_二申達_一、又は諸大名互に談合候様可_レ被_二致候_一、最も右件々

御直に御尋も可_レ有_レ之事、

一、在府人數別紙割合之通被_二仰出_一候得共、御暇中たりとも、前條之事或は不得_レ止事、所用有_レ之出府之儀は不_レ苦候事、

一、嫡子之分は參府在國在邑共勝手次第之事、

一、定府之面々在處え相越候儀、願次第御暇可_レ被_二下_一、最諸御役當之儀は、別紙在府之割合を以、可_レ被_二仰付_一候事、

一、此表え差置候妻子之儀は、國邑へ引取候とも、勝手次第可_レ被_二致候_一、子弟輩形勢見知之爲、在府爲_レ致候儀、是又可_レ爲_二勝手_一候事、

一、此表屋敷之儀、留守中家來共多人數不_レ及_二差置_一、參府中旅宿陣屋等之心得にて、可_レ成丈け手輕に可_レ被_二致_一、且軍備之外總而無用之調度相省、家來共之儀は、供先使者勤共旅裝之儘罷在不_レ苦候事、

一、國許在處より懸隔候場所、御警備之儀に付而者、追而被_二仰出_一候品も可_レ有_レ之候事、

一、年始八朔御太刀馬代參勤家督、其外御禮事に付而之獻上物は、是迄之通りたるべく候、乍_レ去手數相掛候品は、品替御願不_レ苦候事、

一、右之外獻上物は都而御免被_レ成候、尤格外之獻上仕來候分は、相伺候様可_レ被_二致候_一事、

別紙參勤割合表略す、(三十年史)

達文の二

今度諸大名參勤之制、御猶豫被_レ仰出_二候に付而者、是迄之割合を以、當年參勤可_レ致筈之輩、病氣等に而延引又は旅中之面々は、其儘在國歸國致不_レ苦候、(防長圖)

〔月次禮日の廢止と服制の變革〕 又月次禮日を廢し、萬石以上以下共、服制を變革して専ら簡便と實用とを主とせしむ。將軍外行に際して、沿道の民戸憲蓋を掩ふべき制を撤す。而して幕府が此大改革によりて、都下の渡り徒士、日傭奴輩は衣食の料に窮して、不平を訴ふるもの四萬人に及べりと云ふ。是に於て此改革に不満を懷くの輩は、彼等下等人民を煽動して、此英斷を沮止せんとして、頗る春嶽を惡めり。〔續再夢記事〕九月朔日の條に曰く、

今朝芳野立藏來りて、遽たしく中根親負に面會を請ひ、さて事已に迫れり、今日は御登營を見合せらるべしと申し、故、中根如何なる事のしか迫れるにやと尋ねしに、芳野幕府改革の令を發せられしため、渡り徒士日雇の類俄に營業の道を失へるもの數萬人に及び、此者等爾來専ら恨を公に歸し、相與に謀て今朝御登營の途中を要し、暴行に及ばんとするよしなり、固より取認めざる巷説ながら、萬一さる事あらば、政府の汚辱なるは勿論、新令御施行の上に就ても、大なる妨碍なるべければ、厚く御注意を請ふと申し、故、中根其趣を公に上申せしに、公天下の重任を

負ひて、廟堂に立てる身の、しか取り認めざる巷説の爲め、いかでか輕々しく驚すべき、已に過日も下馬邊(下馬札を立たる邊)に於て發砲するものあるべきよし聞きけれど、取とめたる説とは思はざりし故、其儘聞流し、且家臣等若斯る説を聞かば、徒らに案勞すべしと考へし故、其後邸内にては口外せざりしなりとありて、聽納れられざりき、斯くて芳野が告知せる風説は、過日來已に執政以下要職輩の耳にも入りて、窃に懸念せる折なりし故、取り認めざる風説にもあるべけれど、萬一にも其實あらば芳野の申せしが如く、汚辱とも妨碍ともなるべき事なれば、遠慮せらるゝ方然るべしとて、やがて其意見を公に申立けるが、公容易に聽納れられず、矢張登營すべしとありし故、執政等反覆意見を陳述し、夫が爲大に時刻を移し、遂に登營を斷はる事となりしなりと、又曰く同日執政等議して、中根親負を岡部駿河守、淺野伊賀守の許に遣はす、今朝芳野立藏が申來りし趣を有のまゝに告げ、且此事若事實ならずとも、生業を失ひたる輩は、何とか安着すべき御處置を施行せられたしと申入れさせしなり、斯て夕刻に至り、淺野より申遣はせる旨ありし故、中根更に同家に赴きしに、今朝申聞けられし件は、營中に於て速に詮議に及び、改革の爲め業を失ひたる者の意志を問糺し、歸國せんと欲するも、此地に留まらんと欲するも、すべて其望む所に任せて、歸國するものは本籍地の領主地頭をして、歸國の後更に業に就くまでの間、相當救助せしむる事とし、此地に留まるものは、江戸町奉行をして同じく業に就くまでの間、相當救助せしむ

る事となれり、且當分の内退營を夜に入らざることに定められ、又下馬邊へ御家臣を出され、非違を警しめらるゝも、然るべきかと評議せり云々申聞たりき、

〔抱人歸農の令〕 且つ千丈の長堤も蟻穴より潰崩せんを恐れて、九月三日抱人をして歸農せしむべき令を發して、賤者を保護す。

今般諸役人供連減少仰出さる、其上諸家在府の向も相減し候に付ては、是迄町方請にて召抱置候足輕中間等、追て暇差出し候向も有之、故郷を離れ年來武家方奉公致し居候もの共、多くは仕覺候手業も無之、俄に生活を失ひ、可爲難儀候間、當地にて身分付方無之、舊里へ歸郷相願ものは、御手當被下、御領は御預り所役人、萬石以上は領主家來、萬石以下知行給地且寺社領分は家來又は村役人等呼出し、町奉行より引渡遣すべき間、所役人並身寄のもの共へ引渡し、歸農致させ、農業出來兼候もの共には、人夫に遣ひ候か、又は山海の稼き等致させ、郷里に安住いたし候様厚世話可致候、（嘉明年間記）

長藩士周布政之助、小幡彦七等も大に憂ひて此間に周旋する所ありて、幸に事なきを得たり。幕府は乃ち益、改政の歩を進めて、安政以來幕府の要路に立ちし諸侯を黜削せり、井伊掃部頭の封地十萬石、間部下總守○江の封地一萬石、久世鎌吉○關の封地一萬石、安藤鐸之助○平の封地二萬石を削減し、酒井修理大夫○小堀田見山○佐松平玄蕃頭○高に蟄居を命じ、内藤紀伊守○村松平和

泉守○四は共に在職中村替の一萬石を撥て、舊地一萬石を與へ、且紀伊守信親が席を下して雁之間に轉せしむ、松平伯耆守○宮津水野左京大夫○沼に差控を命じ、久世大和守に永蟄居、脇坂揖水○龍に謹慎を命じ、其他麾下の士には松平出雲守、大久保越中守、松平式部少輔、駒井山城守、黒川備中守、石谷長門守、岡部土佐守、久貝相摸守、池田播磨守、伊藤長壽院、淺野伊賀守、藥師寺備中守等皆黜削せられたり、

是より先閏八月七日及廿六日慶喜、春嶽及老中總て連署を以て、京師に書を呈せり。

一筆致啓達候、秋暑未退候得共、各方益、御勇健被成御座、珍重奉存候、然は是迄於關東不都合の事共有之深以恐入候御次第に付、此度以勅書被仰出候通、以後の儀は只管頂戴勅意、心力を盡し、誠精を勵し、偏以公武御一和、上下一致、萬民致安堵候様取計、何卒奉安、（敬慮）度と刑部卿始一同日夜心痛罷在候事に御座候、未事業を施候儀無之故、被安宸襟兼候御儀も可被爲在哉と奉存候、幕府新政不容易次第にて、百思千慮究評議候事に候間、此段御差含（敬慮）有之候様致度候、扱又春嶽登京の儀被仰出候得共、前書の通政體等も見据相窺候上ならでは、上京仕候ても奉安、（敬慮）様も無之に付、此儀は暫御猶豫の儀相願度候、是迄深被惱宸襟候儀も、畢竟久世大和守、安藤對馬守等不束の取扱有之事故、大樹公にも深恐入思召、私共一同に於ても不堪、（敬慮）恐懼の至奉存候事に御座候、自今以後、偏以公武御合體の儀、誠精粉骨仕候條、尙

宸衷も被_レ爲_レ在候は、以_二各方_一私共一同へ被_二仰出_一度、御至當の儀は何分にも遵奉可_レ仕、自然於_二時勢_一難_レ行御儀も御座候は、乍_二恐懼_一御斷申上候儀も可_レ有_二御座_一候間、此段其許にも厚御含有_レ之候様致度候、以上、(七細四) 宣始末

秋冷之節御座候、然ば本月九日附御紙上の趣謹承仕候、攘夷の叡慮は兼々相伺居候儀にて候得共、決て其邊の豫防に申上候儀は無_レ之候、御近々島津三郎官位一條之段、無_レ據次第御座候節は、不願_レ恐_レ此表の事情一々御斷可_二申上_一候様の儀も可_レ有_二御座_一候間此段不_レ惡被_二含置_一候様所_レ冀に御座候、且春嶽上京に就ても、近々取調、此節専改革筋取掛候所、事務多端にて、次第に遅引仕奉_二恐入_一候得共、何分今暫御猶豫の儀も御含置可_レ被_二下候_一、此段御再答如_レ此御座候、以上、(七細四) 宣始末との書京都に達し、傳奏より披露するや、當時は此廿五日を以て九條尙忠も落飾隱居を命せられ、久我等四卿も罰殛せられし後にして、幕府の爲に辯護の位置に立つ者あらざるを以て、皆幕府を以て因循姑息にして、舊弊未だ去らず、到底事を爲すに足らずとし、再び勅使を下して攘夷を督促すべしとの議論盛に起れり。

第五章 尊攘說極盛時代

第一節 長 藩

薩長と上杉佐竹——徳川の結婚政略と毛利家の勃興——撫育局——慶親の治績——吉田松陰——上藩勤王の機運——毛利侯の建白書

〔薩長と上杉佐竹〕 三戸と雖も秦を亡すものは必楚ならんとの豫言は的中して、百萬の健兒を率ゐて咸陽を屠りしものは、楚人劉邦と項羽となりき。關ヶ原の一戰徳川家康大功を奏してより天下の大勢定りしと雖も、此戰の結果として、敗鬪の耻辱を受けて二百六十年雌伏せし者、西に在ては薩長二藩にして、東に在ては上杉佐竹の兩藩とす。然れども東北の地たるや、其勢自然に首腦は關東の平野に在るを以て、到底江戸幕府の控制を受けざるべからずと雖も、關西の地たるや、其首腦は自然に京攝の地に存するを以て、一朝事有るに及びては、到底江戸幕府の駕御し能はざる所なり。故に幕府が常に懸念せし所は、實に薩長兩藩に在りしなり。幕府猶隆盛の日に在て、既に水野越前、阿部勢州の如きは、徳川の天下を亡すものは、薩長兩藩なるべきことを憂ひたりしといふ。當に水野阿部等のみならず、已に幕府の始より、此兩藩を懸念するや甚しく、之が控制の手段として、細川、小笠原、淺野、池田等諸藩の配置の如きは、頗る注意せしものなり。然れども何程注意周到な

るも、人力の及ばざる所に間隙を生じて、遂に戊辰正月に伏見の一戦徳川勢が醜く敗衄を取りしは、天の時至れりと云ふべし。

〔徳川の結婚政略と毛利家の勃興〕

徳川氏が諸大名を控制するや、其注意其方術至れり盡せり、封土の外様親藩譜代等、親疎相錯綜するは言ふまでもなく、二百餘年間には結婚其他種々の政略を以て、殆ど徳川氏と離るべからざるに至らしめたり。大諸侯の間には徳川氏の血の流れざる家はなしと云ふ程、諸大族を徳川化せしめたり。前田、伊達、細川、黒田、池田、淺野、蜂須賀、鍋島等皆一として徳川氏と婚娶せざるはなしと雖も、毛利家には支藩多く宗家絶ゆれば、支藩より入て繼ぐの制にして徳川氏と相嫁娶する尠し。此一事を以て見るも、到底徳川氏と毛利家とは終始水乳相和する能はざるを知るべきなり。毛利家の興るは、輝元より第八代元徳より八代前重就の時にあり。薩摩の重豪、肥後の重賢等と時を同じくし、治績大に擧る、其最政績の著しきは財政の整理にあり。重就は長府家師就の男にして、入て宗家を繼ぐ。時に江戸は家重、家治、家齊三代にして、漸く驕奢の風を生せるに、重就は藩政刷新を任じて立ち、坂時存を拔擢して政務を謀りぬ。時存も亦知遇を感じて大に盡す所あり。時存常に其主に勸むる所は懲毖の二字に在り。寶曆中幕府に請うて土地の廣狹肥瘠を量り、有餘を以て不足を補ひ、民間の生産を平均し、以て六七萬石の餘地を生ずるに至れり。

〔撫育局〕

且鹽業を獎勵し、鹽田を開拓し、得る所を以て、慈善の資に供せり。全く別途の會計として、單に貧民救助として、軍費にすら流用するを許さざるの規定とす、此事務を取扱ふ局を撫育局と名く。且低利を以て金員を領民に貸下げ、又山林を貸與し、是等の利金は咸撫育局の收入とす。得る所毎年一千二百兩程に上れり。後撫育局附屬の地を合計せしに二萬石程に及べりと云ふ。周防國熊毛郡寶積村に倉庫を設けて、撫育局に屬せしめ、此地に於て上方へ上る船舶に金圓を貸出すの制を設く。累世能く此制を守りしを以て、維新當時に至りては、其蓄積する所頗る巨額に上れり。周布政之助が僧月性を送る詩に、官穀貸民降種來、農功五月始分裁云々と云へるは是等の事なり。前にも述ぶる如く、撫育局の金は救済慈善の外に、他事業に流用するを禁せしと雖も、維新當時は未曾有の大變革にして長藩に於ては興廢存亡の分るゝ所なるを以て、一藩の輿論を以て、一時此金を流用せり。かの朝廷に獻せんとしたる七十萬兩の如きも、全く此撫育局の貯蓄金に外ならず、以て此撫育局の貯金の莫大なりしを知るべし。重就の後重廣、治親、齊房皆世を長くせすして齊熙に及べり。當時は所謂大御所様時代にして、水野出羽守意を迎へて驕奢を盡し、諸藩皆江戸の風を倣ひ、奢侈を極めし時代なり。長藩亦此數に洩れず、上下恬安、無事を樂み、歌舞伎芝居、勸進相撲を始め、遊戲の流行甚しく、齊熙も角觔を抱へ、葛飾郡に巨萬坪の地を求めて、宏壯なる別墅を設くる等にて、藩の財政も大に困難に赴きたるに、(撫育局は特別會計なり)、天保七年には萩城下を始

め、防長二州洪水氾濫して年穀登らず、物價騰貴して下民菜色したるに年内三君を失へり。隱居齊熙は此年五月を以て江戸に卒し、藩主齊元は其九月を以て藩地に逝き、其十二月を以て世子齊廣^{チヒロ}逝去せり。實に毛利家の困難、防長士民の悲況は想察するに餘ありと云ふべし。

〔慶親の治績〕 慶親は翌八年江戸に出で、幕許を得て封を襲ぎ、是より専心一意節儉を尙び、二州の人民を休養するを主となす。益田右衛門介の父玄蕃國老として、之を輔佐し、村田清風其下に在て計畫と施設とは皆清風の頭と手とに由りて成れり。其節儉主義の如きは、實に極端に走れり。慶親大藩の主として、參府下國の如き長途の旅行も、朝夕は膳に對すれども、晝食は辨當飯を喫せりと云ふの一事を以ても、其勵精の程を察すべし。而して一方には萩町の水利を修め、新川を鑿ち、運輸と灌漑との便を増し、又文武の教育を奨勵し、從來藩營明倫館は城内に在て狹隘なるを以て、之を擴大せんが爲に、嘉永元年廓外に移して新築し、規模頗る宏大となる。兵備は從來の城を改めて、主として西洋銃陣の法を講じ、大艦を製造す、丙辰九庚申丸等此時に成れり。斯くの如く銳意勵精、藩政改革に従事せしに、年穀亦登りしを以て、鬱然として藩治舉り、財政豊にして、四民鼓舞するに至れり。防長の民今に至るまで慶親清風君臣の德を稱して、敬慕するもの所以なしとせんや。

〔吉田松陰〕

斯くの如く上に慶親の民治に勵精して、下に明宰之を助くるありて國家興隆の運に

奮へるに、國の將に與らんとするや、必ず先覺木鐸の此民を醒覺するあるを見る。かの水戸の藤田東湖に於ける、薩摩の西郷隆盛に於けるが如く、長藩亦吉田松陰あり、城東松下村に一私塾を開きて、子弟を教育し、又弱冠家を出で、四方に周遊し、南は九州に遊びて其海岸の防備を察し、東北は肥後の志士宮部鼎藏と共に、嘉永四年十二月江戸を發し、水戸より會津に入り、北越より佐渡に航して、順德天皇の陵を拜して、感慨之を久しくし、普く地理海防等を觀察せり。交る所の志士佐久間象山、宮部鼎藏、葉山鏡軒等を始め、知名の士多く、門下亦入江九一、其弟野村和作、高杉晋作、久坂義助、伊藤俊助、杉山松助、伊藤傳之助、岡仙吉、有吉熊次郎、品川彌二郎、楫取素彦、弘勝之助、吉田稔麿、松浦松洞等を始め、有爲の士を輩出し、其著書留魂錄、將及私言、急務條議、攘夷私議、武教講錄、西洋歩兵論等皆當時志士の指南針たりしなり。其他桂小五郎、山縣狂介、來原良三、土屋矢之助等皆識見高邁の志士にして、永井雅樂、周布政之助、廣澤兵助の如きは、識見手腕兼備したる豪傑の士にして、清風等の後を受けて藩政の樞軸を握り、實に防長二州は人材の驥北^(名馬の産地)となれり。松陰藩獄より江戸に送られし當時、嚴父に別るゝ詩に曰く、

平素^{ヒナ}庭^テ達^ツ訓^ニ誨^ム、斯行獨識^ニ嚴^ニ君^ニ、耳存文政十年詔、口熟秋洲一首文、小少尊攘志早決、蒼皇與馬情安紛、溫清^ニ得^ニ留^ニ兄弟^ニ、直向^ニ東天^ニ掃^ニ倭^ニ雲^ニ、

この文政十年詔とは、此年將軍家齊太政大臣に任せられ、世子家慶從一位に叙せられし詔の事なり。

松陰之を其父より傳聞して、幕府の專横、皇室の式微を感慨せり。秋洲一首文とは、玉田某の著せる「神國由來」を讀んで、興起せしなり。松陰平生此兩條を口にせしを以て、今訣別の詩に之を詠せるなり。かの文政十年家齊任太政大臣の擧たるや、衆目を驚かせし所にして、江戸の俳諧師は之を聞て、

上洛もせで太政大臣これぞぶしやう武將の始めなりける、
と詠じたるに、其返しとして、

ぶしやうともなまけ者とも言は言へくらしい位過ぎては動かれもせず、

と詠じたる程なれば、誠忠無二の松陰の耳目には、一層不穩の舉動と映じ慨歎せしは明なり。松陰の起るや、斯くの如き感慨より起れるを以て、其言激越にして、其行沈痛、門下生亦悲歌慷慨にして、燕趙壯士の觀ある者少からず、元氣充實して、人を壓倒するに足れり。長藩が外艦と砲彈の間に見え、或は四境幕府の大軍を受けて、屢、危殆に瀕せるも、能く禍を轉じて福と成し、以て維新の宏業を翼成せしもの、主として此元氣の充實して勇往邁進せしにあり。而して其功の基く所は、慶親襲封以來村田、周布、廣澤、桂等の人物を登用して専ら實力を養成せしと、松陰及其門下生等が元氣を鼓舞作興せしにあり。松陰の履歷は世に流布するもの多ければ、今は略すべし。

〔長藩勤王の機運〕

長藩已に斯くの如く實力満ち、元氣昂る、幕府の專横を壓へて、朝廷の陵夷

を挽回せざるべからざるは、已に隱然たる輿論となり、而して幕府の衰頹せることも之を解せり。且嘉永癸丑以來、天下の動搖せることも之を知れり。然れども因襲の久しき、未だ容易に動きて天下に周旋を爲さんとの擧にも出でず、時勢を傍觀したりき。然るに動搖し始めた天下は、時々刻々に動きて、長く雄藩の雌伏を許さざるなり。安政四年に在りて、長藩は時勢を視察せん爲に、伊藤俊助、山縣小輔、杉山松助、伊藤傳之助、岡仙吉、總樂悅之助を京師に遣せり。翌五年堀田閣老上京、條約勅許を請ふに當りて、京師の議論沸騰し、中山、正親町三條等は密使を長藩に致せり。史談會速記録にも左の如く言へり。

毛利家の始めて勤王と云ふ事に手を出した事から、御話致します、安政五年堀田侯が上京を致してより、朝廷の御變動が起りました、……未だ下總守が京都に參られぬ中に、朝廷にては非常に憂慮を惱まさせられて、公卿間にも餘程御憂慮も甚しく、……かの水戸に御内勅の下りました八月八日かと思ひます、其下るの前八月五日、議奏中山大納言、正親野三條大納言が長州に御密使を下されたいと云ふことの御評議が有たと見えまして、甲谷岩熊と申す者を使として、極密に内旨の書面を持たしめて、長州に下されました、此岩熊と申すものは、長州の家老毛利筑前と云ふ者の家來で御坐りまして、其頃に京都へ遊學をして居りまして、豫て正親町家中山家あたり、大變御懇意になり、重もに正親町三條家へ召し仕はれて居りました、個様な因縁によりて、

此度内密の書面を持たして遣はさるゝ都合になりました、……岩熊は乞食體の者になつて、長州に下り、到着しましたは八月二十一日(書面は五日認め)と考へます、夫より直目付梨羽直衛を訪て、事の由を陳じければ、直衛直に政府に具申したるに、時に家老益田彈正四五の役人と共に、私宅に召して、事情を問て、朝廷の有様を知りたり、一兩日にして水戸への内勅をも、毛利の親戚鷹司家より送り來れり、是より數日間君前にて會議して云々、

斯くの如く京紳の勸誘は、長藩に向ては實に火藥庫に爆裂彈を投せるものなり、破裂せざらんと欲するも得べけんや。然れども藩としての舉動は、草莽の志士の如く、猥りに過激の運動に出づべからざれば、能く時勢を探索し、好機を捕へて發すべしと決し、九月政事方役人周布政之助を上京せしめ、鷹司、中山、正親町三條三家に就て請書を呈し、且つ長藩精神の存する所を陳述せしむ。此時政之助初めて禁闕を拜して曰く、朝權の下に移るや久し、且征夷府其柄を失ひ、外夷の毒日一日より甚し、堂々たる神州遂に胡虜腥羶の俗たらざるを保せんや。若し夫れ大義明ならざる時は、朝權復せず、外夷攘はざる時は、國體立たず、吾人皇土に生れ、暖衣飽食して爲すことなきは其罪大なりと。歸藩後此主義を以て、大に藩主に説く、一藩益奮激す。依て政之助と井上與四郎とを家老毛利出雲に副へ、江戸に出府して、國事を探偵せしめたり。此時彦根元老威權を專にして外は勅允を俟たずして各國と條約に調印し、内は志士を逮捕し、公卿諸侯を譴罰せるを以て、輿論一時に沸

騰して、幕府を怨む者多く、朝廷は内勅を水戸に下し給へるを、彦老は之を幕府に奪ひ返さんとて重ね／＼水藩の怨恨を買ひしを以て、水藩兩藩士は彦老を殘さんと謀るに會せしを以て、長藩志士の棟梁松陰は我一着を輪せり、宜しく間部閣老を狙撃すべしとて、結束して起ちしが、幕府は松陰を以て梅田雲濱等と通謀する者とし、捕へて江戸に送りしが、松陰の自由に由り、驚きて之を誅せしを以て、長藩志士は益激昂して起てり。斯る間に井伊元老も遂に凶手に殞れて、幕權大に挫け、政治中心は漸く京都に移轉し、幕府も止むなく姑息の政策を以て、一時を彌縫せんと努むるのみなり。

上巳變後江戸は浪士の横行甚しく、諸侯皆戒心あり。毛利氏は慶親襲封の始より、儉政を専らとせし結果として、儀仗の數等を減少せしめありしが、是に至りて之を復舊し、以て江戸の長藩邸の警備を嚴にし、且深川邸の倉庫に在りし貯穀を麻布邸に移して、有事の日の防備に便にせり。而して此月^{○萬延元年三月}世子定廣東上し、尋で慶親幕許を得て歸國せり。此時外交益多事にして、毛利氏の領國は關門海峡に濱するが故に、邊警屢なるを以て、八月外國船の領海内航行報告に關し、書を幕府に呈して問ふ所あり、且當時馬關開港の風説ありしを以て、長藩藩の如きは尤大に之を不利として、宗藩の力に頼りて、豫め開港の議を防がんとし、宗藩も家老福原越後に命じて、馬關地方を巡視せしめしに、恰も英船一隻來泊して石炭を求むる等の事件あり、他藩に比しては、外國交渉事件多かり

き。依て最武備を嚴にし、兵制を改革し、専ら洋式を採用し、慶親自ら臨監し、歩騎兵の操練を奨勵せり。其效果顯然として、武威天下に雄視するに至れり。

〔毛利侯の建白書〕 文久元年となりては、幕府は皇妹和宮の降嫁を請ひ、只管公武合體の政策に腐心せしが、浪士の横行益甚しく、世上騷然たる有様なりければ、毛利氏の如きは晏然傍觀すべきにあらずるを以て、藩論を定めて、大に周旋する所あらんとす。時に直目付永井雅樂の建策に因り、航海遠略策を以て、公武の間に周旋せんとの議を定めたり。十一月慶親江戸に勤して、翌十二月八日、永井雅樂をして建白書を久世閣老に提出せしめたり。其大意は内公武を合體して、國論を一致し、外航海遠略の國是に由りて、盛に經綸を爲すべしといふに歸す。當時之を毛利侯の建白書と稱へ噴々世に傳稱せり。

是より先雅樂は藩命を受け、五月京師に出で、正親町三條實愛卿^{サキナ}に面謁して、此趣意を以て説きしに、卿は深く賛意を表し、遂に之を天聽に達し、頗る歡感あらせられし旨を傳へたり。是に於て雅樂は志を關東に伸べんと欲して、六月江戸に出で、奥祐筆早川庄次郎の幹旋を以て幕閣の意向を確め、既に賛成を得たりしに、尋で藩主の東勤ありしを以て公然建白するに至りしなり。幕府も大に喜び、深く長藩に倚賴するに至り、薩藩も之に賛する者ありて、頗る得意なりしも、翻りて藩内を見れば、異論百出雅樂の周旋に反對する者多く、諸藩の志士亦之を惡むもの多く、西郷隆盛の如き

も、目するに佐幕の大好を以てする有様にして、雅樂の運命や危しといふべし。遂に雅樂は反對黨の彈劾を受け、歸國を命ぜられ、悄然還國の途に上る、是文久二年六月十八日なり。是より長藩の主張は全く尊王攘夷説に一決し、以て京江戸の間に周旋せり。

第二節 再度勅使の東下、長士二藩の周旋

勅使再び東下す——京都の條目十個條——慶喜後見職を辭す——兩勅使著府と待遇の節目——剛愎君
願す——彦藩以下の所聞——幕府軍役兵賦を定む——幕府の人材登用

〔勅使再び東下す〕 島津三郎は大原勅使を助けて勅命を傳へ、慶喜、春嶽を起して要路に立たしめ、暫時は徐に其處置を観るべしとなして歸國せしを以て、京都は長藩獨り勢力を逞くし、江戸に在ても定廣は八月着府以後、勅書を幕閣に授けて、水戸齊昭の贈官、國事に死せし輩の大赦を促し、周旋之れ力む。二年九月再び勅使東下の議決せしを以て、酒井雅樂頭は使を馳せて、之を幕府に報ず。是より先き一橋慶喜は勅命に由り上洛の準備をなしつゝありしを、近衛關白より命を傳へて、之を十一月に延期せしむ。定廣は勅使再東下の議決するを以て、専ら其準備の周旋をなす。九月二十八日三條中將は中納言に推任し、姉小路侍従は少將に推任せられて、共に勅使として東下の命を拜し、三條家並に毛利家の姻戚たる土佐守山内豐範、勅使護衛の命を拜す。此時幕府に於ては、慶喜春嶽

政治を總攬すれども、二人共に開國論にして、勅使の齎す所の命令は攘夷にあり、如何に重き勅諭にても、外交の一事に至りては、直に遵由するを得ざる事情あり、由て大に辨解に力めんとの説を持す。此時土佐前候容堂江戸に在り、幕府の威力日に衰へ、諸藩及浪士等を鎮撫するの實力を缺けるに、今勅旨に戻る如きことあらば、忽ち覆滅を招くの止むを得ざる運命を見るべしとなし、大に憂ひて春嶽と交り深きを幸ひに、大に春嶽に説く。春嶽乃ち其説に従ひ、容堂と共に慶喜に説く、慶喜可かず。意を決し自ら上京して萬國の形勢を上陳し、朝意を回すべしとて、十月八日を以て江戸を發せんとす。

〔京都の條目十個條〕 其書傳奏に至るや、京師の議論大に鼎沸し、慶喜を以て朝議を蔑視する者となし、終に命を下して其登京を止め、以て勅使東下を決し、從來幕府が勅使を遇する其體を得ずとて、更に條目を改正し、關白の命を以て、守護職松平容保に達して處置せしむ。容保は當時勅使下向の爲に上京を延期し、在府して大に周旋せり。其令する所の條目十個條にして、皆幕府の從來尊大なりし例を改めて、君臣の名分を糺すものなり。且勅使關東に着府の節、幕府に達する條目又十二條あり、何れも勅使待遇法を改めて鄭重を極めしむるものなり。蓋し從來幕府の勅使を遇するや、全く其體を得ざりしは明なり、然れども從來東下せる勅使の如きは、其行爲の貪殘無耻なる、實に筆紙に名狀すべからざるものあり。其かたらひ侍なる者の横暴なる如き、沿道の人民は之を嫉

視して、其面に唾せんと欲せざる者なかりき。去れば其輕視の一部分は公卿が自ら取れるものたらざるべからず。人を責めて其畏敬を得んと欲せば、先自ら敬し自ら戒めざるべからず。而して三條勅使の東下せんとするに當て、猶其惡習を去り難きものあり、故實萬に隨從して無耻の貪殘を恣にせしかたらひ侍平野屋壽三郎、煎餅屋半兵衛等亦隨行の約成りしを以て、有志等之を憂ひ、勅使發京の前日二人を捕へ、其兩手を懷中に縛して鴨磨二條の上に生肆し、其罪狀を榜示し、向後斯惡行をなして、里民を苦むる者あらば、直に誅罰を加ふべしと告ぐ。此影響として漸く勅使の道中は威儀を保ち得たりと云ふ。扱關白より松平肥後守に下されたる内旨條目等は、維新史料等諸書に審なれば之を略す。容保は最も周旋の勞を取り、諸種の改革を決行せしめんと力めたり。此時關老板倉周防守大に反對して、勅使の待遇幕初以來定禮あり。近者浮浪輩動もすれば當家を蔑視し朝紳亦輕しく之を聽く、若し之を聽從する時は底止する所なかるべし、況んや此書たるや公文送達の式に違背せり、之を奉ずるの要なしと。慶喜も之を贊するの色あり。春嶽は之に反して、一意聽從せんとしたれども、其贊成者なきを見て、斷然辭表を呈す。

予意ふに幕府失政少からず、宜く先づ君臣の大義を明にして、天下の政幕府臣道を盡して叡旨を遵奉するに勉め、大事は事毎に使を派し、時に臨みては將軍自ら上洛し以て朝旨を承り、諸侯にも亦諮詢し、以て人心の一致を謀るべし、否らざれば内治外交兩つながらを全くする能はざるな

り、而して其事を爲す、幕府先づ私を去り舊染の汚習を除かざる可らず、曩きに此意を以て閣老に告ぐ、閣老之れを賛す、故に予總裁職任命を諾せり、既にして大原勅使歸洛後、京師議論百出人心穩ならず、主上蓋し亦爲めに疑惑の念あらせらるゝものゝ如し、是に於て乎將軍宜く速に躬親ら上洛し、既往を闕下に悔謝し、聖旨を候し、以て國是を定むべきなり、然れども將軍の上洛は其鹵簿急に整ひ難し、因て刑部卿をして代り往かしむるに決す、此舉實に官民離合の機にして天下治亂の分るゝ所、寔に一大事たり、當時予以爲らく、刑部卿一たび京に上らば、宜く癸丑以來の罪を謝し、從前の條約を破却し、更に天意を候し、且つ諸侯と議し、新に諸外國と和交を訂すべし、而して條約五國には其事情を詳にして其來駐の公使に告げ、又我より使を派して其政府に謀らしむべし、如此すれば以て戊午以來遠勅の罪を悔ゆるの證を明にし、且つ事幕府一家の私政に非らざるの實を確にすることを得べし、當時の國是之に過ぐるものある可からず、因て之を刑部卿及び閣老に語る、會、肥後守亦同一の趣旨を建言す、而して閣議此意を賛せざるものあり、以爲らく時勢開國に非らざれば不可なり、廢約せんとするも外國は之を諾せざるべしと、幾も無く予復た刑部卿と此事を論ず、卿の上京して爲さんと欲する處は予と異なり、卿以爲らく從來の過は飽まで之を悔謝すべし、然れども鎖國は復實行すべからず、方今萬國の形勢唯信義を本とし、條理に本づき天理に従ふを要す、天險を恃み、一旦掃攘するも、再來固より測る可からず、殊に

若し萬國同盟して來らば、一二回の勝を得るも遂に百戰百勝を期すべからず、益、宸襟を惱まさせらるゝに至らずと保すべからず、果して然らば弘安蒙古の事を以て律すべからず、今に於て萬國を排して獨り立つべからざるは、理に於て昭々たり、故に此理を以て懇に天朝に奏し、公卿百官に辯し、薩長等にも説明し、而して幸にして攘夷の天慮を回すことを得ば、從來因循苟且の念を一轉し、大に國政を振張し、武備をも充實することを力むべし、是れ眞の尊王なるべし、好んで京師を壓し、開國の議を主張するに非らず、假令欲慮に出づるも、皇國の不利と知りながら、攘夷の議を奉行するは將軍の職、後見の任務の許さる所と、予深く其論に服す、既にして勅使將に再下せんとす、予以爲らく是獨り德川の興廢、幕府の存亡の關する所のみならず、又大に皇國の盛衰に關す、幕府は宜く舊來の私を去り、京師尊奉の誠意を貫くを目的として接受すべし、攘夷の議將軍の職掌上奉行することを得ざる理由は、刑部卿の持論を述べ、是れ德川浮沈の爲めのみならず、偏に皇國の隆替の爲めなる意を明にして、懇々切々泣血以て勅使を諫め、言若し納れられずんば、則ち事復奈何とすべからず、將軍の職責を負ひながら、無謀の舉に出で、二百餘年來太平の紀を破り、生靈を塗炭に陷ることを得ず、宜く政權を京師に返上し、德川の家は降て一諸侯となり、掃攘の事は列侯と均しく應分の忠勤を勵むべし、因て此意を以て刑部卿に告ぐ、卿之を嘉し、且つ謂ふ、熟考して更に相談せんと、尋で再び卿の意を問ふ、卿曰く鎖攘は行ひ難

し、將に開國を以て飽まで勅使に説き、而して後勅使に伴ひ上洛せんとす、大權返上は未だ語るべきの機ならず、閣臣中には今回の天使の如き未だ必ずしも欲意に出でざらんと疑ふもありと、欲意遵奉に勉むるの實未だ見るべからず、且つ曩に肥後守が三條卿より受けて轉致せる勅使接待式目の如き、閣臣中其授受の經歷其道を得ざるを論じ、之れが爲め祖宗以來接受の法を改るを要せずと謂ふものあるに至る、此の如くにして閣中の情勢、今猶百事因循を免れざるものに似たり刑部卿の意亦前日の觀なく、諸閣老舊來の開國説と選ぶ所なきに至れるもの、如し、願くは今に於て之を猛省せられよ、予性羸弱、加ふるに就任以來日夜憂苦遂に心疾を發せり、請ふ愚衷を諒し、以て閑地に就かしめよ、(防長回天史)

此書呈出は十月十三日にあり、勅使は已に途に上り、當日は水口驛に宿泊せるなり、而して幕府の混雜斯くの如し。

〔慶喜後見職を辭す〕 抑春嶽は勅命を以て政事總裁の職に上りたる人なり、この人にして去らば違勅の責を歸せらるべきなり。容堂、容保大に憂ひ、百方盡力して勅使待遇法を改むるに至り、春嶽意解けて出づるに決せしも、慶喜は其開國論を持するが爲に、安じて攘夷の勅旨を奉承する能はずとて、二十二日書を幕閣に呈して職を辭す。其書に曰く、

私儀不肖之身に候處、以_ニ欲意_一重位を可_レ被_ニ命候段_一、蒙_ニ御内諭_一候砌、再三再四御辭退申上候處、

遂蒙_ニ大命_一、御大政參謀候に付、乍_レ不及_ニ日夜焦心苦慮罷在候處、此度別勅使御談之儀に付而は、先般愚存を申上候處、當今諸藩皆攘夷に歸候折柄、一己之愚見を以、開國論主張致申上候而も、素より不才淺智之儀、往々皇國之御不都合生候而は、奉_ニ恐入_一候、殊に重大事件故、衆心に御從ひ被_レ遊候方可_レ然奉_ニ存候所より_一、攘夷御請の儀再異存不_ニ申上_一候、就而は粗御治定に相成候得共、小子に於ては定見無_ニ御座_一候而は、重任に當候詮も無_ニ御座_一、其奉_ニ恐入_一候に付、速に當職御免被_ニ成下_一候様奉_ニ願候_一、此段宜敷御披露願入存候、

十月二十二日

辭職願書に添へたる書翰

其 一

別紙願之趣は勅使參向以前、御開届に相成候様致度存候、

其 二

上京之儀暫時猶豫可_レ致旨、先般被_ニ仰出_一候に付、追ては上京之儀家來共へ申聞置候處、別紙内願之趣差出候に付而は、最早不_レ及_ニ上京_一旨被_ニ仰出_一候様仕度御座候、然し是は御評議次第と奉_ニ存候間_一、宜敷御合置に致候、

其 三

内願之趣に就而は、先頃以來拜借致居候御用之書類、二三日之内に取調返上致候心得に御座候、此段も申上置候、(防長回天史)

此日勅使は伊豆三島驛に着せるなり、斯く勅使の着府目前に迫りて、後見と總裁と意見兩立せず、幕閣進退維谷まると云ふべし。春嶽容堂等最憂ひて慰諭し、辭職の意を諷さんと力むれども、慶喜應せず。肥後守長州世子閑老等も皆周旋に奔走したれども、慶喜意猶解けず。然れども勅使の着府近きを以て、春嶽頗る意を決して慶喜に説き、二十六日に至て共に登營す。

〔兩勅使幕府と待遇の節目〕 廿八日兩勅使着府して龍の口傳奏屋敷に入る。饗應使松平丹波守旅館に出迎ふ。尋で閑老水野和泉守忠精、高家土岐出羽守城使として正副勅使に對顔の上、台命を陳べて東下を勞し、春嶽容保及閑老松平豐前守信義、板倉周防守勝靜、小笠原圖書頭長行其他高家等相續で入來し、天機を伺ひ、東下の勞を慰す。廿九日勅使著府を京都に報じ、且幕府の狀況を議奏に報ず。幕府待遇の式に就て、勅使の内意を候ふ、由て勅使の示す所の節目左の如し。

一、勅使入城之節、グンクワンシヨコツケ玄關横着之事、

一、同前之節、大樹公玄關に而可被奉迎勅使、總裁、老中、高家等式臺下座敷等へ可被出迎事、

一、大樹へ賜物、和宮へ被進物、天璋院へ賜物等、目錄相添、當日入城前、於旅館被招高家、

被相渡事、

一、勅使副使對顔之次第、大樹公奉迎直に前行、勅使副使捧勅書進て上段に着坐、大樹公中段被留坐、總裁以下役々便宜所に伺候勅使氣色之後、大樹公勅使座前に參進、勅使被授勅書、大樹頂戴之上元座に退去、可有謝恩之禮、其後勅使起坐退出之節、奉送之禮准初之事、

但當日勅使、副使等私之對顔無之、

一、勅使入城之節、從前狩衣體之仕來に候處、對御用柄不敬に相當候に付、今度衣冠被著之事、

但大樹公も同様に付、衣冠勿論之事、

一、兩使私之對顔後日可有之事、尤私禮は幕府にて可被進退事、

但是迄大樹公へ進上物之儀、高家を以相願候處、以來不及申願、御請於有之ては可進上事、

一、御禮と稱し、回勤之事、就御用登城に於ては一切不被及其儀、尤私之對顔相濟候節は、老中月番へ使者可被差向之事、

一、右登城之節の外、總て役々に使者音信等御用相濟候迄は、一切不被及其儀、御用濟之上、夫々へ可被差出事、

一、右之外ヶ條は、先月五日於三京都一會津へ御内達之通、事々君臣之分可_レ被_レ正事(防長回天史)是に於て式定る。之を従前之禮に比すれば、日を同うして語るべからず、以て時勢の變遷を見るべし。此時朝廷にても松平容堂に命じて、周旋せしめしを以て、容堂感泣して、日夜周旋盡力す、幕府も亦舉げて幕議に參與せしむ。此際に至るも、慶喜は猶攘夷の言ふべくして行ふべからざるを以て、奉勅の難きを知りて起たず。而して將軍と和宮とは麻疹を患ひて、大奥混雜を極め、剩へ浪士等閥老を暗殺すべしとの風説盛にして、實際浪士間に在ては從順に勅命を奉せざる者あらば、後見にても閥老にても、速に天誅を加ふるに如かずとの論を吐く者もあり。春嶽容堂等の苦心は一方ならざりしなり。實に容堂の盡力は勅命を辱めざる者と云ふべし。十一月四日容堂勅使館に到りて曰く、攘夷奉勅は幕議既に決せしも、期限方略の如きは最熟議を要する次第なれば、之を督責すとも固より急に定め難し。親兵の議に至りては、當に他日を以て奉答する所あるべしと。長州の意見も略同様なりければ、内議は殆ど決せしも、慶喜は猶起たずして、十五日辭表を呈して頑として動かす。

〔剛情君屈す〕 幕閣の内議は已に奉勅に決するも、惟り後見の不同意にして隱退するあるを以て事務進行せざるなり。剛情君○慶喜を指しては其剛情に由て禍を買はんも知るべからず。春嶽容堂は勿論、松平豊範、毛利定廣、松平慶徳、松平齊浦、細川慶順等は曩に皆勅使を助けて周旋すべきの

朝命を蒙れるを以て、此時に當て默止すべからず、等しく起て調停之れ力めしかば、剛情君も遂に所思を翻して起てり。容堂春嶽に送れる書に曰く、

一書呈上、然は今日登城の所、先別條無_レ之、大君にも御輕症の御様子、御互に奉_三恐悅_一候、刑君明日とふか出かけそふな景色、最も越中骨折に奉_レ存候、僕此事實に不堪_三憤懣_一候、畢竟刑君忠情の薄きより不_レ憂_三國家_一様に奉_レ存候。明日の出動も議論にてはいや、たゞ大君の御病症に御障に相成候は忍入候、夫故出ると云ふ馬鹿なる御胸中、僕輩萬々不_レ可_レ解_一、僕の議論は書生論とは相違(不_レ知阿_レ々)天下の爲と一心に存候、足下亦同斷の事、夫に感動せぬは木偶人也、嗚呼、別紙御返上仕候、明日も亦登城せよと雷○板倉周防守也初又嚴命蒙、閉口仕候、恐々、

廿五夜燈下

醉 先生 坐 下○春(七細四) 嶽也(寛始末)

幕府の内訌は未だ容易に治まらず、奉勅遲滯するを以て血氣にはやる長土の有志等は横濱を襲撃せんとしたりしが、定廣の自ら鎮撫するあり。土州も亦制止して事無きを得たり。

是時將軍は病褥に在れども、種々の事情に由りて勅使を遲滯せしむるを恐懼し、自ら官位、一階を辭して天朝に謝せんとて、一橋後見に書を送て曰く、

刑部卿春嶽其所勞籠居の由風説、被_レ及_三聞食_一候、勅使無_レ恙過日着府專對談可_レ有_レ之折柄出仕無

レ之ては事件因循可_レ及_レ延日_ニ哉、且事に差違動もすれば異論も開候次第に及候も難_レ計、日夜被_レ惱_ニ宸衷_ニ候、刑部卿春嶽儀は去夏以_ニ叙慮_ニ登用可_レ有_レ之御沙汰の處、大樹速に御談被_ニ申上_ニ、其後追々精勤御満足、彌御倚頼の事に候、如_ニ風説_ニ所勞候は不_レ及_ニ是非_ニ候得共、精々加_ニ保養_ニ、一刻片時も早出仕、爲_ニ國家_ニ彌盡忠熟談等可_レ有_レ之被_レ遊度、御沙汰候事、

十一月五日(七編四
寛始末)

〔彦藩以下の所罰〕 慶喜も此書を見ては深く感ぜしなるべし。廿五日井伊掃部頭以下を所罰す、蓋此彦藩以下處分の事は、小笠原圖書頭の持論にして、此年九月老中格となるや、直に彦根以下當時幕閣に當りし者を所罰して京師に謝すべしと極論せしも、後見總裁職等は今我輩要路に立つに當て、第一着として斯る處分を爲すときは、假令理論は如何にしても、私意を挾んで復讐を爲す如く見え、天下に公明を示す所以にあらずとて、肯せざりしに、長行は將軍に向て直接に請ふ所あり、板倉も之を賛するあり、而して外には三條勅使等之を促すありて、遂に斷行せらる。彦根藩士等は三條中納言に向て歎願する所ありしも、省せられざりき。

廿七日正副勅使は午時入城、饗應使松平丹波守嚮導し、高家等大手門前に迎へたり。當日の式は頗る叮嚀を極めたり、實に幕政七百年間如_レ此君臣の名分を糺せしは、曾てあらざるなり。山内容堂は大に喜び、式終るや書を春嶽に寄せて祝意を表す。

此日將軍の拜受せし勅旨左の如し。

攘夷之念、先年來至_ニ今日_ニ不_レ絶、日夜患_レ之、於_ニ柳營_ニ各々變革施_ニ新政_ニ、欲_ニ慰_ニ朕意_ニ、怡悅不_レ斜_ニ然舉_ニ天下_ニ於_ニ無_ニ攘夷_ニ、一定人心難_ニ至_ニ一致_ニ乎、且恐人心不_ニ一致_ニ異亂起_ニ於_ニ邦内_ニ、早決_ニ攘夷_ニ布_ニ告于大小名_ニ、如_ニ其策略_ニ武臣之職掌_ニ、速盡_ニ衆議_ニ、定_ニ良策_ニ、可_ニ拒_ニ絶_ニ醜夷_ニ、是朕意也、

右一紙

今般攘夷之儀決定有_レ之、天下ニ布告ニモ相成候上ハ、外夷何時海岸ヲ劫掠シ、畿内ニ闖入ノ程モ難_レ測候間、禁闕ノ御守衛嚴重ニ被_ニ仰付_ニ度被_ニ思召_ニ候、然ル處海國ハ夫々防禦向モ有_レ之、海岸ニ引離_レ候諸藩ハ救援ノ手當等有_レ之候事ニ付、邊鄙ヨリ畿内ニ警衛差出居候テハ、自然不行届ノ筋モ可_ニ出來_ニ、且自國ノ兵備手薄ニ相成、國力の疲弊ニモ可_ニ至候間、京師守護ノ儀ハ、御親兵凡可_ニ稱警衛ノ人數ヲ不_レ被_ニ置候テハ、實ニ以_ニ宸襟ヲモ不_レ被_ニ安候間、諸藩ヨリ身材強幹忠勇氣節ノ徒ヲ令_ニ撰舉_ニ、時勢ニ從ヒ、舊典ヲ御斟酌ニ相成、御親兵ト被_ニ遊度、右親兵被_ニ爲_ニ置候_ニ付テハ、武器食糧等准_レ之候間、是亦諸藩へ被_ニ仰付_ニ、石高相應貢獻致シ候様被_ニ遊度候、但是等之儀ハ制度ニ相涉候事ニ付、於_ニ關東_ニ取調、諸藩へ傳達有_レ之候様被_ニ仰出_ニ候、最モ即今ノ急務ニ候間、早速可_ニ有_レ之御沙汰被_ニ爲_ニ在候事、(三條實美
公年譜)

一條勅使は詳細に此勅書の趣旨を、布演説明せり。

此日の出來事にして、注意を要すべきは、長藩士は公卿侍を假裝して、長嶺内藏太、寺島忠三郎は三條に、久坂義助、志道聞多は姉小路に隨從して入り込み居たりしことはなり。長藩士等敢爲の精神此一事にても躍如たると同時に、幕長の兩立すべからざるも既に此時に顯然たり。勅答書は十二月五日を以て上ることに決せり。此日正副勅使登城、將軍之を延見して、勅旨遵奉の旨を答ふ、其書に曰く、

其 一

勅書謹拜見仕候、勅諭之趣奉畏候、策略等之儀は御委任被成下候條、盡衆議上京之上委細可奉申上候、誠惶謹言、

文久二年十二月五日

臣 家 茂

其 二

今度被仰出候攘夷之叡慮、天下へ布告仕候に付而は、御親兵之儀御沙汰之趣奉拜承候、就而は家茂征夷之重任に膺り、且右近衛大將をも兼任仕候上者、御守衛之儀は職掌に候間、乍不肖堅固に御守衛等の手配可仕、尙不足にも被思召候は、諸藩より召登も可仕候へ共、一體外夷を攘候には、皇國全地之警衛肝要に付、列藩之儀は國力を爲養、九州は誰々、奥羽は誰々と申如く、藩鎮之任を專に爲仕候は、可然哉と奉存候、仰願くは此旨被爲聞召分候様仕度奉存候、猶

明春早々上京の上、警衛之方略具に奏聞を可奉經候、恐惶謹言、(開國起原)
一橋中納言等亦上書あり、朝幕間宿題の事項に關し、處理の次第を陳ぶ。

- 一、和宮様御上京之儀、何れ中納言、春嶽上京之上、委細可申上候事、
- 一、故薩摩守贈官位之事は、去月十二日申達候事、
- 一、修理大夫御任叙は、早春參府之上相達候心得に候事、
- 一、尾張前大納言へは早々相達可申候事、
- 一、傳奏衆誓詞之儀、是迄神祖以來之法には候得共、今度以叡慮被仰出候事故、以來相改可申候事、

一、島津三郎へ守護職被仰出候段畏候事、

一、町奉行御附其餘之者禮節之儀は、傳奏衆より被申越候通り可取計候事、

一、外夷取扱主客相反候趣被仰下、此儀も畏候事、(陶長回天史)

親兵設置の事は、勅使及長藩が最力を盡し、所なるも、幕府は其存立する間は兩立すべきにあらざれば、如何に恭順を旨とする幕閣も、攘夷と將軍上洛とは遵奉に決したるも、親兵設置の一事は漸く斷りたり。之れ又長州黨の不滿とする所にして、定廣は西歸に際して、親兵設置の必要なるを論ずる書を幕府に上りて去れり。

此時幕府は昌平黌を改革し、天下に大赦し、兵賦を改めたり。昌平黌は創立以來林家の管轄にして、其學風は程朱學に限り、以て學政を統一したり、殊に寛政年間に柴野、古賀、尾藤の三士を用ゐて、嚴に異學を禁制せり。此學制統一は又幕府に於ては重要な趣意の存することにして、山鹿熊澤を始め異學の爲に所罰を受けし者も少からず。遂に家康が曾て師範家を罵りし精神を忘るゝに至りしが如しと雖も、議論は措て實際異學は大に幕府の忌憚せし所なれども、小笠原閣老建言して之を改め、鹽谷宕陰、安井息軒、芳野金陵の三士を入れ、秋月右京介を若年寄格を以て、學問所奉行として、大に林家の權を殺したり。

十二月五日令を下して國中に大赦せり曰く、

此度京都より厚き御趣意を以て大赦被_レ仰出_二儀も有_レ之候に付ては、銘々領分等に於皇國の御爲と存込み、其所業法憲に觸候て、死罪牢死幽閉のもの有_レ之候は、其段委細に取調べ、名前等認め出候様可_レ被_レ致候、

右之趣萬石以上以下の面々へ可_レ被_二相達_一候、(嘉明年間記)

〔幕府軍役兵賦を定む〕 其翌六日を以て軍役兵賦を定めたり。其令に曰く、

達文の一

此度御軍制御改正被_二仰出_一候に付而は、慶安度之御趣意に基き、御軍役人數等用意可_レ致旨、改而

可_レ被_二仰出_一之處、昇平之流弊に而平生之冗費も不_レ少、非常之嗜難_二行届_一向も有_レ之哉に被_二思召_一に付、以後非常之節は、慶安度の人數割大凡半減之積相心得、右人數之内より別紙之通御軍役之兵賦可_二差出_一旨被_二仰出_一候、委細之儀は、講武所奉行御軍政掛御目付可_レ被_レ談候、

達文の二

此度兵賦之儀別紙之通被_二仰出_一候得共、上下疲弊之折柄に付、格別之譯を以、三千石以下五百石迄之者は、當分之内觸面半減之兵賦可_二差出_一旨被_二仰出_一候、尤右高之者若兵賦差出候儀差支候輩は、金納に而も不_レ苦候間、兵賦金納共半減之積可_二相心得_一候、且又五百石以下之者は、追而御沙汰有_レ之候迄は、兵賦金不_レ及_二差出_一候事、

但金納割合方は、御藏米取同様たるべき事、

達文の三

一、高萬石以下、五百俵迄兵賦可_二差出_一事、
但知行取の分は五百石一人、千石三人、三千石十人の割合を以、兵賦可_二差出_一候、御藏米取並御足高之分兵賦、差出に不_レ及、金納に可_レ致候、知行取之分も五百石以下並端高は金納之積り、右割合、

一、高百俵より五百俵以下迄、百俵に付金二兩之積り、

一、高五百俵より千俵以下迄、百俵に付金二兩二分之積り、

但石取も俵取の者と同様に相心得、現米取の向は俵に直し、金納之積り、尤知行取端高金納之分は、本文割同断に可差出候、

一、兵賦は銃隊に組立、陣營に被差置候事、

一、兵賦之年齡は十七歳より四十五歳迄、御用に相成候間、壯健之者相選可差出候、尤一人五ヶ年季と定、右年限相立候は、交代之者差出可申候、併主人々々之見込、又は當人共存寄にて、繼年限申立候儀は不苦候事、

一、銘々可成丈け知行取之内にて、丈高く強壯之者相選、主人々々に於て兵賦に被選候儀は、年來之御恩澤を報い候爲と相心得、正實に相勤可申旨、篤と申諭、浮薄之弊無之様、爲心得候上可差出候事、

但正實に相勤、格別御用立候者有之候は、品に寄御取立に可相成候間、右之心得を以、差はまり相勤候様、可被致候事、

一、名目之儀は歩兵組と可相唱候、身分之儀は小揚之者之次たるべく候、尤銃隊へ一向に御用ひ相成候者共に付、平常共脇差而已相帶し候様、可申付置候事、

但勤に付候諸道具衣類等は、御貸渡相成、脇差之儀も同様相心得、用意爲致候には不及候、

一、給料之儀は、主人々々にて程能爲取可遣候、尤一ヶ年金拾兩を限りと致し、右より多きは不_レ相成候事、

一、勤中食料は被_レ下候事、

一、金納之分知行取は頭支配にて一纏に致し、毎年三月十一月の兩度御勘定所へ可相納候、御藏米取は三季御米渡之節、其渡高に應じ引落し、御藏奉行印書相添、御切米一同可相渡筈に候、

一、來正月中旬迄に無_レ相違、兵賦呼寄置、名前年齢生國等巨細認取、頭支配へ差出し可申候、引渡方等之儀は別段達するにて可有_レ之事、

右之通可相心得候、(防長回
天史)

九日又左の令を下して、將軍家馬前警衛の爲、步騎刀槍の隊伍を編成せり。

奥向寄合諸御番衆等、絶て御旗本の面々は分限に應じ、步騎二隊に相立て、御馬前守衛に相成り、銘々所長に寄り、刀槍二兵に相分り、右兩兵を以て隊伍編立致し、亂雜不_レ相成様御陣制相立候御趣意に付、銘々所長の術彌無_レ懈怠、可致_レ修行候、尤步騎共刀隊は馬銃相携へ、槍隊は拳銃相可用可_レ申積りに付、此又可_レ被_レ心得候、(嘉明年
問記)

〔幕府人材を登用す〕 二十五日松平阿波守齊格を以て、陸軍總裁とし、軍備の充實を謀らんとせ

り。而して當時近衛關白より、從來禁錮等の罪を受けしものを赦免して召募し、言路を開くべきの達を總裁春嶽に致せり。春嶽は之を老中板倉周防守等と議し、之を機として浪士を集め、以て取締りを付け、且は自家の用に供せんと謀り、講武所取締松平主税介忠敏に命じて浪士を吸集せしめたり。依て先づ其手始として十二月十四日令して曰く、

當節武術専ら御引立の折柄に付、諸家々來並浪人等にて、槍術劍術熟達の者、追々講武所に於て業前見置可_レ申候間、有志の者名前取調べ、大目付の内へ可_レ差出_二候、尤も流義並年附共相認め、早々可_レ差出_二候事、

と達し、尋で翌三年正月七日老中列座の上板倉防州より申渡あり。

此度御政事向追々御改革被_レ遊候付ては、浪士共の内有志の輩御集相成、一方の固可_レ被_二仰付_一、尤篤被_レ遂_二探索_一、一旦の過失有_レ之候歟、又は遊惰に耽_レ候共、改心の上盡忠報國の志厚輩、既往の義は出格の譯を以て御免しの義も可_レ有_レ之候間、其心得にて名前取調べ、早々可_レ被_二申聞_一候、(訪長回天史)斯くの如く銳意軍制を改めしも、遂に幕府は兵權を恢復するに至らず、空文に終れり。浪士吸集策は始め五十人の見込を以て、扶持をも與ふことを令せしも、三百人も集りたり、鶴殿鳩翁を以て之を取締らしむ。後此浪士團を新徴組と名け、松平主税介を總督とし、鶴殿と山岡鐵太郎、松岡磐吉を取締頭取とし、清川八郎、村上俊五郎、石坂周藏を浪士取締とせり。新徴組には此後幾多の變

遷あり、新選組天誅組等を分出せしと雖も、要するに大部分は最終まで、幕府の爲に盡力せり。此他小事と雖も二年十二月廿七日の達の如きは、人材登用の門を開ける者なり。

諸役人御番方の忤共御番人の儀、是まで父勤め年數、又は當人藝術等を以て年限を定め、被_二召出_一候へ共、方今諸事御改革、文武等格別御引立の折柄に付、向後は年限を以て部屋住御番人被_二仰付_一候儀被_二廢止_一、以來は父勤年數並年限に拘はらず、拔群の功勞有_レ之もの、忤は、不時に可_レ被_二召出_一、且又文武所長の藝業熟のものは、是迄父の勤年數年限等に拘はらず、業前若年寄見分の上、不時に被_二召出_一可_レ有_レ之候、(嘉明年間記)

上述の如く幕府は着々改革に従事せしと雖も、翌春、將軍上洛と共に政治舞臺は京都に移され、而して改革に熱心なる春嶽は職を棄て、歸國し、小笠原圖書頭も六月職を免せられしより、改革の事業中止するに至れり。

第三節 上巳變後京都の形勢

黨争と幕府の彌縫策——實權朝廷に移る——長藩前田の建白

〔黨争と幕府の彌縫策〕 黨争の勢や必ず極端に進む、而して其極に達するや則變するものなり。外交問題起りてより、東に水戸と紀州と兩黨相争ひ、諸大藩公卿有志此間に交りて、頗る其黨争を

激甚ならしめしより、遂に戊午の大獄となりぬ。紀黨の威焰薰灼たるに及んで、一時有志の領袖は刑死の慘禍に懸るか、禁錮の災厄に遇ふか、若くは自ら身を潜めて漸く其身の安を保つに至り、公卿も震懾して、幕府は復た享保寛政の盛を見んかとも思はるゝ外觀を呈せしも、忽ち櫻田門外上巳の變事に接して紀黨の勢焰消磨し、尋で水戸齊昭薨じて、兩黨共に首領を失ひ、政治の舞臺は江戸を去て京都に移り、今や俳優は水戸や彦根にあらずして、長と薩とが顯れたり。薩長の周旋たるや、固より幕府の利益を謀るものにあらずれども、長藩來りて公武の間に周旋せんと稱すれば、幕府は之に依頼して頼むべからざるを待み、薩藩來りて天幕の間に幹旋せんと唱ふれば、幕閣亦之に依頼して一日の安を偷む。幕府や素と滔天の罪惡あるにあらずと雖も、斯る因循姑息の彌縫策、何ぞ此時局の艱に處する所以の途ならんや。故に諸侯は幕府の命を奉せず、覇府政治の生命たる實權實力は全く消失し了れり。見よ文久二年島津久光は一陪臣の身を以て、大兵を率ゐる京都に入り、盛に近衛家始め諸公卿と往來して、政治を議せる如きは、幕府頗る之を嫉みしと雖も、奈何ともする能はず、其勅使に陪して東下するや、幕閣は却て之に願使せられし如き、又日向の高鍋藩は一小藩なり、而も上書して公然幕命を奉せざりし如き、況して幕閣の組織さへ、後見總裁始め總て勅命を以て任せられ、幕政の改革も、京都の意見を以て行はるゝに至り、浪士等は既に討幕の計を立て、島津泉州に逼り、有名なる伏見寺田屋事件を惹起したる如き、幕府の實力は諸藩浪士等に見透されて、老驥

の驚馬に辱めらるゝの狀あるにあらずや。

〔實權朝廷に移る〕 幕府の實勢斯くの如くなるを以て、長藩を主力とせる尊攘黨の間に在りては、幕府の實力最早恐るゝに足らずとし、玆に朝廷に於て、實際的行政機關を具へ、兵備を整ふるに至れり。從來朝廷に在りて、政務に與るものは、關白と武家傳奏との兩役に過ぎず、其他は大臣と稱し、參議と號し、議奏と呼ぶるゝものと雖も、實際内に於ては朝廷の年中行事に従事し、外に對しては其人の身分を表する虚器に過ぎざりき。而して其政務に參與する傳奏なるものは、幕府の好む所の人を選任し、其就職に當りては傳奏誓詞といふを認めて之に任せられ、苟も幕意に背くを得ざるものにして、殆ど幕吏と擇む所なきものなりしなり。關白と雖も、關東の意に反しては決して其職に安んずるを得ざりしなり。然るに安政五年堀田正睦上京の際、傳奏東坊城總長幕意を承けて周旋せりとて、京都に於て批難甚しく、大原重徳の如きは之を刺殺せんと、途に要して其駕籠の扉を排せしに、總長にあらずして、徳大寺公純なりしを以て、僅に事無きを得たりしも、其翌六年四月に至りて、總長は遂に永蟄居を命ぜられたり。加之傳奏は三條實萬其職に在りし時より、已に傳奏誓詞を廢せんことを論じ、此頃に至りて大原重徳等専ら其説を主張し、遂に廢せらるゝと共に、頗る實權を失ひたり。九月三十日三條勅使發京に先ちて、土州藩士小南五郎右衛門を召し、此度關東に下す所の勅旨にして、幕府之を遵奉せば、之に次で施すべき策如何と諮りしに、小南對て曰く、

直に海内の諸侯に令し、其封土の多寡に應じて親兵を朝廷に貢せしめ、帝都に根基を固くし、若し幕府因循せば、天皇自ら大元帥たる基礎を作らざるべからず、三藩○薩長土亦固より其意なりと。實美欣然たりき、以て時運の推移を見るべし。

〔長藩前田の建白〕 越て十月五日に至り、長州藩士前田孫右衛門は親兵設置の議を學習院に建白せり。尋で橋本實梁サネノリ及久留米の眞木和泉も亦同一の建議をなせり。前田の建白は頗る有名なるものなり。曰く、

今般勅使御下向、攘夷之儀被_レ仰出_二候、於_二關東御遵奉有_レ之候上者、外夷何時西海を衝、南海を掠め、北陸東海に跋扈し、殊に畿内に闖入致候も難_レ測、既に戊午四月三日、神宮并京都御警衛之儀、被_二聞食_一度段、被_二仰出_一候儀も有_レ之、誠以平常之如、御手薄にては不_二相成_一候、然者海内を夫々防禦向も有_レ之、海岸に引離候諸藩は、救援之手當有_レ之候事に付、邊鄙より畿内御警衛自然不自由も出來可_レ仕候、恐多も京都者、神器之所在、列聖山陵之所在に候得は、早速御親兵とも申べき御人數御置不_二相成_一候ては、實以宸襟御安被_レ爲_レ遊候期、無_二覺束_一奉_二恐察_一候、往昔は大伴佐伯を以内兵となし、又武勇の者を撰ひ、内舍人と被_レ成、且六衛之御禁衛御嚴重に被_二仰付_一候等の儀、有_レ之候事に付、古今御洞觀、時勢に隨ひ、御舊典を御斟酌被_レ爲_レ在、御親兵之儀、急度關東え被_二仰出_一候て、諸藩より、身材強幹、忠勇氣節之徒を令_二撰募_一其上、往昔兵部にて試練被_二仰出_一候如く、於_二朝

廷御精選被_レ遊度奉_レ存候、右御親兵被_レ爲_レ置候付ては、武器食糧は準_レ之候間、是亦關東え被_二仰出_一候て、諸藩より石高相應貢獻致候様被_レ遊度、是等之儀、尤制度に渡り候事共、委曲之儀、關東え被_二仰出_一天下之公論を以て、早速取調、諸藩傳達有_レ之候様、被_二仰出_一候様、今日之御急務と乍_レ恐奉_レ存候、以上、

文久二壬戌年十月五日

前田孫右衛門(防長同天史)

此時三條姉小路兩卿の如きも、切に親兵設置の必要を論じ、勅使として東下するに際して、長藩世子定廣に勅諭を賜はり、親兵設置に周旋せしむ、其文に曰く、

別紙可_レ被_レ置_二親兵_一之儀、以_二勅使_一關東へ可_レ被_二仰付_一候得共、長門守在府中之儀、盡力有_レ之度被_二思召_一候事、

斯くの如くして、長藩は親兵設置に盡力し、二卿は幕府に向て、親兵設置を命じたり。幕府は辛うじて此命を辭せしと雖も、實際は朝廷直に因州筑前等に命じて、京都を守護せしめたり。

第四節 政兵の實權を朝廷に收むる施設

京都の大改革——浪士の勢力——幕府會藩を要職に置く——長藩親兵設置を畫す——親兵編制成る——毛利氏の尊王攘夷——孝明天皇宸襟を懷ます——長州の實議書及び勅答——攘夷說の徑路——京都に於ける長藩の勢力——薩長の勢力消長——長派堂上の勢力

〔京都の大改革〕

此時江戸に在ては、三條姉小路兩使在府して、最嚴重なる勅諭に及び、幕府に一大改革を施さしめ、癸丑甲寅以來幕府の要職に在りたる井伊堀田間部以下從來幕府の主力たりし諸侯を削封隱居等の嚴罰に處せしめ、且將軍の上洛を命ぜり。此間に於て京都は從來の政事機關に於ては規模狭小にして且種々の成規資格等ありて、藩士等は政廳に出入するを得ざるを以て、行政機關に一大改革を施され、十二月九日國事掛參政寄人の三職を設けらる。其令に曰く、

今度以勅使御沙汰之條、於關東追々可爲遵奉哉、左候は、攘夷一決可有之、就而は諸大名策路をも可被聞召、其上朝廷御所置可被爲在儀、皇國御安危實以不容易御時節、專ら勸懲之思召且精々可被盡衆議に付、此度有志人々御用懸之内へ可申立、一己之了簡を以猥成取計進退等不可有候、違制之輩急度可被及御沙汰、心得違無之様被仰出候事、前條不容易御時節、正邪曲直名分改正之御趣意深相心得、不法之行狀過酒亂行等急度可被慎候、毎々嚴制も有之儀に候得とも、猶又被仰出候事、(十二月九日)

國事掛の氏名及び規程

一、諸國武家上京に付御用懸り國事懸りト唱候由

關白兩役

一條左大臣

二條右大臣

青蓮院宮

鷹司前右大臣

德大寺右大臣

近衛左大將

一條大納言

廣幡源大納言

三條西大納言

庭田源中納言

德大寺中納言

六條宰相中將

柳原別當

大原左衛門督

姉小路公知朝臣

裏辻公愛朝臣

橋本實梁朝臣

萬里小路博房

勘解由小路資生

長谷三位

川鯖公述朝臣

東久世通禧朝臣

一、毎月十ヶ日自正巳刻出仕、申刻退去之事、

一、定日於小御所取合、廊下一同連席評議之事、

一、評議之簡條銘々書付持參、示談一決之儀は、伺定御用帳へ可記之事、

一、評議之條々、銘々無隔意可申合儀專要候、

未決著之儀は後會可盡評論候、於外席他人之異心別存等不可及談話候事、

一、康立候儀有_レ之節は小御所へ出御可_レ被_二聞食_一候事、

一、御用之儀他え不_レ可_二漏脱_一之事、

一、諸臣國事に付所存有_レ之候者、先件御用懸之内へ可_二申立_一候、一己之了簡を以て猥成_二取計_一進退等不_レ可_レ有_レ之候事、

一、諸藩輩へ以_二私情_一相狎致_二往復_一間敷候事、

右國事御用被_二仰出_一候上は、正邪曲直名分御改正之御趣意深相心得、忘_二却_一前後法令、且過酒放蕩違_二背朝憲_一無賴之行狀有_レ之節は、可_レ被_二及_一嚴科_二御沙汰之間、誠實心得違無_レ之様被_二仰出_一候事、

中山大納言重大之御用被_二仰付_一御請之儀御満足思召候、猶又無_二遠慮_一可_二申上_一之事、

一、殿下以下尙又精勤可_レ有_レ之事、(七編四 寛始末)

關白は即近衛忠熙にして、議奏は中山大納言忠能、正親町三條大納言實愛、飛鳥井中納言雅典、三條中納言實美、阿野宰相中將公誠にして、議奏加判は廣幡大納言忠禮、三條西中納言季知、徳大寺中納言實則、六條宰相中將有容、長谷三位信篤の五卿、而して傳奏は廣橋一位光成、坊城大納言俊克等なり。依て九條流の公卿數名を除くの外は殆んど皆網羅せりと云ふべし。

〔浪士の勢力〕 是に於て學習院を以て國事會議の廳となし、三職諸侯をして連日集會して以て國事を議せしむ。藩士浪士亦學習院出仕として機務に與る、否寧ろ是等諸有志こそ却て實權實力を掌

握したりしなり。廟堂既に急進派勝利を得て、學習院等には未だ規律もなく、統御も立たず、當時の状況を詳知する緒綽にて、昔時元弘の朝に無禮講と云ふがありしは、斯る有様なりしかと想像せらるゝと言へる人あり。要するに浪士の勢力は甚しきものにして、幕府は之を鎮靜する能はず、幕府が七百年間全國の政權を把握せしものは、全く實力の存するに因れり。名分上より云ふ時は開關以來政權の所在は一定して動く事あるなし、奪略にもせよ、委任にもせよ、幕府が大政總攬の局に當れるものは、全く其實力の點は公家を壓し、下諸侯人民を威服せしむるに足りしを以てなり。一旦其實力を失はんか、如何に善政美事ありと雖も、決して政權を保持すべからざるや、固より論を待たず。癸丑甲寅以來幕府は決して此實力を存せざるものなり。故に上朝廷を守護して、釐下を靜謐ならしむる能はざるのみならず、覇府の所在地、所謂將軍の御膝下に於てすら、浪士を鎮壓する能はず、白晝大老執政を殺傷するあり、無辜の外人を殺傷し、外館を襲撃するあり。京都に於ては諸家の役人諸藩の有志等猥りに天誅と稱して、街衢若くは旅舎に就て互に相殺傷し貼札をなせり。是に於てか、朝廷も外は外人の襲來に對し、内は諸藩浪士の暴行に對して警衛の薄弱を感じて、因筑等諸藩に命じて京師を警衛せしめられたり。幕府に於ても、酒井若狹守京都所司代を免せられてより、宮津侯松平伯耆守に所司代を命せしが、京師に於て人望を失へるを以て、遂に會津藩を京都守護職に命じたり。

〔幕府會藩を要職に置く〕 蓋は幕府は從來譜代十萬石以下位の諸侯をして閣老、京都所司代、大坂城代等の要職に當らしめ、大政を料理せしも、此時に當てや、單に幕府の力に俟たずして、其藩自身の力を以て其職務を斷行し得る實力を備ふる藩を以て、要職に當らしむるの必要を感せり。彼松平容保を以て京都守護職とせるは全く此結果なり。會藩は通常所司代の如き任にあらずして、長藩及其派の公卿始め諸藩及諸有志鎮撫に對する重任なれば、頗る就任に躊躇せしも、流石に藩祖以來武を以て藩風を立て、有事の日には幕府の爲めに盡さんと誓へる雄藩なれば、命を奉じて京都守護職の重任を拜し、一藩死を決して國を發し、文久二年十二月四日會藩主從入京せり。是に於て幕威少しく京都に伸ぶと雖も、其勢や到底長薩二藩に及ばざりき。翌三年に至りては、時事日に切迫して不穩の狀あるを以て、當時猶言路壅塞の弊あり、民の口を塞ぐは水を塞ぐよりも害甚だしとて言路を開き尊卑を問はず意見あるものは忌憚なく學習院に建言せしめんとし、更に國事參政、同御用掛、同寄人の三職を設く、其人選は、

國事參政

橋本宰相中將實脆 豐岡大臣卿隨資
東久世少將通禧 姊小路少將公知

同御用掛

三條西中納言季知 庭田中納言重胤
德大寺中納言實則 六條宰相中將有容
柳原中納言光愛 川端右少將公述
橋本左少將實梁 萬里小路右中將博房
勘解由小路中務少輔資生
同寄人

正親町大納言實德 滋野井中將實在
東園中將基敬 正親町少將公董
壬生修理大夫基修 中山侍從忠光
四條侍從隆訶 澤主水正宣嘉

十八日更に在京諸藩主を朝に召して、勅語を賜ひて言路を開通せしめ給ふ等、朝廷に於て政權恢復の企圖は着々歩を進めたり。

〔長藩親兵設置を畫す〕 此時三條姊小路兩勅使は江戸着後諸般の改革を促し、殊に攘夷を嚴命し、且つ京都の守備薄弱なるを以て親兵を設けん事を議せられしも、是幕府に取ては兵權を奪はれ、自己存立の基礎を危くするものなるを以て、殊に將軍は朝官に於ても右近衛中將にして、朝廷守衛の

任あるもの、今之を措いて別に親兵を設置するは幕府の堪へざる所なれば、議容易に決せず。其後三條勅使等還京、尋で將軍上洛の時に至り、其議大に進めり。長藩、急進派公卿、及浪士等必死の盡力を以て、三月八日其發表を見るに至り、三條實美、豊岡隨資、東久世通禧、正親町公董は御親兵掛として禁闕の守衛を命せられたり。往昔六衛の兵士漸く衰へて、遂に其跡を絶ちしより、是に至て七百年、兵權を朝廷に收めらるゝの端を開けり。而るに一方には會藩は幕府の命を受け、京都守護職として禁闕守衛の任に當れり、今朝廷に此任命ありたり、安んぞ長く衝突を免るゝを得んや。而して長藩に於ては、親兵設置を促さんが爲に選士若干を貢獻せん事を乞へり。依て九日實美長藩留守居を學習院に召して、左の趣を達せり。

長門 宰相

選士貢獻之儀神妙の至、御満足被_レ思食_二候、願之通可_レ貢獻_一の由御沙汰候、就ては禁兵之御規則未_レ被_レ爲_レ調候間、暫の處其藩にて隊將を相立、先京師屋敷に詰居候様、御沙汰候事、二十四日に至り、三條中納言詔命を幕府に傳へ、諸藩石高の多寡に應じて、衛兵を貢獻せしむ、其命に曰く

禁裡御所爲_二御守衛、拾萬石以上の面々より、一萬石に付家來一人宛之割合を以て、身體強壯、行狀宜、勇幹之者相選び、京地へ差出御警衛爲_二相勤_一可_レ申旨、尤取締向は主人にて厚く世話致し、一

ヶ年宛にて交代爲_レ致可_レ申候、

此勅令を幕府に傳ふるや、一橋慶喜、閑老水野忠精、板倉勝靜、守護職松平容保等、未半刻參内、小御所に於て關白及議傳兩奏と議し、幕府に於ては大に抗議したれども、京都に於ての談判は、幕府は形勢上客位に立たざるを得ず。三條實美の如きは最熱心に、此親兵設置を主張し、幹旋最も力め、遂に將軍奉勅に決し、諸藩士を二條城に召し、大目付を以て旨を傳へ、副書して公布す、曰く、京師御守衛御用掛三條中納言殿之被_二仰付_一候旨、從_二御所_一被_二仰出_一候間、爲_二心得_一相達候、尤御守護人數書等、三條中納言殿之元へ差出候様可_レ被_レ致候、

別紙

今般拾萬石以上の面々、京都爲_二御警衛_一在京被_二仰付_一候間、當亥年の儀は、別紙の割合に相心得、國邑より出京御守衛向嚴重に可_レ被_二取計_一候、尤交代の積可_レ被_二心得_一候、

別紙

四月より	上杉彈正大弼	七月より	後 <small>に十</small> 月より	加賀 中納言
六月まで	松平 紀伊守 <small>廣島侯世子</small>	九月まで	十二月まで	南部 美濃守
	奥平大膳大夫	松平 備前守		
十月より	後 <small>に七</small> 月より	立花 飛騨守		

十二月まで九月まで 丹羽左京大夫

替 戸田 采女正(七編四)

〔親兵編制成る〕 斯くの如く、朝廷に於て實權回收の計畫着々進みつゝある間に將軍上洛ありしを以て、兩派の運動激甚を加へしが、結局急進派の勢力強くして、攘夷の議京師に一定し、五月十日を以て攘夷の期限と定め、且つ當時此派の間には、攘夷御親征と稱して密に討幕の計畫さへ企圖せるを以て、愈々親兵の必要を生じ、五月七日假に親兵編制法を設け、三條總督より在京諸藩留守居を召して、命を下せり、曰く、

此度攘夷期限御決定に付、何時兵端相開候事も難計、實以切迫之折柄に候間、先達被仰出候御守衛兵士御規則の儀は、各藩相揃候上、近々可被仰付候得共、五人に伍長一人、二十五人に隊長一人宛の振合を以て、粗隊伍長相立、但十萬石に乘馬二疋、大砲一挺、小銃三挺宛用意可有之事、十六日愈々部署を定めて三條總督より命を諸侯に傳へたり。宮城諸門及右備左備共に五十一藩、千二百四十七人の親兵を具備するに至れり。

斯くの如く朝廷に於て、政兵兩權を着々として回收せらるゝに至れるを見れば、幕府の運命や到底永續すべきにあらざるなり。而て斯る勢を馴致せし最大近因は、外交問題を機として、尊王攘夷説の勃興之れなり。

〔毛利氏の尊王攘夷〕

抑攘夷説は、癸丑甲寅以來頗る勢力ある説には相違なしと雖も、文久二年七八月の頃に至て、毛利氏が其航海遠略の國是を棄て、偏に尊王攘夷を主張するに至て、一時に其氣焰を高めたり。毛利氏が閩藩の輿論、航海遠略と云ふ進みたる説を持し、長井雅樂等をして公武の間に周旋せしめしに、斯くの如く鎖國攘夷を以て國是とするに至りたるは、要するに朝旨は終始確固たる攘夷の御趣意たるを伺ひ、叡慮に背て航海遠略、若くは通交條約等を締結するは決して臣子の爲すべき所にあらず。毛利氏は藩祖洞春公元就以來、尊王を以て有名なるに、今叡慮に背反する如きは、決して爲すべからず。當時毛利氏君臣上下の大主義は、固より天朝へ忠節、幕府へ信義、祖先へ孝道の三大綱にあれば、其三綱領に背反するものは斷じて排斥すべし。毛利氏は宜しく此主義本領と共に終始興亡すべし。かの開鎖和戰の如きは、時の宜に隨て處すれば可なり、決して之を以て去就進退を決すべき程の大問題にあらずとするにあり。こは文久二年七月慶親京都滯留中、井上小豊後、中村九郎、周布政之助、桂小五郎、兼重讓藏等の謀臣を集め密議數回にして決せし所にして、成敗利鈍を顧みず、一意聖旨を遵奉して夷狄を掃攘せんとするにありしと云ふ。

〔孝明天皇宸襟を惱ます〕 蓋し眞正の聖旨は那邊に存し給ひしか、忖度すべきにあらずと雖も、孝明天皇が外人渡來に付て宸襟を惱ましめ給ひしは、實に非常にして、誠に畏れ入りたる次第なり。億ふに天皇英明に御座しますと雖も、宇内の大勢内外の強弱を詳にせさせ給ひしにはあらざるべし

れば、外交の困難なるを聞かせ給ひては、宸襟を惱まし給ひしは實に然あらんと想像し奉るなり。初め嘉永癸丑米使來航を京師に報するや、天皇伊勢兩宮、伊雜宮、石清水、加茂、松尾、平野、稻荷、春日の七大社、東大、興福、元興、大安、西大、藥師、法隆の七大寺に勅使を遣はして、外夷掃攘を祈禱せしに、殊に伊勢皇太神宮神職に教書を授けさせらる、曰く、

此頃異船相摸國浦賀沖來、其情實雖難知、防禦之備嚴重、近來度々寄近海、叡念甚不安偏在祈神明之冥護、速退攘夷類、四海靜謐、天下泰平、寶祚長久、萬民康樂、御祈日自今日一七箇日、一社一同抽丹誠、可勤行之旨御教書如斯、早可被報告知二宮之狀如件、

六月十五日

祭主三位神祇伊勢權守教忠

大宮司宿館

而して此後外國の關係、益、困難を來し、かば、主上は屢、伊勢に外夷掃攘を祈り、皇祖以來金瓮無缺の寶祚を、朕が世に至り外寇を受けて如何とも處する能はざるは、皇祖皇宗に對して恐懼少なからずとて、位を遷れて、桂宮(桂離宮)に入らんとし給へりと、以て如何に叡念を惱し給ひしかを知るべし。畏くも叡念金瓮無缺の祖宗傳來の國家を憂慮遊ばされし趣は堀田閣老が上京中、安政五年二月、在江戸老中等と往復せし書翰は稍や狀實を得たる節もあらんと思はる。

以別紙申進候、然ば一昨廿三日傳奏衆被行向別紙、通被差出候に付、直に答振取調の上、今

廿五日被行向候様、昨日申込候處、今日傳奏衆並議奏衆、兩人被行向候に付、答書面差出、總て打明の談判に相成候、議奏衆極々打明の物語に、傳奏衆は表方の勤に候間、平日御座近くへは出られ不申、議奏衆は御用御側の如き者にて、平日御座近く御親敷御勤に付、常々御様子等は相伺被居候處、近來主上の御様子實は異人一條等深く御心配にて、御食をも被安兼候程の御事に有之由、右に付ては何とか宸襟を奉安候様、御取計の義ひたすら御願申度、尤色々議奏衆より奏聞有之候由ながら、何分御安事被遊、何とも恐入候御様子之程、萬里小路(マダガスカール)は落涙申聞、尤戰杯の叡慮は元より不被爲有様に被伺候由、傳奏議奏衆も戰は中々見込無之由、主上も御處置の上には何も別段の叡慮有之義は不被爲在候様子ながら、只々日々の御心配を何とか致し、御安じ申上度、理窟も何も捨、其處計が深く打入に頼申候趣、議奏衆も精々被申候事に御座候、別に理窟とても申出候事に候は、何とか論破も可致心組に候得共、前文の通理窟も何も差置、只ひたすら落涙御頼み、此書取關東へ御返し相成候様いたし度、關東をも經候は、右等の廉にて叡慮も被爲安候様可相成、由申聞候に付、此書面關東へ御差出候得共、御三家始の存寄、又々爲差出候義は逆も難出來趣は、精々相嘶候、夫は兎も角も、何れとも關東を經候廉にも無之候ては、宸襟を被惱候義を、無理に押付候様相成候ては不宜候間、打明被申聞候趣に候、右の次第故、彼は無理に申談候ては、却而後々の御爲にも相成間敷、且は無益の手間どれ、其果矢張其表へ相廻し

候様相成候ては、益々不都合に御座候様の儀に付、不_レ取敢_二大急使にて申進候、可_レ相成_二は即刻思召御伺之上、凡別紙振合に御書面出候は、勅答も速に出候御都合之御模様も薄々有_レ之、無事に相濟可_レ申、官吏出府も差掛、甚不都合ながら、外ならぬ次第致方無_レ之儀に御座候間、此段爲_レ念以_二別紙_一申進候、以上、

堀田 備 中 守

御 連 名 様

同年二月晦日老中よりの返翰に曰く、

御別紙拜見仕候、然は廿三日傳奏衆議奏衆被_二行向_一之儀被_二申込_一候に付、廿五日御出會段々打明候御談判被_レ及_レ候處、詰り主上には鬭争は勿論、今般の御所置振別段叡慮も不_レ被_レ爲_レ在_二候様子には候得共、只々御心配被_レ成候間、何とか被_レ爲_レ安_二宸襟_一候様致度趣に而、件々之次第委細表狀に被_二仰越_一、則差越候草案之趣を以、一同評議之上思召相伺候處、別段思召不_レ被_レ爲_レ在_二趣被_二仰出_一候間、今便表狀に委曲申進候、右に而御承知可_レ被_レ下候、尤伺相濟即刻急使差立候に付、御答不_レ能_レ詳、大略之段御海恕可_レ被_レ下候、貴答迄草々如此御座候、以上、

二 月 晦 日

脇 坂 中 務 大 輔

久 世 大 和 守

松 平 伊 賀 守

堀 田 備 中 守 様(以下略)

或は關東の一陪臣天顏に咫尺するをも得ざる堀田の書狀何ぞ信するに足らんと論する人もあるべけれど、余輩は當時正睦が眞實外交上の狀況を盡く打明けて對談せるに對して、議傳兩奏諸卿も亦實況を打明けしならんと信するなり。斯くの如くなるを以て、主上は衆議輿論だに和親交易にあらんには、強ち攘夷を主張し給ふともあらず。蓋し外夷と交通するは實に好まざる所にして、祖宗に對して恐懼する處、然れども猥りに斥攘して若し力敵せず、敗衄を取り、耻辱と禍亂とを招くあらば祖宗に對する罪や一層大なるべければ、如何に處すべきか、要は幕府諸藩公卿等衆議一致の義を取るより外なからんと思召し給ひしが如し。

〔長州の質議書及び勅答〕 然るに長州は只管叡慮を奉せんとて、八月二日中村九郎兵衛を中山忠能卿の邸に遣し、六ヶ條の質問書を奉り、以て叡慮の在る所を候せしめたり。其質議書並に附箋勅答は實に左の如し。

戊午以來天下紛亂之基は、乍_レ恐勅誼並御沙汰書事實不_レ被_レ行候故之事に付、唯今紛亂御取治めの道は右勅誼並御沙汰書を取り出し、一々御奉行候様被_二仰付_一候外有_レ之間敷、此段勅使御東下に付、

被_レ仰出_二候三條の勅諭をも第一第三條を一事と心得、周旋の儀御請申上候に付、此往周旋振篤と熟考仕候得ば、第一第三條の御旨意も即ち戊午年勅諭の御旨御同様と奉_レ考候、勿論一旦被_レ仰出_二候勅諭の御旨、聊御動可_レ被_レ爲_二在儀無_二御座_一事にて候得共、五年の間時勢變換も有_レ之候に付一應は、叡慮御窺仕度奉_レ存候儀、數件有_レ之候處、其内此度長門守儀出府仕候に付、先左之廉々委細の御深旨被_レ仰聞_二被_レ下候様奉_レ願候、

(附箋) 一端被_レ仰出_二候儀尤御違變不_レ被_レ爲_二在候、乍_レ去於_二蠻夷一件_一は、段々遷轉之形勢、尤幕府御掛合も同斷に候間、以_二其意味_一可_レ有_二考慮_一候、

六ヶ條の一

一戊午三月二十日の勅諭に、往年下田開港の條約不_レ容易_{ナリ}とは被_レ仰出_二候得共、同月二十六日閣老へ御渡相成候御別紙に、下田條約の外御許容不_レ被_レ遊_二節は自然及_二異變_一條も難_レ計と有_レ之候に付、下田條約通りは御不本意ながら御許容被_レ遊御事と奉_レ窺候、就ては、假條約の儀も御破却に可_レ被_レ仰付_二叡斷にて可_レ有_二御座_一哉と奉_レ存候、

(附箋) 下田條約尤不_レ被_レ爲_二好_一候得共、既以前於_二關東_一爲_二濟_一候上、言上有_レ之、歎_{ナリ}思食候處重て假條約數ヶ條言上、實に被_レ驚思食、二十六日御別紙之旨、無_レ餘儀被_レ仰出_二候儀にて、勅許にては無_レ之、其後自_二關東_一言上御約定等追々轉々に相成、一昨年冬七八ヶ年乃至十ヶ年

中には必定可_レ有_二拒絕、堅固御約定に候、且又蠻夷追々驕傲猖獗、下田條約頃と同日の論に無_レ之、以_レ外の儀到_二當時_一條約に被_レ有_レ可_レ然_{ナリ}とも難_レ被_レ仰出_二假條約は御破却御拒絕被_レ遊度思召候、併是等國是重大の儀、猶衆議の後、叡慮被_レ仰下_二候、

六ヶ條の二

同年八月八日の勅諭に皇國重大の儀調印の儀言上、大樹公叡慮御伺の御趣意も不_レ相立、勅答の御次第に相背、輕卒の取計、大樹公賢明之處、有_レ司心得如何と御不審被_レ思食_二候と有_レ之候に付、右一件に相携候役々は、於_二幕府_一何とか御處置可_レ有_レ之儀と被_レ思食_二候御事可_レ被_レ爲_二在_一と奉_レ存候、

(附箋) 已往は不_レ被_レ答_二の叡念、強て御遺念不_レ被_レ有_レ候得共、不束之事情現然之上は、於_二幕府_一何とか可_レ被_レ及_二沙汰_一と被_レ思召_二候、

六ヶ條の三

右勅諭に水戸尾張兩家憤中之趣被_レ聞食、且又其餘宗室の向にも同様御沙汰之由も被_レ聞食及_二候、右は何等の罪狀に候哉、難_レ被_レ計_二候得共、柳營羽翼_{（將軍輔佐）}の面々、當今外夷追々入津不_レ容易_{ナリ}時節、既に人心の歸向にも可_レ相拘_二旁被_レ惱_一宸衷、有_レ之候得ば、水尾は勿論、其外諸浪士に至る迄正義を以罪禍に陥り候面々、一統敕令不_レ被_レ仰付_二ては、叡慮に不_レ相叶_二儀と奉_レ存候、

(附箋) 正義の志より罪科死亡の輩はいかにも御愛憐、去二日於_二學習院_一申達候叡慮御符合

但其内尾張前中納言以下隠居の人々、先達自關東、免許の儘に候、他の御處置と相扼儀無之候哉、傍觀の程被聞食度候、

六ヶ條の四

同年三月廿六日閣老へ御渡相成候御沙汰書に、今度の條約、迎も御許容難被遊思食候、衆議中自然差縫、彼より及異變候節は無是非儀と被思食候と有之候得ば、假條約破却と申事に相決候は、天下一統決戰の心得勿論の事に候、就ては右同時御渡相成候別紙にも有之候様、防禦の處置屹度相整候様、可被仰付儀と奉存候、

(附箋) 條約破却一決候は、先達御沙汰の通、天下一同決戰勿論、就ては防禦速に相整候様被遊度、全體防禦は開鎖兩様ともに、何れ急度無之候ては難叶事に候間、國々早々要害全備候様被遊度、其頭々申付、一々被聞食度叡念に被爲在候、

六ヶ條の五

同年四月三日閣老へ御渡相成候御沙汰書に、神宮并に京師殊更に警衛の義、就中武備相整可然、國持の大藩早々被仰付候様被遊度被仰渡、其後京攝御警衛、井伊家の外大藩へ被仰付候得共、只今の形にて、叡慮を被爲安候儀にも被爲在間敷と奉存候、

(附箋) 神宮御大切は勿論、於京師も三種傳國の重器并帝位を御尊重候に付、別て被仰付

下候事に候、何分格別に入念速防禦手當聊も御掛念不被爲有候様被遊度被思召候、

右は第一第三條に有之候蠻夷の患難を攘ひ、義臣の歸向に従ひ、戎虜の慢を受ず、衆人の望に協ふとの御旨意相立候御處置の大綱にて、即ち戊午年にも厚被仰出候筋に御座候に付、此往の周旋振も右を大綱に仕、細目の儀は事に臨處に依り候て、時宜の取計仕可然候は、薩州は勿論其他正義の諸藩申合、及建白、幕議彌決定候迄盡力可仕、尤多年御縫合の事柄に付、右幕議決定仕候共一應は被及叡聞、其沙汰相成候筋に被仰付度奉存候、

(附箋) 皇國御爲薩州は勿論、正論の諸藩申合周旋の段叡慮御事に候、但於蠻夷之進止は決定相成候迄、必達叡聞候様被遊度候、

六ヶ條の六

三家以下諸大名衆議被聞食度段は、勅諭并御沙汰書へも追々相見、殊に八月八日の勅諭には三家或大老上京をも被仰出候に付、將軍上洛列候豫參、於朝廷衆議一定の趣被聞食候者、年來の叡慮に相叶候儀と奉存候に付於關東建白にも及び、猶此度も第三條に併せて周旋の御請仕候、勿論御沙汰も相成居候事には候得共、古例に不泥、禮分を正し候得は、幕議も容易に定兼可申に付、此餘周旋振別て肝要と奉考候、然る處、此内御付紙を以て被仰聞候、内々越前當秋上京の儀、勅使へ被仰合候由相見候、右は如何様の御用筋に御座候哉、御本紙に相見候、一橋越

前登用の事實被_レ行候と申場に到り候は、將軍上洛の儀は決て相整可_レ申に付、越前も於_二關東_一盡力せしめ、今秋上京の儀は一先御猶豫被_二仰付_一候て可_レ然哉と奉_レ存候、右之次第に付、大膳大夫は、第一第三條を一同周旋可_レ仕心算に罷在候間、越前上京之儀は、今一應御廷議被_二仰付_一度、於_二于下_一も薩州と精々申合論定可_レ仕候、

(附箋) 大樹上洛一條は勅使著府以前於_二關東_一治定言上の儀に付、自_二朝廷_一不被_二仰出_一間、右一件者暫關東の所置可_レ被_レ爲_二御覽_一思召に候、越前上京一條は是迄何歟の叡旨も被_二仰聞_一、幕府の極意實情をも可_レ被_二聞食_一思食に付、一橋越前等彌登用の上は、先越前上京候様勅使へも被_二仰合_一候間、既に掛合にも相成候に付、當時の叡慮は其分に被_レ爲_二在_一候、併長門守出府の上勅使並島津三郎へも篤と談合有_レ之、右兩人よりも越前上京御見合候様言上有_レ之候はば、尙御勘考可_レ被_レ爲_二在_一候、

右薩州と同心戮力猶正義の諸藩へ談合候て於_二關東_一周旋仕、幕議決定の目途付候上にて、將軍上洛列侯豫參の盛典を興し候は、八月八日の勅諭にも重疊被_二仰出_一候公武御合體の御基本相立、彌御長久に可_レ被_レ爲_二成_一と奉_レ存候、

(附箋) 書面之通薩州と同心戮力にて、尙又正義の諸藩へも談合周旋に相成候はば、御安心誠以皇國挽回の期、公武御榮久の基と叡感不_レ斜_レ候、先件にも有_レ之候通、國是の目途粗相付

候は、先一應叡聞に達し候様被_レ遊度候、

右の外にも緊要の事務、段々御窺可_レ仕儀も可_レ有_二御座_一候得共、前件の廉宸斷の御旨、先委細に被_二聞食_一候は、長門守へ申合候て、早速出府仕らせ度奉_レ存候以上、

(附箋) 苦勞之儀被_二思召_一候、猶任_二伺可_レ被_二仰出_一候、(防長回天史)

此附箋勅答に於ては猶曖昧摸稜の感なきにあらざれば、中村は自ら忠能を訪ひ、口頭を以て質問に及び、遂に叡慮は攘夷に在ること、下田條約も不可なり、進んでは從來長崎に於て、蘭國と交通貿易せしも不可なれば、之を拒絶掃攘すべしとの確答を得るに至れり。

〔攘夷說の徑路〕 是を以て見れば長州は決して自己の意見を以て攘夷を執行せしにあらず、朝議を動かさしにあらす、全く叡慮の存する所を窺ひて、一意之を遵奉せしのみと云ふべしと雖も、當時の朝議は人に由り時に由り、說硬軟開鎖の別ありて、叡念を惱まし給ひしなれば、忠能等の答辯直に以て眞の叡慮とも言ふべからず。況んや中村に問ひ詰められて、止むを得ず確答せし如き痕跡も見えざるにあらず。而して長藩の方面より言へば、京紳が唯口舌の空論としては曖昧の決心にても可なるべけれども、武人が實際生命を懸けて働かんとするには、開港か撃攘か、何れかに決定せすんば、進退谷まりて立往生せざるべからず。是其裁然たる決答を望む所以なるべけれども、其實際に於ては當時長藩の輿論少くとも京都に於ける長藩の輿論は已に攘夷と決せし上にて、攘夷說の

公卿と其主張相投合して、茲に大勢力となり、朝議攘夷と確定せし觀あり。開國論者長井雅樂を歸國せしめしは、四月の末にあり、其理由種々あるべしと雖も、最大原因は攘夷黨勝を制せしにあり。當時久坂玄瑞の手に成れる廻瀾條議は、其長藩の輿論を窺ふに足るべく、此間の消息を公平に視察するものは、斷然たる攘夷説は寧ろ長藩前に決して、朝議之に和したる事情を信すべき好材料なれども、長文なれば之を省くべし。但其大體は五ヶ條に別ちて細論し、第一條には長藩正邪の辨を明し士風を興起し、節義を鼓舞する事、天勅を貫き夷狄を制するの基本たるを論じ、第二條には幕吏夷狄に恐嚇せられ、重き勅諭を背き候事、天地不可容惡逆無道に付、斷然明白に其罪を糾すべきを論じ、第三條には天朝夷狄の大患を御深憂被爲遊、大御心を體し奉りて、午歲被_レ仰出_二候勅諭、凜然相貫候様何處迄も盡力すべきを論じ、第四條には午歲天勅を貫き、幕府の奸吏を嚴刑に處し、下田條約に引戻すべきを以て、越前一橋に其實功を督責するを論じ、第五條には戊午違勅の罪、明に相成候上、二百年寅恭被_レ爲_レ關候事を相糺し、皇室尊崇、君臣の分を正するを論じたり。其論旨言句の壯烈なる、當年の意氣を想察するに足る。是を以て見れば、如何に恭順を盡すとも、到底幕府存立の餘地なきを知るべし。而して當時幕閣の當局たる慶喜春嶽等に在ては、未だ京師の斯の如き激論勢力を占むるを知らざるなり。假令浪士の一部には過激論あるを知るも、決して是等の激論の廷議を決せしむべしとは知らず、汲々として朝旨之れ奉じ、種々の改革を施せり。幕閣の施作善意を朝廷

に表すると共に、無勢力の内兜を透見せられて、益、威力を失墜したるぞ是非もなき。京都にては猶頗る幕府を恐れ居たりしに、幕府は事もなく奉命せしを以て、恭順の誠意に感せしめずして、却て輕侮を買ひたり。

〔京都に於ける長藩の勢力〕

長藩尊攘説の勢力は京都に愈熾にして、之れと同説の公卿勢力を得て六月廿三日に至り、從來幕府と親昵なる九條尙忠の關白を停止し、近衛忠熙を以て代らしめ、八月十三日に至り、久我建通、岩倉具視、千種有文等九條派と目せらるゝ公卿を彈劾して、之を退けたり。是より廟堂全く排幕黨の占むる所となり、長藩の説悉く行はれ、議奏三條實美等最勢力あり、浪士の意氣天を衝き、忌憚する所なく、毎夜其惡む所の者を暗殺し、京都の街上醒血流れ、斷臂飛び所々に梟首あり、關東に於ても浪士の亂暴は之に劣らざるものあり。閏八月十四日を以て、益田彈正、高杉小忠太_〇作_父、穴戸九郎兵衛、周布政之助、中村九郎を近衛關白邸に遣し、攘夷に確定せん事を勸めて上書せしむ。其文に曰く、

叡慮之御決定戊午以來聊不被_レ成_二御勅_一儀に候處、上者神宮之神慮を被_レ爲_レ窺、下者諸侯之赤心を被_レ聞食_二度との御深衷をば不_レ奉_レ察、破約攘夷之御國是に未御疑も被_レ爲_レ在候歟と、恐多も是迄勅文に泥み、自己の見を主張せしめ候向も有_レ之哉に候得共、大膳大夫父子においては、追々被_レ仰出_二候勅諭並御沙汰書之御旨、全く以破_レ約攘夷之叡斷_一と奉_レ窺、皇國御持堅めの御良策出_二

于此外、間敷と考定、先達而奉_レ窺候二事六ヶ條之外、方今官武之間に於て周旋可_レ仕事件は數多有之候得共、幕政も漸々改新賞罰黜陟も被_レ行候事に付肝要之御國是叡慮通、速に致_二決定_一、外夷振慄國內警戒之御處置第一之御急務、官武御合體之大眼目に付、此度長門守於_二關東_一之周旋方、兩通勅諭之外は、六ヶ條之内第一條を抽き、純一にして叡慮御決定之旨を精々申解、盡力之上、猶も官武御合體之大眼目難_二決定_一儀に候得者、無_二致方_一歸洛及_二奏聞_一、此餘之宸斷を奉_レ待、猶愚忠之獻言をも可_二申上_一と奉_レ存候、五ヶ年及_二及_一程_二の方言_一官武御異議之趣根底明著、早列藩中決而勅文に泥み候儀も有_レ之間敷に付、今更不_レ及_二會議_一、斷然獨立に而盡力、乍_レ不_レ及_二皇國正氣御維持_一之寸補も仕度、父子決心罷在候、(防長回天史)

依て關白は五人の長藩士を召して、猶其旨を確め、更に此議を公卿に下して議せしめしに、諸卿亦毛利氏の建議に異議なきを奉答せり。依て二十七日中山大納言より、毛利氏家老毛利筑前、益田彈正を召し、朝意決定を報じて曰く、

先年以來被_二仰出_一候攘夷之議、叡慮御決定之趣、御良策出_二于此他_一間敷に付、斷然獨立可_レ有_二盡力_一決心之旨言上、先以_二叡念御符合_一、深以_二御感悅御事に候_一、何卒抽_二丹誠_一周旋有_レ之、公武を始め萬人一和一致に而、爲_二神州_一盡_二精力_一、早_レ蠻夷拒絶に決定候様、幕吏へ掛合候都合に相成候様被_レ遊度叡願被_レ爲_二在候_一、此由可_二申達_一旨、御沙汰爲_二仕候事_一、(防長回天史)

〔薩長の勢力消長〕

是より先近衛家關白職を占め、且青蓮院宮_ヲ愼_レ解_レの後も、暫時は遠慮を以て諸藩士等に面會なかりしに、薩人本田彌右衛門、藤井良節等は、舊來近衛島津の因縁深きによりて薩人は近衛家へ出入するを幸として、近衛家の使者と稱して青蓮院宮家に入出し、宮に謁して信用を受け、宮の家司等は悉皆薩人を用ゐられしを以て、宮と關白と共に朝政を總攬せらるゝに至ては廟堂は一に薩藩の意見に支配せられ、又關東には薩藩大原勅使と共に下りて周旋せしを以て、天下は薩藩の天下と見えしを以て、長藩の驚き大方ならず、毛利侯父子本支藩擧げて在京して、少壯の公卿と相結びて、必死に盡力せしを以て、長藩は着々として勢力を益すに至れり。是に於て關東周旋の功を全く薩藩に收めしむるは、長藩の欲せざる所なれば、少壯縉紳の間より、今や大原勅使並に薩藩江戸に在て、幕府に改革を促し、幕府命を奉ずと雖も、其實幕府は苟且儉安を事とし、最重要なる攘夷の件に至ては、少しも遵奉の跡なく又朝意島津三郎を賞して、高官を授けんと欲すれども幕府之を拒み、松平春嶽を召すと雖も、亦速に命を奉せず、之れ一橋越前も群小の爲に註誤せられたるに因るならん。斯の如くにして荏苒日を過さんか、遂に叡慮貫徹の期なく、朝權地に墜ち、奸吏再び要路に立ち、國亂を醸さんこと必せり。且幕府が傲然徳川家の天下と解し、將軍を公方と稱する如きは、鎌倉以來武將權に誇り、朝家を蔑如するの致す所の弊風を未だ改むるの意なきなり。名分を正し君臣の分を明にせんと欲せば、當今の機會失すべからず、宜しく幕府に嚴命を下し、攘

夷の實功を奏せしむべしとて、地下廷吏村井修理少進、結城筑後等を初として、諸藩有志等極力此議を主張し、三條廣幡姉小路等諸卿之を賛し、再度勅使を關東に下すに決せり。依て此派の中堅たる三條姉小路兩卿勅使となり、長土二藩之を助けて關東に下りて嚴勅を傳ふ、勅詔や攘夷にあるを以て幕府其奉行を難し、閣議合はすして春嶽慶喜相繼で辭表を呈するに至れり。然れども勅使の下向に當りて、後見總裁の辭職は決して行はるべきにあらず、互に相慰めて職に止まるに至れり。兩勅使は著府して斷然たる攘夷の勅詔を降し給へり。當時勅使最權威を主張し、將軍對面の禮の如きは頗る古式を改めたり。斯くの如く兩度の勅使に接し、前には薩州勅使を奉じ、後には長土の二藩勅使を援けて威を振へるを、幕吏は頗る憤懣の色あり。

〔長派堂上の勢力〕 十二月七日勅使江戸を發するや、一橋慶喜は其十六日を以て大阪警衛の爲江戸を發足せり、是より先、會津侯松平容保は京都守護職として十月一日を以て江戸を發し、翌文久三年一月廿三日に至て、總裁春嶽は將軍の先發として西上せり。幕府も形勢日に非なるを見て、將軍も官位一等を辭して前非を謝せんと請ふ、然れども朝廷之を許さず。攘夷を決行して前罪を償はしめ、後見田安慶頼を責めて、官位一等を降て退隱せしむ。文久二年七月毛利慶親著京、學習院出頭を命ぜられしより、西都は愈、政治の本舞臺となりぬ。而して島津三郎は歸京後直に暇を請うて歸國したりしを以て、堂上皆長派の勢力を以て充たさるゝに至れり。忠烈も尙位置を保つ能はず、三年

正月廿三日職を辭し、鷹司輔熙代て關白となり、二月廿三日に至て、大原重徳の如きも蟄居の厄に遭へり、慶親世子定廣及支藩徳山侯等共に參内して天盃を賜り、左の勅語を拜し、官位を降せらる。攘夷勅詔に付、彼是國忠周旋深満足叙威之事に候、尙亦爲國家盡力之儀、賴被思召候、仍以別段叙慮、賜御衣御古候、蠻夷等之儀に付自然出陣等も有之節は、直垂陣羽織之類に着用有之由、御沙汰候事、

御衣は浦鞠負日記に「御衣は白地紋綾御袖付御後の引長く、御裝束之時、被召候物と相見え候」とあり。長藩の得意想ふべし。

第五節 會津藩主京都守護職となる

會藩の特色と藩祖の訓誡——容保の溫和說——春嶽容保を推舉す——容保志を決して任に就く——容保の建白と其至誠奉公の志——勅使接遇問題——會藩主從の發達と容保の建白

〔會藩の特色と藩祖の訓誡〕 會藩は東北の雄鎮にして、一種特色を有し、武を以て國を立つるの藩なり。維新前後會藩の舉動を了解せんと欲せば、其昔藩祖土津公正之が一藩士風の根本として立て置きし所の訓誡を知らざるべからず。

一、大君之義、一心大切可存忠勤、不可下以刻國例、自處焉、若懷二心、則非我子孫、面決

而不可從、

- 一、武備不可怠、選士可爲本、上下之分不可亂、
- 一、可敬兄愛弟、
- 一、婦人女子之言一切不可用、
- 一、可重主畏法、
- 一、家中可厲風儀、
- 一、不可行賄求媚、
- 一、面々不可依怙最負、
- 一、選士不可取便僻便佞者、
- 一、賞罰家老之外不可參知之、若有出位者可嚴格之、
- 一、不可使近侍若者告人之善惡、
- 一、政事不可下以利害枉道理、會議不可挾私意、拒人言、不藏所思、可以爭之、難甚相爭、不可介于我意、
- 一、犯法者不可宥、
- 一、社倉爲民置之爲永利也、歲饑則可發出濟之、不可他用之、

一、若失其志、好遊樂、致驕奢、使士民失其所則、何面目戴封印、領主土地哉、必表可整居、

右十五件の旨堅相守之、以往可_レ以申_レ傳同職者_ニ也、

之れ寛文八年四月十一日に制定せられし家訓にして、即會津一藩の憲法なり。累世君臣能く此家訓を遵守して敢て失墜することなかりき。殊に同藩第五代の主に容頌あり、田中玄宰を用ゐて文武を奨励し、民治に心を用ゐ、殖産の道を講じ、治績頗る擧る。是より藩風振ひて、東北に雄視し、幕府藩屏の任を全くせり。容頌文化二年に世を逝れり。維新當時の藩主は有名なる容保にして、美濃國高須城主松平義建の六男なり。尾張侯慶勝、濱田侯武成、一橋茂榮等の弟にして、桑名侯松平越中守定敬の兄なり。義建は水戸中納言治保の孫にして、中納言齊昭の女弟を娶る。加之高須は藩祖義行以來、好學の藩なれば、容保等兄弟の維新史を飾りしは所以ありと云ふべし。文久以後の亂世に處して、土佐の容堂、一橋慶喜等兩三人を除けば、決して他の諸藩主には譲る所なき明君良主たりしなり。

〔容保の温和説〕 抑、會津が幕政に干與したる始めは、直弼殺され、信睦傷き、幕府も漸く昔日の強硬政略を改めて、朝旨遵奉に傾ける頃に始る。元來會津は溜間詰の雄藩なれば、政事に與るべき資格はありしと雖も、只管藩政に努むるのみにて、中央政府の政事には干與せざりしが、水戸の黨

争甚しく、幕府が返勅を促すより、水藩士長岡驛に集り騷擾するや、井伊大老は尾紀兩藩をして之を討滅せしめんと欲せしに、容保は大に反對したり。時勢の成行、及會藩の位置より斯る舉動に及びたるも、容保は元來溫和の性質にて、終始溫和説を取り兵力を以て水藩を壓するの不可なるを説き、將軍にも諫奏して、遂に止みたり。直弼死後も、幕閣は市川三左衛門、朝比奈彌太郎等の黨を喜び、武田耕雲齋、田丸稻之右衛門等の黨を忌みしが、容保は居中調停して、幕府をして偏忌の情を去らしむるに力め、又武田等を慰めて、以て平穩に事を治むるを得たり。斯くの如く容保は種々周旋の勞を取り、幕閣にても漸次に依頼するに至りしのみならず、元來重き家柄なるを以て、文久二年五月三日に至り、幕府の政務に參與すべきを命ぜらる。容保辭したれども聽かれず、遂に命を拜す。時に京師には島津久光在て切に周旋する頃にして、不日勅使あるべきことも、江戸に聞え、幕閣も成るべく朝意を遵奉せんことに力めたる時にして、容保は頗る其趨勢を助けたり。尋で尾水越三侯も蟄居を解除せられ、七日を以て一同登城し、春嶽も時々登營して政務に與るべき命を受けたり。

〔春嶽容保を推舉す〕 六月大原勅使着府、島津久光之に副ひ來りしが、斯く幕府も朝意遵奉と決せる上は、朝紳及び諸藩志士に忌避せらるゝ京都所司代酒井若州を更迭せしむることを勅使より談せられ、幕府は此命に遵ひ、松平伯耆守宗秀に命せしも、之れ亦京都にて肯せず、春嶽は當時政事總

裁職たるを以て、一層重望を負へる忠孝の氣節に富む大藩をして、此任に當らしめんと欲して、容保を推舉せり。當時容保は病で加養中なりしが、國貧にして地遠く、緩急事に應じ難きを以て、到底任を全うする能はずとて固辭せしが、春嶽は會藩家老横山主税常德を召して懇談せしも受けず、容保は酒井雅樂頭を推せしも、春嶽は此重任を幕府が安じて託するは、會藩の他に得べからずとして強て容保を起たしめんと欲し、左の書を送て拜命を促せり。

一 翰啓上致候、兎角秋蒸去兼候處、先以て公方様益御機嫌能_レ被_レ爲_レ入候條、可_レ易_三御心_一候、彌御清榮珍重存候、扱又貴恙如何被_レ爲_レ在候哉、日々關情の次第、何分御攝養の上、一日も早く御登營奉_レ希候、且又御家老横山常德呼出申聞候儀、如何御聞取被_レ下候哉、別て方今京師の方類に風説も相聞え、不穩の様子、殊に薩州屋敷(御出勤の上委細可_三申上_一候)何時暴發の患も難_レ計、其上從_三傳奏_一三郎高官位任叙の義も申越、刑部殿始一同深く此節憂痛至極に御座候、夫に付ても京師御手薄にては何分難_三相成_一、是非々々御受不_レ被_レ成候ては、公武御合體に至り兼可_レ申と奉_レ存候、當今(此の二三日)右之仕合故、何卒何卒一旦御受にさへ相成候へば、其上の御内願筋等は乍_レ不_レ及小生盡力申度奉_レ存候、昨今如_レ此の儀故、一旦の御受は速に被_三成下_一度、一重に以て奉_三懇願_一候、即ち今日も被_レ爲_レ召候て、御尋も被_レ爲_レ在候上にも、殊の外御心配に御座候、御役前に取候ても、早々御出勤の上、一旦御受に相成候へば、大原への申譯も相立ち、第一御遵奉筋に取り最

上の御都合に御座候、期會不可失、速に御英斷被下候様奉願候、御國元の御都合も可被爲
在候へども、夫迄相待候ては則ち足下の御受遲滞に及候ては、上の御遵奉筋に關係致し不
儀、右の處御汲察可被下候、常德初へ御相談御返答可被下候、右用事のみ、早々不備、

八月七日

春 嶽

會津明公玉机下

尙々時下御自愛奉專念候、

土津公以來の御家と申し、旁今の艱難を御亮察被下、只今御受到に相成候へば、將軍家被爲重
京師の御信義も相立ち、私共に於て難有奉存候、激切の儀申上候は、甚恐入候へ共、公方様が
御いとう敷、姑息の様に候へども、御心配の御様子見立候へば、落涙の外無之奉存候、台徳院
様の御血筋の公方様、土津公御末胤の貴兄に候へば、御情に置候ては、御同様と奉存候、徳川氏信
不信の相立、公武御合體の有無は、貴兄御受斷不斷に在り、小生泣て申上候も、方今台徳院様土
津公被爲在候は、必ず御受到に相成可申と奉存候、末世には候へども、御同様と奉存候、
以上、(京都守護職始末)

嶽斯くの如く情誼を以て容保を動かし、尋で其夜又、

一輪啓上致候、兎角蒸熱に御座候處、彌御安清珍重に奉存候、然れば今朝申上候義、如何御聞取

被下候哉、何分關心の次第、日々京師の事に就ては焦慮一同罷在候、今日も御前へ罷出候處、段
段御尋も有之、御受御待兼被遊候御様子に被爲在候、夫に付、今夕退出登館仕り、御病床へ
罷出御談判致度云々、(京都守護職始末)

と促し、且其夕春嶽自ら容保の病床を訪ひて、將軍の懇命を傳へ、時勢切迫して、一日も緩うすべ
からざる狀を談せしを以て、容保も遂に動かされ始めたり。

〔容保志を決して任に就く〕

將軍よりも使者を遣はし、厚く依頼ありければ、常德も亦一藩の利

害を棄て、立つべきの秋なりと説き、容保も決心して、藩地の老職等に謀りしに、家老西郷近徳早
駕籠にて出府して、之を留めしかど、已に容保は決心せる上なり、且は在府の重役横山は勿論、田
中土佐、堀七太夫等皆就職に賛成して、祖先以來大祿を辱うせし厚恩を報する、今日より急なるは
なし、利害の觀念を離れて、正義の指導に従ふべしと決して、就任を肯せり。因て幕府は閏八月一
日容保を京都守護職に任じ、正四位下に叙し、役料五萬石を付し、金三萬圓を貸與して、速に任に
赴かしむ。依て會藩は其藩の浪士にして、京攝に周旋せる大場恭平、外島機兵衛、柳澤勇記、宗像
久太郎等に就て、田中土佐、野村佐兵衛を指上せて、京師の動靜を視察せしめたり。

當時守護職拜命の意は、實に一藩一家の利害得失を顧みず、家訓の示す所に従ひ、危急に迫れる宗
家の爲に、祖先以來の厚恩を報せんと決心なりしなり。而して遂に其決心の爲に殉せり。固より

方向を誤りしとの譏は免るべからずと雖も、其衷心や憐むべきもの無くんばあらざるなり。會藩已に守護職の命を拜せり、是に於て幕府は容保をして其補助となるべきものを自ら選舉せしめたり。依て牧野忠恭を所司代に、永井玄蕃頭尙志を京都町奉行に推薦せり。此時京師に在ては、諸藩の浪士盛に尊攘説を唱へ、利害得失をも考へずして、攘夷説を叫ぶ者は忠にして勇なるが如くに賞讃せられ、苟も通商の利を説く者は忽ち奸と呼ばれ、怯と賤まれ、浪士の暴行に遭ふ時にして、大藩有力なる藩主さへ其自説を吐くを恐れたり。彼松平容堂が酒間興に乗じて、

ものゝふの圓居して飲むこの薙

英佛露西亞の御客戀しも

このたびは伊勢の神々腰抜けて

海防策も人のまに――

と詠じたりしが、土州藩は深く之を秘し、明に開國を主張し得ざりしが如き形勢にして、朝紳は全く是等浪士の説に賛同して皆尊攘説を取りしなり。

〔容保の建白と其至誠委公の志〕 一方幕府に在ては、到底攘夷の實行すべからざる事實を知り、日々外國と親むの風ありて、公武の間日々隙を生ずるを以て、容保之を憂ひ、心力を盡して一和せしめんと謀り、將に任に京師に赴かんとするや、其所思を建白して曰く、

不肖の私重き御政事に預り、殊に京都守護被仰付、冥加至極難有仕合に奉存候、依之萬分の一も御國恩に奉報度、日夜苦心仕候へ共、淺識寡聞之至、爲差見込も無御座、恐入奉存候へ共、此節柄と申、當職に罷在候間、鄙見之程不憚、忌諱奉申上候、方今之形勢、外夷之跳梁日々甚敷、勿體なくも上は奉憐愍、下は人民不居合に成行、深く心配仕、家來共へ申付、内外の衆議をも被聞取、且京都へも遣し、彼地の様子爲伺候處、主上に於ては鎖國攘夷御確定被遊、隨て京中は勿論、關西の列侯諸浪士迄も、開國の説相唱へ候者は、頃日無之程に承候、右之通夷人を嫌候人情に候處、於公邊は益夷人を御丁寧に御取扱の御都合より、人氣騒々敷、種々變亂出來仕候義と被察候、畢竟戊午年御奏聞もなく調印濟を始、攝泉開港御免許、御府内在留御殿山造館等、皆主上の御本意に不被爲在、御逆鱗被爲在、總容の不居合相成、殺害等も有之譯と愚察仕候、且先年堀田備中守間部下總守等を始、京師へ被遣候處、品々御行違の義も有之哉にて、當時に至候ては、恐多くも關東にては誑詐權謀を以て、京都を御取扱候とて、追々御信用も御薄く被爲成、外藩等へ御依頼被遊候と奉存候、將軍様には素より御別意決して被爲在候義には無御座候へ共、全く御役人方の不取計より事起り、公武の御間柄御一和なき様相響、誠以恐入候義歎歎次第に奉存候、此上御殿山夷館出來、御府内へ常住致、諸港彌御開に相成候は、御逆鱗は不及申、列藩の動搖に相成、皇國總容の居合必至不宣、如何様の異變出來候も難計候

間、何れにも叙慮に應じ、人情に相叶、御國體も相立、君臣御一致の御處置肝要と奉_レ存候、長崎、箱館、横濱の義は是迄の通被_二据置_一、御殿山夷館、攝泉開港、御府内留住遊歩の事等、御英斷御拒絶被_レ爲_レ遊度候、尤も是迄不取計致候諸役人は所罰被_二仰付_一、彼が諸難費掛り候分は償ひ被_レ遣候御趣意を以て、委敷諭解致候は可_レ宜奉_レ存候、然るに前文の通、主上専ら鎖國を被_二思召_一候處へ三港差置候と申にては、叙慮に戻り候様に候へども、長崎は昔年よりの開港場也、下田開港の義は先年主上にも無_二御餘義_一御開入に相成、且は宇内の形勢熟考仕候處、海外萬國日々開け、往來互市致、各爭_二權利_一時勢に相成、皇國のみ鎖國孤立と申にては、彼が事情を知りて、其長所を取るに由なく、攻守の道も十分難_レ届、已に是迄往來互市政候へば社、大艦巨砲も被_二据置_一、條約改正致、萬一も我制度を破り、不禮不敬之義有_レ之候節は、直様御打拂に相成候は、即攘夷の御主意も相叶、奉_レ安_二叙慮_一人心居合可_レ申奉_レ存候、是迄は夷人不禮驕慢日々に相慕り候得共、更に御構無_レ之、御國人而已御取締嚴様、世上へは相取れ、全く御役人方の姑息苟安にして、死を恐るるの處より斯夷人の跋扈を増長爲_レ致候と心得居様相見申候、仍て此度委曲諭解致候にも、實に決戦の御覺悟被_レ遊度、應接の義は御國是屹と被_レ爲_レ立候上にて、可_レ然者へ全權御委任被_二仰付_一候は、機に臨み變に隨ひ、如何體にも處置の道可_レ有_二御座_一、即公武御一和の所_レ係にして、皇國盛衰の界、天下治亂の分れ目に相成可_レ申、至極御大切の場合と奉_レ存候、私事守護職被_二仰付_一罷登

候に付ては、御尊崇の御趣意相違不_レ申候半ては不_二相成_一、依ては深く思召被_レ爲_レ込候攘夷の叙慮御遵奉被_レ遊候義、專要と奉_レ存候、然處開鎖之義は至極重大の事件に御座候間、來春御上洛迄に内外大小名の存寄、銘々御直にも御聞取被_レ遊、逐一御奏聞の上、至當之處へ御決定被_レ遊度奉_レ存候左無_二御座_一候ては、自然守衛の任も立兼候義と奉_レ存、晝夜苦心仕、家來共迄見込相尋、決心仕候義に御座候、若御許容無_二御座_一候ては、不_二容易_一此度の大任可_レ相勤_二見詰_一更に無_二御座_一候間、御詫にても申上外無_二御座_一義と深く奉_二恐懼_一候、右申上候存意次第、篤と御賢察御英斷被_レ爲_レ在候様偏に奉_レ願候、

但本文御英斷被_レ遊候上は、應接方至極御大切に御座候間、可_レ然人物身柄に不_レ拘、格別に御登庸、全權御委任被_レ遊、不_レ得_レ止事件共眞實に令_二諭解_一、至極誠實に御處置御座候は、黠夷も承服可_レ仕奉_レ存候、

一、彌以右愚意御採用被_レ下候は、先日被_二仰出_一候武備充實の義、標準無_二御座_一候ては、昌平偷安の情、決戦の覺悟無_レ之、御趣意貫徹仕候義難_レ叶候間、此度叙慮遵奉、三港の外拒絶に付ては、如何なる異變も難_レ計候間、先日被_二仰聞_一候武備充實の義は、即右等の爲に候條、猶又御沙汰被_レ爲_レ在候は、御改革の御趣意も等敷相立、御國威更張可_レ仕義と奉_レ存候、以上、

九月(京都守護職始末)

此の書を呈せしとき、幕府は以て固陋とし、時勢に迂なりとして却けんとしたれども、容保の極めて熱誠なると、又幕閣にても餘り強く却くれば、守護職を辭せらるゝの恐あれば之を受けたり。受納せりと雖も、固より實行の意は無かりしなり。唯此意見書のみを見、又は傍觀の位置より論せば固陋に相違なきなり、一の姑息策たるを免れざるなり。然れども當時容保が新に京都守護職の大任を負ひ、隔離せんとする天幕の間を融和せしめんとし、一方は朝廷の趣旨をも立て、又一方には當時外交の狀況をも斟酌して立てたる説としては穩當と評すべく、且至誠の見ゆるあるなり。之を彼の後年幕府が唯一片の瞞着心を以て、横濱鎖港策を立てたる如きに比すれば、其優るや萬々なり。將來の行動を見るも、會人にして維新の風雲に衆じて、千古の大策を企圖する西郷、大久保、木戸等の俊傑を缺き、施作皆受動となり、目前の所置となりたる爲、遂に敗を取りたりと雖も、至誠奉公の一點に至ては、會藩も決して他に譲らざるべく、轉、同情の念に堪へざるものあり。

〔勅使接遇問題〕 會藩將に發せんとするや、三條、姉小路兩卿は、第二の勅使として東下の報ありたるを以て、暫時發途を延引して、勅使接待の準備に掛れり。而して此度の勅使を如何に接遇すべきかは、實に當時の一大問題にして、此間に最周旋したるは會藩なり。從來關東が勅使を遇するや、朝鮮の使節を遇するよりも簡單にして、甚だ禮節を失へり。故に近衛關白より守護職たる容保に對して、從前の接遇法を改めて鄭重にすべしとの旨を傳へ、三條勅使も會藩の野村直臣、柴秀次

を召し、此旨を傳へしが、幕閣執政は先例を説いて之を拒むを見て、容保は春嶽と共に今や時勢切迫、唯從來の慣例手續を云々して、公武間の乖離を招くべからずと、苦心盡力せり。是に於て盡く從前の例を改めて萬事接遇に丁寧を極めしを以て、勅使も此點には大に満足せり。

〔會藩主從の發途と容保の建白〕 十二月七日勅使歸途に上り、其廿四日を以て、會藩主從は京都を以て其死所とすべきを決心して、任に赴けり。是より先十一月廿五日容保又書を幕府を呈して曰く、

去る十月十九日攘夷開國之兩端御英斷之上、何れにても御誠心を被爲立、半表半裏に不三相成様、其内攘夷之方に御決候は、早速叡慮を被爲奉、百戰千闘之御覺悟被爲在候様、中納言殿へ書附を以建白仕置候處、其後亦時勢一變、最早兩端に涉候場合に無之、攘夷之一方に歸し、則右戰闘之御覺悟可被爲成時勢と奉存候、其主意は先日以來西洋へ罷越候者共之文通、并佛國新聞紙致見候處、彼國之軍艦近々大坂表え押寄來、京都へ向直に條約を願候趣書載有之、此事實説に候得ば、天下之大事、第一天朝へ奉對惶懼之至、一日も不可棄置、危急之秋に候間、今日より直に其御手配有之、第一に肥後守事即日出立、道中一日も早く馳登り、並御旗本之内よりも精銳之勢御撰、數隊之人數御被登、此旗本勢御登之事尤緊要之御事に御座候、屹と尙又畿内近國諸大名へも夫々手當被仰付、京阪之間要地無二拔目一相堅め候上、何卒中納言殿御引續御登城被成、尙其

上御上洛も成丈御急速に被遊、禁闕は御直に御守衛被爲在、其内に夷艦寄せ來、條約等之願筋如何様申出候共、斷然御拒絕候は、此應接至御大切に御座候、曲を彼に歸果して戰鬪と相成、終に御勝利を被爲遂候時は、所々に開港に罷在候外夷共、自然畏縮退散可仕事に御座候、此機會に乘じ、此一舉さへ神速に被行候は、攘夷之功も不期して可成、叙慮にも不_レ言して可_レ叶と奉存候此一事に至ては所謂御誠心より出て、實事に被行候事故、今般勅命を若外夷共右御手配を傳聞詰問申來候共、彼の新聞紙に據り、應接之致方如何程も可_レ有之、夫等之儀は方略追々可_レ申上候、何分京阪守備大急務に付、此段而已先申上候、新聞紙は彼之虚喝なるべし、夫に動候は如何と申説可_レ有之候得共、虚喝に恐れ和議を行候とは違、戰鬪之用意を致候に於ては、假令虚説に相成候とも、御國辱は無_レ之、却て御國威を示候御盛舉に候間、少も無_レ御猶豫、所謂御誠心を以、御勇決被爲在候様奉_レ希上候、以上、

幕府は勅旨に對して、表面鎖港攘夷を聲言すれども、素より誠心實行を期するにあらざれば、此書も形式的に納受せしのみ。後年幕府と會藩と意志相通せず、内實大に軋轢せし端緒は此頃に發せり。

第六節 浪士の横行

無政府の京都——浪士處置に對する異見——斬倭事件——新徴組と新選組——幕閣の因循と諸有志の過激——長藩の有志團體、幕府の警戒

〔無政府の京都〕 會藩已に京に着くや、幕府は令を近畿の諸侯に下して、緩急直に京に馳せて、共に守護職の指揮を奉すべしと命せり。此頃京都の狀態は殆ど全く無政府にして、薩州にては藤井良節、本田彌右衛門、田中親兵衛、村山宰輔、宍目謙吉、高崎猪太郎、同佐太郎、長州にては宍戸九郎兵衛、前田孫右衛門、桂小五郎、佐々木男也、周布政之助、久坂義助、寺島忠三郎、品川彌二郎、樽崎彌八郎、清水清太郎、土州にては小南五郎右衛門、武市半平太、平井收次郎、間崎哲馬、吉村寅太郎、那須眞平、小笠原唯八、清岡治之助、肥後にては轟武兵衛、川上彦六、竹志田熊雄、松田重助、宮部鼎藏、住江甚兵衛、久留米の松浦八郎、木村三郎、津和野の福羽文三郎、會津の手代木直右衛門、野村佐兵衛、荒川良助、柴秀次等を始めとして、諸藩浪士等我も我もと京都に集り、末派の浪士等が亂暴を働くことは實に筆舌に絶せり。九條家の臣宇郷玄蕃、島田左兵衛、與力大河原十藏、渡邊金三郎、森孫六、上田助之丞、其他處士本間精一郎、池内大學、多田帶刀、千種家の臣賀川肇等皆暗殺に遇ひ、或は鼻首せられ、或は兩耳を斬て議奏邸に投せらるゝあり、或は伊達遠州の旅宿に貼紙して恐喝するあり、或は老尼を生肆するあり、而して朝議は是等浪士の主張に動されつゝあるの時なり、大君を一心大切と思惟する會藩の行動は實に至難といふべし。溫和にして朝意遵奉を以て、唯一目的とする春嶽すら、浪士の舉動を痛く憤慨して、嚴に逮捕せんと主張せしを以ても、容保の意中を察し得べし。然れども彼は忍びて直弼詮勝の二の舞をなすを避けんとす。

〔浪士處置に對する異見〕 二月十五日慶喜、春嶽、容堂、宗城等と二條城に會して、浪士の處置を議す。嚴に逮捕せんとの説多數なれども、容保固く諫めて、是言路壅塞して下情上に通ぜざるが故なり、若言路開けて上下互に其欲する所を相通せば、浪士の醜懷も以て散すべく、幕府舊來の弊習も改まるべしとて、鷹司關白にも之を計れり。慶喜、春嶽等は、之に反對したるも、容保守護の當職たるを以て此の議に従ふべしと、容堂の發言にて之に決し、令を出して、何事にて何人にて心付ける事あらば憚る所なく建言すべし、名を署するを好まざれば、匿名にて可なりとて、意見書を投ずる函をも設け、又浪士中島永吉を召して、篤く此意を諭して暴舉を止めしむ。是より守護職を訪問して、意見を陳せし者も有りしと雖も、暴舉は猶止まず。容保は之を忍耐し、且朝廷の供御は寛政以前に定めし金額を限りとしたれば、物價騰貴に由て、朝廷公卿の供給薄少となれるを以て、怨を買ふと爲し、容保之れを時價に改めしめたり。

〔斬像事件〕 然れ共浪士等は其暴を減せず、足利三代將軍の像を斬り梟し、を以て忍耐せし容保も怒れり。當時斬像の事に關係せし小室信夫、中島錫胤等の談に由れば、攘夷の門出の爲、其血祭として足利三代將軍の像を斬りしとの説なれども、當時決してさる解釋を爲すものはあらざりなり。蓋し徳川氏を擬するに足利氏を以てするは常の事にして、歌舞伎演劇小説等皆然り、此度も其例にして徳川將軍に對して、面當に爲したりとの感は、何人にも浮べる所なりしなり。當時の榜示に曰く、

此者惡逆は已に先哲所^レ辯、數萬人之能知る處にて、今更不^レ及^レ申と云へども、今度此像影共を令^ニ斬戮^ニに付ては、贅言ながら聊其罪狀を示すべし、抑此大皇國の大道たるや、唯々忠義の二字を以大本とするは神代以來の風習なるを、賊魁賴朝世に出て奉^レ備^ニ朝廷^ニ、不臣の手始いたし、續て北條足利に至ては其罪惡實に不可^レ容^ニ天地^ニ、神人共に誅する所なり、雖^レ然當時錯亂名分紛擾之世、朝廷御微力にして、其罪を糾し給ふ事能はず、遺憾豈不^レ堪^ニ悲泣^ニ也、今彼等の遺物を見るに至り、奮激に堪へず、我々不敏なりと雖も、五百年の昔の世に出たらんには、生首引拔かんものと握拳切齒片時も止む事能はず、今や萬事復古舊弊一新の時運を遂げ、不臣之奴原之罪科正しく致度機會也、故に我等申合、先其巨賊之大罪を罰し、大義名分を明にせんが爲、昨夜當寺院に在所の尊氏始め其子孫の奴原の影像を取出し、首を刎て是を梟首し、聊舊來の散^ニ醜憤^ニ者也、大將軍織田公に至り、右之賊統漸滅す、少く愉快と云べし、然る處夫より以來今世に至り、奸賊尙超過する者あり、其黨數多にして、其罪惡足利の右に出づ、若夫等之輩眞に舊惡を悔い、忠節を抽で、鎌倉以來の惡弊を掃除し、朝廷を奉^ニ輔佐^ニて、古昔に復し、積惡辨償の所爲なくんば、滿天下之有志追々大舉して可^レ糾^ニ罪科^ニ者也、

尊 氏

逆 賊 義 詮

正名分、之今に至り、鎌倉已來之逆臣一々遂に吟味、可處誅戮之處、此三賊巨魁たるに依て先づ其魂像へ加天誅者也、

文久三年亥二月廿三日（京都守護職始末）

容保之れを聞いて曰く、今や諸浪士を寛大に遇するものは、其王室を尊び、名分を明にせんと云ふにあるを以てなり、然るに彼等陽に尊王の大義に託し、陰に私意を挟んで横行し、以て國勢の如何を慮らず、國家の前途を顧みず、無責任の地位に在りて、猥りに攘夷を急施速行せんと、因循なる朝紳を煽動し、無智なる士民を誘惑し、其所爲の殘逆なる、墓を發き屍を撻つに均し。足利氏に於ては議論の免れざる固よりなりと雖も、其官位人臣を極むるは、同じく朝廷の賜ふ所なり。而して方今言路洞開の際に當りて、更に建言する所なく、當世を誹謗し、諸人を誑惑し、天威を蔑し、國憲を犯し、輦轂の下に此狂暴をなす、亦假すべからずと。慶喜、春嶽等は固より嚴罰説なるを以て、是に至て救解する者なし、惟り長藩の反對あるにも拘らず、斷然之を逮捕して所斷せり。而して一方には毒を以て毒を制する策を取れり。

〔新徴組と新選組〕

是れより先文久二年の冬、江戸に於て有名なる浪士を集めて一團を爲さしめ、

之を新徴組と稱せしが、後上京して洛西壬生村地藏寺に屯せり、世に之を壬生浪士と稱す。其後清川八郎等の一部は、攘夷の手始として、横濱の外人を襲はんとて歸東したるが、近藤勇、土方歳三等の廿五人は京師に留れり。容保は之を用ゐんと欲して、且は諸方に散在する浪士を一所に集めて取締に便ならしめんと欲し、勉めて之を大ならしめ、聯絡を通じて西國浪士の舉動を探索せしめたり。是より之を更に命名して新選組と云ふ、此新選組なる者は、終始幕府の耳目として能く盡し、かの池田屋事件の如き活劇を演じたることありしも、又一方には頗る亂暴をも働き、京人は西國浪士と同じく之を恐怖するに至れり。容保浪士の暴舉を憂ふる爲に、遂に斯る劇薬を用ゐて、却て京人の怨みを買ひたるありと雖も、言路開通の舉は鷹司關白等も大に喜び、上聞に達せられ、大に御信用を受けたり。是より京師は益々攘夷論熾になりけるが、容保は元來横濱、長崎、箱館三港を限りて通商場とするの意見なるは建白書にあるが如し。曾て三條、姉小路兩卿勅使として東下の際、此議を談じたるに實美等も中正の意見なりとて、之を賛せしが、此頃に至ては前日と時勢を異にすとして、三條等は全然攘夷を主張し、其期限を決定せんことを慶喜に迫りしを以て、容保は慶喜、春嶽、容堂等と共に議して、攘夷期限を奏上せるなり。而して長州及浪士の勢威益強くして幕府は大に苦み、會藩の如きは最憂慮せり。

今左に當時浪士の暴舉を略表に示すべし。

七月廿三日、九條家の臣島田龍章を殺して、首を四條磔に梟し、其罪を榜示す。
 同 廿六日、築地下馬^{ツバ}牌に貼紙して、岡本肥後守、岡田式部少輔の罪狀を揭示す。
 閏八月廿一日、越後の浪士本間精一郎を殺し、首を四條磔に梟し、罪狀を榜示す。
 同 廿二日、九條家の臣宇郷玄蕃を殺して、首を松原通に梟し、罪狀を榜示す。
 同 廿九日、文吉を殺し、三條橋に梟し、罪狀を榜示す。
 九月廿三日、町奉行組與力渡邊金三郎、森孫六、大河内十藏の三人を近江石部驛に殺し、翌日首を粟田口に梟し、罪狀を榜示す。

十月十一日、商人壽三郎、半兵衛の兩人を二條河原に生肆す。

十一月十五日、長野主膳の妾を、三條河原に生肆す。

同 十六日、金閣寺内多田帶刀を殺し、粟田口に梟し、罪狀を榜示す。

十二月十二日、江戸御殿山外國公使館を焼く。

同 廿日、江戸日比谷門外に手塚律藏を斬らんとす、二律藏佐倉に走る。

同 廿一日、江戸玉ヶ池に於て、横井平四郎を斬らんとす、平四郎福井に走る。

同 廿二日、江戸九段坂上に於て塙次郎を殺し、罪狀を日本橋に掲示す。

文久二年秋冬の間に起りし事件大概斯くの如し。其の後文久三年に至て、京都以外の地に於て起り

し事件も多々なり。江戸にては富豪家恐迫等、益々亡狀を極め、諸藩に在ても土佐は三年四月を以て、參政吉田元吉、市原源介を斬るあり。赤穂藩に於ては藩士西川辨吉、濱田豊吉等十三人にて家老森主税、用人村上新助を斬るあり。其廿二日には壬生藩に於て、藩士十六人にて家老鳥居志摩を殺し、家老鳥居千葉之助に自殺せしむるあり。斯くの如く到處腥風吹きすさみ、血雨降りしきりぬ。三年一月十三日長士二藩士が横濱を襲撃せんとしたると、大和五條の亂、但馬生野の騒動あり。一度動き始めたる有志は一二の小失敗に於て跡を絶つものにあらず、一舉敗るれば一舉從て興り、一群仆るれば一群代て来る。水薩の浪士東西に敗れたる後に於て、長士の浪士は江戸に在て珍事を醸さんとせり。元來土侯豊範は長侯の養女喜久子を娶りてより、二藩の間殊に親密を加へ、兩藩士の間に往來頻繁なりしが、三條、姉小路兩卿勅使として東下せるに當り、土侯之を護衛して下れるに、長藩世子は先に已に在府して周旋せるを以て、土老侯容堂と長世子定廣とは常に往來し、長藩士周布政之助、中村九郎等は、土藩士小南五郎右衛門、間崎哲馬等と交りて、勅意を貫徹せしむるに力めたり。

〔幕閣の因循と諸有志の過激〕 然るに幕閣に於ても、種々事情の爲めに速に尊攘有志者の意を満足せしむる能はざるを以て、諸有志相議して曰く、^{アサカシモ}麻上下^{（麻上下を通常禮服とする土庶人を云ふ）}の周旋何ぞ能く爲さん、幕府の遲疑怪むに足らず、見すや薩藩は既に生麥^{ナマコメ}の一舉に攘夷の實行を始めしにあらずや、我等豈

其後塵を望むべけんやと。長藩士大和彌八郎、長嶺内藏太、志道聞太、久坂義助、寺島忠三郎、有吉熊次郎、高杉晋作、向井小助、赤根幹之允、品川彌二郎の十人、十一月十四日の日曜日を以て、横濱を襲撃して、外人を斬殺せんと議を決せり。薩藩士高崎猪太郎之を探知して、大に憂ひ、容堂に告げて鎮撫の策を講ず。續再夢記事十一月十二日の條に曰く、

夜五つ時過、松平容堂殿卒かに來邸せらる、さて申されしは、先刻薩藩高崎猪太郎來りて、長の高杉晋作、日下玄瑞を始め十一人申合はせ、近日横濱に闖入して、外國人を殺害せんとするよし聞し故、直ちに面會して説得に及び、彼等稍承服の體には見へけれど、尙拙者にも一應説得を試むべしと申聞たり、いよくさる舉動に及びては、容易ならざる國難を醸しなすべき事故、拙者承諾致し、明朝彼輩を呼び寄せ、精誠説得すべき積なるが、承服すべきや否や測られず、萬一承服せざれば、更に御内報に及ぶけれど、横濱表の取締方は豫じめ御着手ある方、然るべしとの事なりき、

又十三日の條に曰く、

松平容堂殿登營して、此節長藩の壯士等、外國人に暴行加はへんとする由は、聞くまゝを昨夜春嶽殿へ内啓に及び置しが、今朝高崎猪太郎又々來りて、彼輩同夜已に亡命して横濱に赴きたり、其主意は廟堂の舊に依りて因循なるは、畢竟世子始め重臣等の周旋緩慢なればなり、此上は我々

より事を起す外に術あるべからず、されば来る十四日の日曜に外國人等の遊歩するを窺ひ、ミニストルを一撃に打斃し、首を世子の面前に出して、因循の眼に一驚を與ふべしといふにあるよしなりと告ぐ、尙又此上ながら、猪太郎は即刻より神奈川に赴き、なるべき限り暴行を思ひ止まる様、彼輩に申入るべし、政府より若外國奉行など遣はさるゝ事なれば、彼地に於て尙事情を告知すべしと申せり云々、申出られしかば、諸有司一同大に驚き、急に外國奉行竹本隼人正、御目付澤勘七郎に出張を命ぜられたり、此日容堂殿登營前別使を以て、松平長門守殿の許へ彼の高崎より聞かれし趣を内報せられ、又勅使兩卿も此事を傳聞せられ、急使を以て長門守殿に暴行を停めらるゝ様にと、申遣はされ云々、

容堂は兩勅使及定廣に告ぐ、兩勅使乃ち書を裁して、久坂義助[○]に與へんと長州邸に遣す。

以急使^ニ申遣候、今朝來自^ニ同藩之士^ニ令^ニ承知^ニ候處、其許一昨夜頃より外出、其餘同志之衆中糾合存立候次第可^レ有^レ之哉に相聞候、右者全一舉之儀差定不^ニ相分^ニ候得共、自然横濱斬夷等之舉に無^ニ相違^ニ者、甚令^ニ心配^ニ候、抑兩使下向之事、誠に十年來之叡慮、今日可^レ被^ニ仰出^ニ大機會到來にて、既令^ニ着府、近々入城之期に相成、眞實於^ニ幕府^ニ尊攘之臣節立不^レ立者、纔に最早一句之間に有^レ之候、爲^ニ臣子^ニ者之節義相勵候上に可^レ有^レ之存候、只今無^ニ善惡^ニ事を上候而者、兩使奉^ニ大命^ニ是迄下向之趣意も不^ニ相立^ニ即時に外患相發、忽及^ニ戰爭^ニ候者、必定之事、左候ては未勅命も不^ニ相違^ニ一時に事

之敗に相成、第一攝海之備も無_レ之、不時に朝廷之御動搖と可_二相成_一、痛心此事に候、依而折角之大志、暫時被_二猶豫_一、近日勅命傳達之上、幕府之舉動見定候而、義舉當然之事存候、左無_レ之而者、忽兩使之不覺共相成、辱_二綸命_一、候様相成候而者、甚不_レ安存候間、此儀得と被_二加_一、熟慮、今度之一舉暫時相止候様有_レ之度、進退適_二義候_一は、他日大志を被_二遂_一候事、必然に候間、能々思慮有_レ之度候、仍以_二急使_一、申遣候、熟慮之上心事可_二申承_一候也、

十一月十三日

實 美
公 知

久坂玄瑞殿始

〔長藩の有志鎮撫と幕府の警戒〕 定廣も大に驚き、今や勅使在府して幕府に勅命を下さるゝに當て、我藩より事を生せば、何の面目ありて天下に對せんとして、諸臣を會して鎮撫の策を議す。時に土州の小南五郎右衛門座に在り、諸臣を遣して鎮撫せしむ、恐くは伏見事件の再演を爲す無からんかと。此時高杉等は先の十人に山尾庸三を加へて十一人、已に横濱に向け發せしを以て、定廣は寺内外記、山縣半藏等を鎮撫の爲に先發せしめ、尋で自ら騎馬にして發す。時に幕府も頗る警戒する所あり、十一人も手を下す處無し。加之寺内山縣等來て定廣の旨を傳へ、之を止めしかば、十一人

も命を奉じて歸途に就く。定廣蒲田に至る比ひに、寺内等歸て鎮靜の旨を報ず。暫くして梅林に於て定廣十一人を召して面諭する所あり、十一人感泣す。毛利登人、木原又右衛門等も尋で至り、周布政之助も後れ至る。土藩士四人_{○四人の姓名は確知すべからずと雖も、岡崎哲馬、門田爲之助、岡本常之助、山地忠七の四人なるべし、諸書を參看するに恐くは然らん}、亦來り會す。此時周布の失言事件あり、乃ち政之助は容堂を罵りしに、土州人の激昂甚しく、將に長土間に事を起さんとするの恐ありしが、遂に事なきを得たり。然れども是より周布は一時退隱し、後年麻田剛助と變名して、又事に與るに至れり。彼十一士は各一週間程遠慮を命ぜられて事済みたり。實に文久三年は、諸浪士の天下にして、京都に於ける朝政の改革、或は京大阪江戸に於ける暗殺梟首等、運動激甚なるは、實に癸亥甲子を以て最とす。

第六章 尊攘黨の蹉跌

第一節 幕府攘夷期限奉答、將軍上洛

久坂等三士の建白——攘夷期限の督促——攘夷期限の上書と勅諭——浪徒の猖獗、幕閣の政策——慶喜等政令第一の議を畫す——春嶽總裁職を辭せんとす——開港説及攘夷説の趣旨——政務委任の勅書

〔久坂等三士の建白〕 文久三年二月十一日、尊攘派の急先鋒たる久坂義助、寺島忠三郎、轟武兵衛の三士鷹司關白邸に抵り、言路を開き、人才を擧げ、以て攘夷の國是を確立すべきを強談し、命を得ざれば死せんのみ、飲食を絶ちても退かずと稱す。關白遂に之を諾す。久坂等の建白書に曰く、卑賤之身を以て不_レ容易_ニ、事件言上仕候段、誠に以奉_ニ恐入_ニ候得共、時勢切迫如何にも默坐仕候に堪へ兼、不_レ願_ニ萬死_ニ、申上候、先般勅諭を以て攘夷之儀被_ニ仰出_ニ、於_ニ關東_ニ御受申上候得共、期限等奏聞無_レ之に付、天下之人心騷擾罷在、此往如何體之變出來も難_ニ計_ニ候間、萬一大樹公_{（軍將）}御上京御延引に相成候は、後見總裁職を以て速に期限奏聞被_ニ仰付_ニ度候、實以て未曾有の大寇を掃攘し、皇威を海外に御輝可_レ被_ニ遊候に付ては、既に非常之宸斷を以て御親征をも思召被_ニ爲_ニ在候程之御時體柄に候得ば、乍_レ恐是迄の如く深宮に被_ニ爲_ニ在、君臣之間隔絶仕候ては不_ニ相叶_ニ、第一言路御洞開壅蔽之患無_レ之、御近習は勿論堂上の御方々時々御前へ被_ニ召出_ニ、胸臆を被_ニ爲_ニ盡候様有_ニ之度、且國事

之御用掛御多人數被_ニ仰付_ニ候處、何分にも御員數御減少にて、御人材御精撰被_ニ爲_ニ遊、日々列藩の情實國家之大計等不_ニ被_ニ聞召_ニ而は不_ニ相叶_ニ候、近來諸大名追々參内仕、天盃頂戴をも被_ニ仰付_ニ候程之事に候得ば、是非非常の御破格を以て御直に赤心は開届被_ニ爲_ニ遊度、一日の安は千歳の禍に付、片時も早く攘夷の御大業其基本被_ニ爲_ニ立度、此儀御裁斷被_ニ仰付_ニ候までは差控罷在候間、何卒速に御評決、乍_レ恐奉_ニ希上_ニ候、以上、（二月十一日）_{（七福西）}_{（寛治末）}

〔攘夷期限の督促〕

三士未だ退かざるに、大納言正親町實徳、宰相中將橋本實麗、中納言三條西季知、大藏卿豐岡隨實、中將東園基敬、中將滋野井實在、少將正親町公董、少將姊小路公知、修理權大夫壬生基修、左馬頭錦小路頼徳、少將四條隆調、少將清岡長説、主水正澤宜嘉の十三卿及議奏傳奏諸卿關白邸に詣り、三士の議を實行せんことを促す。關白乃入て奏上す、天皇是時諸卿を召して意見を徴し給ひ、即夜實美實麗隨實公董實知實在及野宮定功阿野公誠の八卿をして慶喜の旅館本願寺に就て、攘夷期限を督促せしめ給ふ。慶喜急に春嶽容保等を招きて凝議すれども決せず、十二日天明に至り、漸く左の奉答書を呈す。

一將軍歸府後廿日の御宥免を蒙り、無_ニ相違_ニ拒絶_ニ爲_ニ致候段、御受申上候、滯京の儀は十日限り、朝廷より可_レ被_ニ仰出_ニ御都合の事、

〔攘夷期限の上書と勅諭〕

十四日慶喜春嶽容保容堂の四名、連署を以て攘夷期限の上書を上り、又之

を布告す、曰く、

大樹公上洛、滞在日數十日と御治定相成候間、二月廿八日出帆より海上往返風波之障も無御座候へば、四月中旬の内攘夷期限相成申候、尤歸着日より廿日猶豫被下候儀は、先程申上候通に付右之日積相成候事、(以上答書)(開國起原)

攘夷期限大樹上洛之上、上言之趣、昨冬勅答有之候處、即今不_二容易_一時勢差迫りしに付、過日以_二御使_一一橋中納言殿御尋相成候處、別紙之通申上候間、一同爲_二心得_一拜見被下候事、(以上布令書別紙は上答書に同じ)

將軍上洛前に當て、後見總裁職等が斯く大問題を決して奉答せるは、如何に煩悶せしかを知るべし。蓋し是正月廿一日長藩の建白に由て、斯く督責を受けしなり。十八日尾張大納言慶勝、一橋中納言慶喜、毛利定廣、松平阿波守齊裕、松平三河守慶倫、松平相摸守慶徳、越前前中將春嶽、松平肥後守容保、松平淡路守茂韶、松平美濃守齊博、伊達伊豫守宗城、上杉彈正大弼齊憲、山内前侍從容堂、細川越中守慶順、松平出羽守定安、佐竹右京太夫義堯、松平安藝守茂長、中川修理太夫久昭、毛利左京亮元周、池田信濃守政詮、松平主殿頭忠和、召によりて參朝し、順次謁見して鷹司關白より勅諭及二條の御下問を賜ふ。曰く、

勅旨

近來醜夷逞_二猖獗_一、數觀_二皇國_一、實不_二容易_一形勢に付、萬一於_二有_一汚_二國體_一、缺_二神器_一之事者、被_レ爲_レ對_二列祖之神靈_一、是全當今寡德之故と、深被_レ惱_二宸衷_一候に付、蠻夷拒絶之叡慮を奉じ、固有之忠勇を奮起して、速に掃攘の功を建、上安_二宸襟_一、下救_二萬民_一、令_二黠虜永絶_一、觀_二觀_一之念、不_レ汚_二神州_一、不_レ損_二國體_一様との叡慮に被_レ爲_レ在候事、

御問條

一、神宮御警衛兼て藤堂へも被_二仰渡_一有之候得共、宗廟之事故攘夷御治定に於ては、一際御手當之謀略被_二聞召_一度候事、

又勅旨

攘夷拒絶之期限於_二一定_一は、閭閻之人民戮力可_レ勵_二忠誠_一は勿論之儀に候、先年來有志之輩以_二誠忠報國之純志_一、致_二周旋_一候儀、叡威不_レ斜_二候_一、依_レ之猶又洞_二開言路_一、草莽微賤之言達_二叡聞_一、忠言至當之論不_二論沒塞_一候様との深重之思召候間、各不_レ稍_二忠言_一、學習院へ參上御用掛りの人々へ可_二揚言_一被_二仰出_一候間、亂雜之儀無_レ之相心得可_二申出_一候事、(開國起原)

〔浪徒の狼藉、幕閣の政策〕 斯の如くにして浪士は益_二勢_一を得、狼藉太甚を加へ、而して浪徒は朝紳と聲息相通じ、後背には強藩あるを察し、幕閣は浪徒の責任を朝廷に歸すべしとて、春嶽は書を

鷹司關白に送れり。其大意に曰く、

近者洛に入り、親く形勢を視るに、人氣激發して殺伐輩下に行はる、恐懼に堪へざるなり、是蓋し天下の有志等、愛國慷慨の餘、國を去り家を棄て、釐穀を攀ち、心力を竭し、勤王の志を致さんと欲し、而して時局の因循に終らんことを虞り、過激の議論其間に生じ、濫行の徒其機に乗じ、遂に朝廷の憂を醸し、都下の人心を驚すなり、人心面の如し、趨向同じからず、而も要するに憂國勤王の至情發するなり、朝廷若し能く之を體察し、以て適宜の措置を施さずんば、則ち人心の一定と安堵と期すべからず、特に攘夷の大詔を發せられ、忠勇義烈を獎勵すべきの時に方り、若し有志の輩をして、憤鬱に沈ましめんか、人心の協和に影響せざるを得ず、有志の不服自ら理なり、廷議宜しく勤王忠勇の至情に投じ、以て其力を盡すことを得せしむるの措置を施すべし、關白は答書を與へて幕府に措置を爲さんことを命ず。春嶽之に復して、若し處置一任を得ば之を處する易々たるのみ、宜しく公然傳奏の命を得んと。蓋し戊午の再演を爲すにあるか。

〔慶喜等政令歸一の議を盡す〕

十九日慶喜春嶽容保容堂等相會して時事を議して曰く、今日の弊は政令二途に出づるに在り、今日に處する策は、幕府政權を朝廷に返上するにあらざれば、朝廷更に政權を幕府に專任するに在るのみと。此夜慶喜春嶽共に青蓮院宮を訪て、此議を申ぶ。宮亦之を然りとし、明日近衛關白と鷹司邸にて慶喜春嶽と共に相會して議せんことを約す。廿一日慶喜更に

政令歸一の議を關白に促し、參内して共に奏上せんと迫る、關白事を以て之を辭す、斬像の事あるに及んで、幕府慨然として浪士逮捕に着手す。長藩書を獻じて浪徒を宥さん事を争へども、守護職聽かず、遂に斬像浪士を處分す。是時や春嶽は其見込悉く顛倒して、將軍上洛の效なきを悟り、三月四日將軍入洛、春嶽出で、大津の旅陣に迎へ、將軍に謁し上諫して曰く、公參内の日攘夷の詔勅ありとも容易に之を奉戴すべからず、武備充實の上にあらずんば、争でか決行するを得ん、尙許可なきに於ては、征夷の職を辭退して然るべしと。有司舉て春嶽の上言を悦ばず、曰く、是迄莫大の勞費を厭はず、上洛を周旋するも、全く勸慮を遵奉し、攘夷の功を奏せんが爲めなり、然るに何ぞや、辭職を勧めらるゝとはと。斯る内論起れるを以て、其事終に行はれず。

〔春嶽總裁職を辭せんとす〕

是月七日將軍參内攘夷の勅旨を奉戴す。此に至り春嶽手足を措く所なく、同九日より病と稱して屏居し、加茂行幸の供奉を辭し、翌十日總裁職をも辭せんことを請ふ。將軍曰く壬戌の聖旨に従て攘夷の成功を輔翼せんと總裁に委任したるも、未だ其決定を奏せざるに職を辭するは甚だ當を得ざるなりと。天皇亦之を聽し給はず。浪徒將に春嶽の旅館を夜襲せんとするあり、或は首を賜へと書して旅館近邊に貼紙する者あり、或は門前に至り、高聲に罵詈するあり。且攘夷の期限督責の切なると、外事の日に迫ると、諸藩士浪徒等が有司を輕侮して不遜の舉動を爲し、頻に期限を促して止まざると、且つ幕府の首鼠兩端素謀悉く蹉跎するを憤り、退職許可の命を

待たず、私に京師を脱し藩に歸るに至れり。明治前記に曰く或は曰ふ、島津三郎の江戸に在るや、福井^{春高}知堂兩侯に語て曰く、今に當て開國の外、計爲す可きなきは衆の知る所なり。京師の事は之を周旋するに易きのみ、先づ勅旨を受け、明年京師に在て、之を奏せば則ち可ならんと。福井老侯之を是とす。一橋卿幕府反覆の嫌あるを以て之を危しとす。是に至て老侯爲す所を知らず、遂に無斷歸國せりと。以て當時幕閣の苦悶を知るべし。

初め將軍大津を發して入洛せんとするや、國事掛諸卿が大樹の行列をして途中に狼狽せしめんが爲に、伊勢奉幣勅使を發せんと議せるを聞知せしを以て、大樹は豫定の時刻よりも早めて入京ありしかば、國事掛は計畫齟齬して、勅使發遣を延引せりと云ふ。以て如何に幕府の衰へたるかを知るべし。此日春嶽大樹に謁し、意見書を呈して辭職を勸む。曰く、

昨年來、深く御尊崇之筋合被^レ爲^ニ思召立、萬事敬慮御遵奉被^レ爲^ニ在候儀に付、何も御先へ上京仕、乍^レ不及^ニ精々盡力仕候へども、今日に至り諸端混雜仕り、兎角人心居合兼候より乍^レ恐今に被^レ惱^ニ叙慮^ニ候御次第、奉^ニ恐入^ニ候、若亦此上外に思召通被^レ爲^ニ在、上は被^レ安^ニ宸襟^ニ下は萬民を被^レ爲^ニ護候御見込被^レ爲^ニ在候は、格別、左も無^ニ御座^ニ候は、其段主上へ被^レ仰上、速に御辭職被^レ遊候之外有^ニ御座^ニ間敷と奉^ニ存候間、厚御思召被^レ爲^ニ在候様、奉^ニ希望^ニ候、而して慶喜は參内して、政令二途に出るの非を極力諫奏し、庶政を幕府に專任せられんことを請ふ。

是に於て天皇大政委任の勅旨を賜ふ、曰く、

征夷將軍の儀總て此迄通御委任可^レ被^レ遊候、攘夷の儀精々可^レ被^ニ忠節^ニ候事、

然れども毫も從前通御委任の實あらざるなり。蓋し幕府が政兵の權を握るや、文字口舌の間に在るにあらざるなり。從來敢て勅詔に因りて大政の御委任を辱うしたるにあらず、武家條目の規定の如きは、幕府の制せし所にして、朝廷より好んで賜はりしにあらず、畢竟は實力如何の沙汰のみ。今や斯る詔勅を幕府の拜受せるもの、偶、以て其衰亡に瀕せるを證するに足る。苟も實力無くんば、百千の詔勅ありて大政を委任し給ふも、實行すべからざる無意味に終らんのみ。幕府の狀態斯くまで情けなきに至れるを以て、京紳有志は最早眼中幕府在らざるなり。是に於てか將軍は一日も早く歸府せんと欲して、之を請ふこと再三に及べども、勅命を發して東歸を留め給ふもの再度に及べり。此間排幕派は何の忌憚する所なくして、着々倒幕の計圖を進む。

〔開港説及攘夷説の趣旨〕 蓋し當時開港説にも全然萬國交通の利にして、且時勢上當然の處置たるを認めて、開港を主張するものと、一時を瞞過して、其間に兵備を修め、以て拒絶せんと、姑息の考を懷けるものと二種あるが如く、攘夷説を取るものも、其旨趣一樣ならず。或は外人は夷狄禽獸と同様なれば、彼等をして神國の地を踏ましむるも猶耻辱なり、汚穢なりとの、最頑冥不靈なる論者と、外夷が斯くまで通交を望むは、其目的畢竟國土の併呑にあれば、君子は危きに近かず、始よ

り交らざるに如かずとの念を有せるものと、或は外交の途に止むべからざるを知ると雖も、幕府を困めん爲に、此説を取れる者、或は外交の可否は自ら判別する能はざれども、寂慮は攘夷にありと信じて攘夷を主張するもの等の差あり。是等各種の論者も、時代によりて其意味變化し居れば、人を以て別つ能はずと雖も、要するに先々帝(孝明天皇)は外交を好ませ給はざりしとして、世人は攘夷即ち勤王たるが如く思惟し、開港説を持するものは王事に勤めざるもの、如き感をなし、勤王攘夷を目標として、以て幕府に肉薄するに至れり。

〔政務委任の勅書〕 七日將軍參内、春嶽等之に隨ふ、小御所に於て天盃を賜ふ。依て政務專任の辱きを謝し、且寂慮のある所を請ふ。其書に曰く、

都て是までの通御委任之儀、蒙_レ御沙汰_ニ奉_レ畏候、然る上は御國政向都て前々之通、差圖仕候事に御座候へ共、寂慮之趣も無_ニ御腹藏_ニ相伺候度候、此段奉_ニ申上_ニ候事、

天皇更に勅書を賜ふ、曰く、

征夷將軍是まで通御委任被_レ遊候上は、彌々以_テ寂慮遵奉、君臣之名分相正し、闔國一致、奏_ニ攘夷之成功_ニ、人心歸服之處置可_レ有_ニ之候、國事の儀に付ては、直に事柄により、諸藩へ御沙汰被_レ爲_ニ在候間、兼て御沙汰被_ニ成置_ニ候事、(七編四 竊始末)

見るべし、此一書に由りて明に兩敬(片敬に對して同等の敬禮を盡すを云ふ)の御取扱も剝奪せられ、攘夷實行の責任を負

擔せしめられ、且國事は直に諸藩に御諮問とあり、寧んぞ従前通政務御專任と云ふべけんや。之れ幕府としては決して黙過し得べき所にあらざるなり。慶喜直に書を關白に呈して、國事云々の意義を確めて曰く、

御委任被_ニ成下_ニ候に付、被_ニ仰出_ニ候様奉_レ畏候、國事の儀に付ては、事柄に依り直に諸藩へ御沙汰被_レ爲_ニ在旨は、全く攝海へ夷船渡來等過急之期に望み候節の御沙汰之趣に候得ば、其餘の事は、守護職所司代へ被_ニ仰出_ニ候儀とは奉_レ存候得共、猶爲_ニ念_ニ此段申上置候、

是日將軍銀三千貫目(金六萬三千兩に當る)を以て、京洛の市民を賑救す、而も時勢は益々轉進して、幕府は内將

軍黨と後見黨と互に反目嫉視して、軋轢日に甚しく、外排幕黨の勢力刻々に増大して、討幕の計畫漸く歩を進め、災厄は將軍の一身に蟄集するに至れり。聞く將軍上洛に際し、一旦進退谷まるに際せば、潔く及に伏せんとて、短刀を懷にして、途に上れりと。幕府の衰亡史、繙き來れば、亦一掬の涙に値せずや。

第二節 加茂男山の行幸、攘夷期限決定

毛利公加茂行幸を建白す——春嶽過客を命ぜらる——男山行幸——攘夷節刀授與の御沙汰止と主上の御不例——幕府の攘夷期限と分疏狀——慶喜東下の眞相——將軍の攝海巡視——關白の詰問書——公知の遺害と薩長の軋轢

〔毛利公加茂行幸を建白す〕

文久三年正月二十一日、長藩毛利定廣の建白に曰く、

今般非常之宸斷を以て、倒海之大寇を掃攘し、皇國之武威を八蠻に御輝被_レ爲_レ在度思食に付ては、必竟御親征をも不_レ被_レ遊ては不_レ相叶_レ御時勢と奉_ニ恐察_一候、癸丑以來、度々伊勢加茂石清水へ攘夷安民の御祈願被_レ爲_レ遊候御事に候得ば、此度攘夷期限御決定に相成候上は、早々奉幣使御發遣有_ニ御座_一度、就_レ中加茂神社は、御間近き所柄に候へば、非常之御破格を以、御社參被_レ爲_レ遊、且泉涌寺へも御參詣被_レ爲_レ遊、御代々様之叙靈に御報告無_ニ御座_一候ては、不_ニ相濟_一儀と奉_レ存候、是儀は大堰嵐山等の行幸の類にも無_ニ御座_一、未曾有の大耻辱を被_レ爲_レ雪、皇國を堅磐に被_レ爲_レ固、御孝敬之御至誠四海に顯赫被_レ爲_レ在度、所謂天行健と申儀と奉_レ存候、加茂泉涌寺の御參詣は即親征御巡狩の御基本にも可_レ有_ニ御座_一、草莽の者共鳳輦翠華の御餘光を奉_レ仰候へば、如何計か感發奮興可_レ仕、攘夷の御大業自_レ是して相立可_レ申と、不堪_ニ嘆願_一之至、奉_レ存候、(開國起原)攘夷に付ては、曩に奉幣祈願ありし所なり、今斯くの如く國事多端となれる上は、行幸御親祭あるべきは、最道理の指す所なり、且長藩等は此行幸は攘夷親征の議を發する前提なれば、是實行に盡力せしを以て、此議速に勢力を得て、三月三日遂に加茂行幸を仰出されたり。即、就_ニ攘夷御祈願、加茂下上社可_レ有_ニ行幸_一被_レ仰出_ニ候旨_一、被_レ仰出_ニ候事_一、(開國起原)遂に加茂行幸は實行せらるゝに至りぬ。此時恰も大樹も上京中なるを以て、供奉すべきの命あり。

老中等は煩を避けんと思はれたれども、遂に供奉に列するに決す。十一日行幸あり、三條實美行幸守衛總督として部署を定め、長藩其警衛を命ぜらる。此日從親の公卿は、鷹司關白、二條右大臣、德大寺内大臣、廣幡大納言、近衛左大將、日野大納言、飛鳥井中納言、德大寺中納言、橋本宰相中將、清水谷宰相中將、高辻少納言、中御門左中辨、油小路中將、滋野井中將、三條西中將、正親町少將、東久世少將、櫛笥中將、東園中將、川端少將、姉小路少將、四辻少將等緡紳二十餘名、武家には將軍を初め、一橋中納言慶喜、水戸中納言慶篤、仙臺中將慶邦、備前侍從茂政、阿波中將齊裕、因幡中將慶德、秋田侍從義堯、肥後少將慶順、毛利少將定廣、松平容堂、上杉侍從齊憲、宇和島侍從宗城、其他閑老參政高家等騎馬束帶して隨ひ、行裝盛美を盡す、群民路傍に跪坐して拜觀す。式畢りて晡時還幸あり。

〔春嶽通塞を命ぜらる〕

松平春嶽は京都の形勢日に非にして、時艱の救ふべからず、公武一致の行はるべからざるを見るや、書を呈して職を辭すれども、朝暮共に之を許さず。而して當時幕府は生麥事件_{後記}に付て、英國との交渉最困難にして、到底攘夷の行はるべからざるを知るを以て、島津三郎入京したれども、之と相見ず。却て島津の周旋を喜ばず、辭職の裁許を俟たずして、三月二十一日密に京師を發して國に歸る、幕府專恣を咎めて通塞を命ず。命に曰く、

松平春嶽儀、御政事總裁職御免相願、未だ御許容も無_レ之處、勝手に當地發足致、出立後其段相届、且

引戻之儀相違候處、殘居候家來相支、其儘歸國之段、如何之事に候、以_レ叡慮、總裁職被_二仰付_一、既に御免願達_二叡聞_一、御聞届無_レ之内、前書之始末、對_二朝廷_一別して不束に付、急度も可_レ被_二仰付_一候處、是まで出精相勤候に付、出格の御宥免を以て、總裁職御免逼塞被_二仰付_一候、(開國起原)

是より春嶽は朝幕及有志者の間に人望を失へり。抑、將軍の上洛を唱道せしは、長藩と春嶽なり。而して長藩大部分の意見と春嶽の意見とは、其上洛を促せし目的全相反せしなり。上洛の結果、春嶽は其意見の行はれざるを見て、辭職を乞ふ、已に無責任なり。島津三郎の如きも、春嶽の召したる所、而して一回の面會だもせずして、京師を出奔す、其の人望を失ふも宜なりと云ふべし。憶ふに春嶽は忠誠にして善を好むの好人物なりと雖も、遠大の略あるにあらず、盤根錯節を料理するの手腕あるにあらず。其臣下も鈴木力の如き、橋本左内の如き、謀臣已に逝いて、一の中根雪江あるも、是唯一個の忠良なる秘書官たるに止り、客臣横井平四郎あるも、是れ達識にして透徹の頭腦を有すれども、敏腕辣手を有する人にあらず。春嶽も思案に暮れて斯る舉動に出でしものならんといふ。

〔男山行幸〕 四月五日天皇男山行幸を仰出さる、是皆長藩の策畫にして、建白に御親征と云ふもの、長州の内實は既に討幕を計れるなり。故に屢、諸藩をして龍駕に陪せしむる演習をなすなり。後日の大和行幸、伊勢參拜皆其計略の進程を徵すべし。男山行幸の建議書は二月二十八日に呈せしものにして、かの親兵貢獻の策を獻せしと同日なり。男山行幸供奉の臣僚、大凡加茂行幸に同じく、

公卿は關白以下二十餘人、武家は將軍以下一橋毛利其他十三藩及陪臣等なり。惟り尾張大納言慶勝、京都守護職松平容保は實父松平義建の喪に居りしを以て、扈從の列に加はらざりき。此日新募の新兵警衛し奉り、三條總督之を指揮せり。七日に至て、公卿には諸藩より護衛を付するを命せり。即ち

近衛左大將	尾州	三十人
德大寺内大臣	水戸	三十人
柳筥中將	會津	二十人
滋野井中將	阿州	二十人
橋本中將	筑前	二十人
梅溪中將	藤堂	二十人
東園中將	雲州	十人
河端少將	藝州	十人
三條西少將	長州	十人
正親町少將	肥後	十人
東久世少將	佐竹	十人

姉小路少將 土州十人

来る十一日行幸之節、右の通爲_二加員隨身、書面之人數夫々自_二諸藩_一可_レ差出、尤可_レ爲_二士分_一事、衣體布衣帶大小刀、

右烏帽子、布衣、禁中より被_レ渡_二之_一、前日十日於_二當役月番亭_一可_レ相渡_二事_一、

當曉丑刻、無_二遲々_一休所に參集之事、

但擬華洞内假建物之事、

辨當主人々々より可_レ被_レ渡、尤精進之事、

而して當日の順序として、天皇親から攘夷の祈願を凝し、廟前に於て將軍に攘夷の節刀を授けんと
の議ありたりと言ふ。將軍此命を拜するや、幕閣の憂苦は一方ならざりき。十日朝廷幕府に詔して、
外國人の滯國を禁ず。其命に曰く、

魯西亞、英吉利、佛蘭西、米利堅、阿蘭陀等國々へ、

先年より和親交易願書條約を取結候得共、右は其節の役人共朝廷へ伺濟をも不_レ致、取計候儀も其
儘仕來候處、時を計欺_二朝廷_一、外國之和親交易拒絕之趣有_レ之、是迄取計方不_レ宜_レ役人共、嚴罰相加候
間、其方共も長崎箱館橫濱三港凡三十日迄に引拂、一人も不_レ殘歸國可_レ致候、若於_二違背有_レ之_一は、可_レ
及_二一戰_一候條、得_二其意_一可_レ申候事、

文久三癸亥年四月十日(七編四)(寬始末)

時に幕府は生麥事件に付て英國より激烈なる談判に接し、其落着未だ見えざるに、此命に接して驚
駭大方ならず、長崎の鎮臺黒田、鍋島、大村は歸藩して長崎在留外人攘斥に着手し、決戰の覺悟を
以て、臣隸を戒嚴し、小笠原閣老は外夷拒絕談判の命を受け、歸東して京師の形勢を報じければ、
江都留守の諸藩執政等は皆寒心せり。

〔攘夷節刀授與の御沙汰止と主上の御不例〕

十一日將軍家茂病起りて供奉を辭し、後見職慶喜を
して代て勅旨を拜受せしむる意なりしも此日遂に攘夷節刀授與の御沙汰無くして御還幸あらせられ
たりといふ、然れども此後時勢は急轉直下して、有志皆公然幕府を痛罵し、幕派に於ては長藩の加
茂泉涌寺及男山行幸建白書を目して御親征奉迫の暴論と稱し、爭鬭益々甚し。而して幕威は日に失墜
するのみ。此日流言あり、中山忠光は陛下が大將軍を優遇あらせらるゝを憤り、浮浪の徒を糾合し
て驚輿を途に要せんとす。又此日天皇稍、御不快の氣味在らせ給ひしと。會津家の記録に、

八幡行幸の儀、主上御進み不_レ爲_レ被_レ在、殊に御不例の處、長州始め過激の公家方に被_レ迫、無_レ據行
幸被_レ遊、中將様には御服中にて供奉御斷、還幸の節は御參内被_レ遊候處、紫宸殿にて御鳳輦の儘御
水被_二召上_一候に付、御式にても有_レ之もの歟と思召候處、必竟御氣分御宜敷不_レ被_レ遊處より、被_二召
上_一候哉の由、

とあり。反對黨にては會津の記録を疑ふ人もあるべけれど、是等の事は左迄疑ふべきにもあらざるべしと思はるれど如何にや。然れども何の差障もなくして還幸あらせられしは、最祝賀すべきことなり。一橋慶喜も前日來の不眠と疲勞にて、氣分勝れずして、一時民家に休息せしとぞ。石清水行幸後尊攘黨の勢力は益、増加し、幕府は將軍、慶喜の發病休息共に欺^レ上の疑ありとして、十七日に至り、三條橋畔に貼紙して、將軍に向て天誅を加へんと恐嚇する者あるに至る。其文に曰く、

右者先達而上洛之後、從^ニ天朝^ニ被^ニ仰下^ニ候儀廉々有^レ之候處、表には勅命遵奉の姿にて、始終虛喝を以事を左右に寄せ、萬端因循に相過ぎ、外夷拒絶談判之期限等に至る迄、寂聞を欺き、延引に及び、押て歸府の儀願出候不^ニ而已^ニ、男山行幸之節供奉相蒙罷在ながら、俄に虛病をかまへ、且一橋中納言之儀は、於^ニ八幡社神前^ニ御用之節も有^レ之場合、其場を出發致し、總て上を奉^レ茂如^レ候次第、其餘板倉周防守、岡部駿河守等始め奸吏共數多有^レ之、井伊掃部頭、安藤對馬守等の遺志を繼、賄賂を以奸謀を行ひ候、實以言語同斷不届之至、依而は一々可^レ加^ニ誅戮^ニ等^ニ候得共、大樹に於ては未だ若年の儀に而、諸事奸吏共胸中より出候趣相聞、格別寛大之沙汰として姑^ニ令^ニ宥免^ニ候條、速に奸徒之罪狀を糾明し、且可^レ行^ニ嚴科^ニ、若^レ於^ニ令^ニ遲緩^ニは、不^レ出^ニ旬日^ニ、悉可^レ加^ニ天誅^ニ者也、

〔幕府の攘夷期限と分疏狀〕 斯くの如くなるを以て勢止むを得ず、幕府は自ら欺き、又人を欺き、攘夷期限を定めて奏上するに至れり。

攘夷期限之事、來五月十日無^ニ相違^ニ拒絶決定仕候間、及^ニ奏聞^ニ候、猶^ニ列藩^ニへも布告可^レ致候事、

四月二十日

家

茂(開國起原)

別に二條の分疏狀を上る曰く、

大樹上洛前滯京十日と被^ニ仰出^ニ、上洛參内仕候處、度々御使等被^レ下、就^ニ中賀茂行幸供奉の節は、蒙^ニ別段之寵遇^ニ感戴之至情、速に東下致し候に不^レ忍、勿論其頃英船渡來、不^レ穩^ニ形勢^ニには候得共、攘夷之義大樹留守中にて可^ニ行届^ニ存候間、旁令暫滯京致、攘夷の儀は水戸中納言差出度奉^ニ仰願^ニ候處、關東人心只管大樹之歸東を渴望致し居、士氣一定難^レ成、攘夷行届兼候段、老中より追々申越、尾張大納言よりも同様之義急飛を以て申越候次第にて、關東之形勢大樹東歸不^レ仕候ては、内地之人心渙散致し、攘夷難^レ仕勢に相成居候故、不^レ得^ニ止期限延引相成候事、一橋歸府、拒絶應接振如何哉之事に付、關東歸府之上、拒絶應接振之儀は、其期に臨み、言葉之順序も有^レ之候へども、大意は一時和親交易取結候處、元來奏聞を不^レ經、開港候事故、關國人心不^レ折合^ニ之廉^ニを以、斷然拒絶之及^ニ應接^ニ候事、(七編四章始末)

是に於て乎、朝廷攘夷期限の令を發し、

外夷拒絶の期限五月十日御決相成候間、益、軍政相調、醜夷掃攘可^レ有被^ニ仰出^ニ候事、幕府亦諸侯に令して曰く、

攘夷之儀、五月十日可_レ及_二拒絶二段、御達相成候間、右之心得を以て、自國海防禦筋愈以嚴重相備、襲來候節は掃攘致し候様可_レ被_レ致候、

〔慶喜東下の真相〕 是より先、三月廿二日水戸慶篤を將軍目代とし、閑老小笠原圖書頭を隨へ、東歸して外人拒絶談判に従事せしめたるも、功を奏せざるを以て、攘夷期限の決するや、十八日更に一橋中納言をして東下、將軍に代て拒絶談判せしむ。慶喜命を拜し東下せんとして、書を關白に呈して曰く、

今度東下に付、奉_レ願候は、攘夷の一舉多年惱_二宸襟_一候儀に付、應接戰爭の情實、親く奉_レ入_二叙聞_一度候間、三條中納言、姉小路少將儀昨年爲_二御使_一下向の事にも候間、一同東下實檢被_二仰付_一候様致度、此段奉_レ願候、以上、

攘夷論は如何に喧囂を極むと雖も、畢竟固陋の管見にあらずんば、無責任の議論たり。何程急進黨が督促すとも、外交上の事は決して内國の都合のみを以て處し得べきにあらずとて、慶喜は外交の實況を尊攘派の首領三條姉小路兩卿に見せしめ、以て其説を軟化せしめんと欲する目的なりしなり。然るに三條等も全く其言の如く攘夷の實行すべからざるを知りつゝ、唯幕府に難題を言ひ掛けん爲めに、斯く激論を主張せしものか、將た左程迄外交の實情を知悉せざるも、幕吏等と共に責任の位置に立つは不利益の點多きを以て、忌避したるものか、長藩又之を拒否し、直に之を辭せり。爲に

二卿東下の計策も行はれずして、慶喜は遂に廿一日後見職を免せられ、水戸中納言と共に外交拒絶談判の爲に、東下の途に就けり。蓋し慶喜は眞實外交拒絶の談判に功を奏すべき自信あるにあらずと雖も、滯京の寸益なきを知れるを以て、之を好機として歸東を喜びしならん。仍て尾州慶勝を以て將軍輔佐となし、肥前少將松平閑叟を以て文武總裁となし、姫路侍從酒井忠績を以て大老格となす。

將軍も京師を發し、閑老參政を率ゐて男山八幡宮に詣す。之れ一は曩に行幸供奉を辭して物議を引けるを以て、一は八幡宮は源氏の氏神として殊に尊信する所なれば、故らに詣せしなり。此夜將軍大阪城に着す、翌廿二日一橋慶喜歸東の路に就く。

〔將軍の攝海巡視〕 將軍は廿三日難波橋より乗船、軍艦にて西の宮兵庫邊を廻り、備前の持場中島布屋等より泉州堺に出で、立花侯の持場を巡視し、紀州に入り、加太浦に着し、沿岸を巡覽す。此時風強くして頗る難儀せられたり。巡覽の目的は攝海防禦の設備の完きや否やを見る爲なりしが、當時砲臺は固より戰爭の用を爲すに足るものあらざれば、勝安芳に命じて、石壘を以て砲臺を淡路由良、播磨姫路、紀伊加太、和泉堺等に築かしめたり。姉小路公知も亦廿三日を以て京都を發し、大阪に將軍と會し、攝海を巡覽せり。此時勝安芳最も説明に力めしを以て、公知大に悟る所ありたりと云ふ。五月十一日將軍京に歸り、攝海巡視の實況を奏上せり。

〔關白の詰問書〕

此時幕閣は小笠原閣老等、英國と生麥事件の交渉をなせしも、其要求激烈にして到底之を拒絶する能はざるを以て、須く彼の要求に應じて償金を與へ、而して後通交拒絶の談判に及ぶべしとの書を關白に呈す。關白之を奏上し、又有栖川中川兩宮及國事掛諸卿を會して、幕府の書を示して之を議せしめしに、三條實美は幕閣の處置を以て叡慮を體認せず、朝廷を蔑如するものなりと爲し、之を不問に付するに於ては、朝廷人なきを表し、皇威地に墜つべしと論じて、遂に關白より詰問書を發せり。

英夷申立償金之儀、尾張大納言、水戸中納言以取計、叡聞候、右償金之儀は御許容難、被遊旨先達て御沙汰の次第も有之候處、事情不得止臨機之取計とは乍申、不容易事柄、勅意に相背候取扱方如何に被思召候、幕府所置振言上可有之候、兼て被仰出候外夷拒絶之儀、彌以無相違、叡慮貫徹候様、屹度應接有之候様沙汰候事、(七編四 竊始末)

仍て幕府は表面朝廷に對して償金を出さざる旨を報じ、遂に之れを渡して、罪を閣老小笠原圖書頭專斷を以て償金交付を決せりと奏す。國事掛等之を見て大に憤り、幕府を嚴譴せしかば、幕府大に恐れ、慶喜は幕府老中等攘夷の旨を奉せざれば任を全うする能はずとて、職を辭せんと乞ふ。小笠原長行は十九日を以て、兵を率ゐて海路西上の途に就く、何等か計考する所ありしもの、如し。

〔公知の遭害と薩長の軋轢〕 廿日少將姊小路公知退朝の途次、朔平門外に於て刺客の爲めに暗殺

せらる。蓋し薩人田中親兵衛等の爲せし所ならんと云ふ。公知の遭害に付ては諸説紛々たりと雖も、要するに薩長兩藩の軋轢より來りし如く、三條卿恐嚇文等と照合して察せらる。東久世伯の説には大原重徳の爲に怨を報せしなりと。翌廿一日夜學習院及三條邸に貼紙して恐嚇す、曰く、

轉法輪三條中納言

右之者、姊小路と同腹にて、公武御一和を名とし、實は天下の爭亂を好候、右に付急速辭退隱居不致に於ては、不出旬日、一代天誅、可令殺戮者也、

是より各卿護衛兵を附せしめ、以て其身を保安す。而して薩藩士は是れより九門内に入るを禁じ、島津氏の乾門守衛を免せられ、松平守護職よりは嚴重に取締に注意すべき旨を達せり。當時京師の形勢は、長藩最勢力を有し、而して藩主は父子共に歸國し、老成の重役等も陪隨し、京に滯留せるは、過激の浪士輩多くして、少壯過激の公卿と相通謀して、他を排せるを以て、中川宮の如き、近衛忠熙の如き、其關係持論に於て薩藩と親近なるものは、自ら嫌疑を受くるを免れず、手を拱して傍觀するの勢となりければ、中川宮は其嫌疑を避けんが爲めにや、攘夷先鋒たらんことを奏請せられけれども、許されざりき。

第三節 長藩攘夷實行及宮門警衛

攘夷の殊勲者——小笠原閨老の罷免、尊攘黨の横暴——眞木泉州の獻策——在京の四藩と因州建白書——關白邸の親征評議と宮門の守衛

〔攘夷の殊勲者〕

急進派の首領たる長藩に於ては、攘夷期限たる五月十日以來、關門海峡通航の外船に發砲して、外人撃攘に着手しければ、廷議之を以て、天下に率先して攘夷實行をなす殊勲として、少將正親町公董を觀察使とし、親兵を添へて長州に下らしめ、以て攘夷の大功を賞せしむ。又一方に於ては諸藩の留守居を召して命を傳へ、互に相助けて外夷掃攘の功を奏せしむ。

〔小笠原閨老の罷免、尊攘黨の横暴〕

六月に入りて、小笠原閨老上京の噂高し。水藩士梅澤孫太郎長谷川作十郎等は主として、小笠原を疑ひ、其入洛を拒まんとし、朝紳亦之を疑ひ頗る激昂せるを以て、將軍も書を發して其上京を留む。九日將軍自ら小笠原を處分せんと奏請して、京都を發し大阪に下り、十日長行の閨老職を罷免し、大阪城に禁錮す。十一日長岡侯牧野忠恭の所司代を罷め、淀侯稻葉正邦を所司代に任じ、十三日將軍大阪を發し、海路江戸に歸る。是より尊攘黨益々忌憚する所なく、速に計謀を進め、七月に至り、沿海觀察使なるものを設け、中將東園基敬、侍從四條隆調等を之に任じ、紀伊播磨等に遣はし、兵備を嚴重にし、夷艦渡來せば猶豫なく掃攘すべきを命せり。

此際因州藩は明石浦に於て外艦を砲撃するあり、攘夷實行は幕府が令を發して猥りに外艦を砲撃するなからしむるを以て、尊攘派の公卿と浪士との間には幕府の因循を怒り、攘夷御親征を議し、以て討幕の軍を起さんと議せり。去年、討幕の計畫を廻らし、伏見に於て薩藩の爲めに其の計畫を破られし殘黨、眞木和泉等入京するに及んで、議愈々熟しければ、當時松平春嶽上京して周旋する所あらんと欲せしに、浪士等は其の開港説たるを以て之を惡み、旅館に充つべき高臺寺を焼き拂ひ、四條祇園社旅所、三條橋上及大津驛等に貼して之を恐嚇せり。曰く、

高臺寺奸僧共、朝敵の寄宿指許不届至極に付、放_テ神火_ヲ燒捨畢_ニ、向後右様之者於_レ有_レ之は同罪天誅候也、

三條橋上の貼紙は、

北越春嶽、古今の國賊に候へば、一步も洛中へ蹈込む事を不_レ許、勅勘をも不_レ憚、押て上京致し候へば、旅館一々令_ニ放火_ニ者也、

とあり。大津の貼紙も大同小異なりき。且開港説を主張する佐久間象山、越前藩用達大津商人矢島藤九郎、東本願寺用人大藤幽叟、西本願寺用人松井中務を殺し、西本願寺に放火せんとて之を脅す。斯る暴行は識者の指彈する所なれども、止むを得ざる過渡期の現象なるべし。蓋し親征の議は長藩より出でしなり。

〔眞木泉州の獻策〕

四月十六日毛利定廣建言中に親征を請ふ條あり、又加茂石清水の行幸の如きは實に御親征の前驅たるなり。眞木泉州の獻策五事後に出す近衛忠照の如きは、實に御親征論の骨子たるものなり、而して其部署を伺ふに、

下スル令算スル在京之兵事、

頭分者幾人、兵士幾人、足輕幾人、烏銃幾挺、馬幾匹、人夫幾人等之儀、在之儘に書出候様被三仰渡二候而、急々取調候事肝要に候、

部 署

御備之儀は一之先、二之先、前備、御旗本、左備、右備、後備、小荷駄、遊軍右九備に而可レ然候、御旗本之外侯伯、或候國家老卒之者に御任可レ然候、尤も其主人無レ之、家老用人等而已に候はレ、公卿より御一方宛一隊之將帥御任可レ然候、

小荷駄は、御旗本計之小荷駄に付、諸家小人數之分御召に而、理財等之才ある公卿其將帥之御任可レ然候、

二百三百位の人數は遊軍に致し、公卿之内將帥に御任可レ然候、右之内より士卒合而百人計精忠之者を出し、御旗本之前備とし、武者奉行の手兵と致度候、

御旗本備御親兵を百五十騎計宛一備と致し、中少將之内其器量に隨ひ四人にて一備宛御率被レ成、

殘之分は監國之御警固に被レ成度候、右御備之足輕にて、米良之烏銃二百計御備上げ被レ成度、右頭は直に米良氏に御命可レ然候、米良氏間に合不レ申候はレ、諸家より御備上げ被レ成度候、

關白殿下は軍奉行之職にて兵機を御謀可レ被レ遊に候得共士卒も無レ之候て者不レ叶事に付、有志之浪人四五拾人御擇出し御召連、右之者等諸軍打廻り目附役に御使ひ可レ然候、御密謀に預り被レ成候御方三人計も御叢側に御添被レ成度候、壹人者武者奉行之任也、異日は攘夷使より御勤可レ被レ成事に候、

御近習は二拾人計に而可レ宜候、

三公以下參議以上より御二方計、武者奉行に而御任被レ成、諸家士卒五六拾人御率被レ成、別に備を立候而、彼是之事に御周旋被レ成度候、陣場奉行は三奉行之一に而重職に付、堂上之内可レ然御方御一人御任し被レ遊下司に諸侯之家來より人才御召揚被レ成度候、

小荷駄奉行は、平生財用之御掛被レ成候御方御兩人計も御任被レ成、下司は其才有レ之廉潔之者御使被レ成度、是も諸侯之小役人御備場可レ然候、御監國之儀は御幼少に候共、必皇子宮に被レ命度候、三公之内可レ然御人才御擇出御輔佐被レ命度、其他之公卿夫々御職掌嚴重被三仰付置一度候、

監國附添之諸侯も亦大切之事に候、御親征之御調子出來候上は、諸侯方三被レ命候而、急々調練被レ催、主上並皇子雲上人一技御監被レ遊度候、左候得ば御親征之御趣意通徹且公卿方軍法に御馴被レ

成格別に有益事と奉_レ存候、尤棧敷等御設被_レ遊候様に而者、此際不_レ宜候間、土を積立其上に御車_レ被_レ爲_レ立、公卿は陣張を打候而、床几御用位に可_レ宜候、簡様簡潔に仕候得ば、人之耳目を改めて、一助之儀可_レ相成_二事に候、(防長回天史)

斯る計畫は當時尙突飛に過ぐるを免れず、故に藩侯在京して稍や沈着の考慮をなすものは皆此議に賛せざるなり。

〔在京の四藩と因州建白書〕

當時在京の大藩は因州、備前、米澤、及阿波世子なり。此四藩は何れも攘夷若し眞正の叡慮ならば、我等東下して幕府をして命を奉せしめ、且四藩自ら掃攘の任に當るべし、臣子宜しく危険を冒して掃攘の責に任じ、而して志を得ざる後、親征を仰がば止むを得ざる所なれども、未だ臣子一戦をも試みずして、直に親征を請ふは道にあらずと反對せり。因州建白書は其旨趣を伺ふに足るを以て、掲出すべし。

頃日參内の節、公卿方會議中御親征の叡慮被_レ爲_レ有候、如何相考候、蒙_二參謀の命_一身に餘り忝次第候、抑皇國古は御親征、或は太子或は親王家爲_二將帥_一、御武威外國迄被_レ爲_レ振候事、史中歴々相見、是乃天下之大權所_二以歸_一于皇室、皇統の萬億たる所以也、然るに當節形勢切迫とは乍_レ申、有_二公卿_一有_二幕府_一、有_二列藩_一、若夷賊近畿及邊境伺事有_レ之、幕府拒戦の術を盡す勿論の事、無_二左右_一公卿英武の諸藩、有_二將略_一輩に詔有_レて應戦の術を盡さしめ、猶敗勦多き時は、親王方被_レ任_二將帥_一、

其上にて御親征と相成御手續と相考候、右御親征の御評議、其論雖_レ壯、似_レ未_レ當_二機會_一、夫綸言如_レ汗、一度出不_レ及_レ反、若御見留も不_レ被_レ爲_レ有、假初に被_レ仰出、詔勅屢信を失ふ時は、下の人心上を疑、遂には皇權輕成行申べく候、匹夫の言且取用るは、唐虞の時已、雖_レ然輕々數用_二下言_一て亦誤_二國道_一事其類不_レ少候、伏而願は何事も慎重の御所置、名實相叶、皇權相重き時は、兼て所_レ奉_レ仰之王室、天下の億兆誰有不_レ歸者哉、左候は、御親征無_二此上_一難_二有事不_レ被_レ爲_レ當_二機會_一者、却て非_レ損_二皇威_一而已、若此事天下に流布し、無_二其實_一事共有_レ之候は、畢竟天下億兆の心を可_レ被_レ遊_二御失_一と奉_レ存候、乍_レ去被_レ遊_二御親征_一度程の叡念、終始宸襟に御蕃被_レ遊度、假令夷賊大舉亂入するとも、宸襟其爲めに不_レ被_レ爲_レ撓事、及騷擾遷幸退蹕の起候とも、其時こそ鳳輦有_レ進て、尺寸も無_レ退様被_レ爲_レ在候、夫龍德始め潜て後其伸候事廣大なれば、兼て右の御英氣御養被_レ遊置候得ば、誠不_レ可_レ掩、誰不_レ重_二御威德_一哉、且大樹已に歸城相成候儀、於_二關東_一攘夷の計策追々可_レ相定候、嚮者小栗長門守_{下總守始名也和親長門守以爲所司代改名}奉_二叡慮_一、下向仕候へば、否哉の御請可_レ有_レ之候間、及_二其時_一又建言仕候儀も可_レ有_二御座_一候得共、關東の儀は先其儘被_レ差置、中國西國其緊要の諸港へ觀察使被_レ爲_レ遣、奏聞を遂、速に其實罪を御糾に相成候は、乃御親征同様にて朝威益盛に相成可_レ申候、右監察使を被_レ下候御趣意、在京の諸藩は勿論、四方の藩國へ御布告に相成候様仕度、右の御手續に相成候は、過日も申上候通、明_レ朝廷之所_二以爲_一朝廷_一於天下、列藩も朝命を慎

守可_レ申、兎角上の御所置鄭重不_レ被_レ爲_レ在候は、乍_レ恐御實効相立申間敷奉_レ存候、吳々も何事に不_レ寄被_レ盡_三朝議_一、一旦御發行の儀は、必御仕遂に相成候様不堪_三仰願_一候、誠恐誠惶頓首頓首謹言、

亥七月

松平相摸守

廣幡大納言殿

飛鳥井中納言殿

德大寺中納言殿

三條中納言殿

野宮宰相中將殿

長谷三位殿

これ寧ろ條理に於て何人も同意せざるべからざる所なり。然れども急進黨の目的は決して外人親征にあらず、攘夷と云ふは表面の名目にて、眞目的は討幕にあるなり。然れば因州の上書の如きは決して彼等の一顧を價するものにあらざるなり。

〔關白邸の親征評議と宮門の守衛〕 七月十八日を以て鷹司關白邸に於て、議奏德大寺中納言、長谷三位、傳奏野宮宰相中將、參政島丸侍從等と、長藩の吉川監物、益田彈正、根本上總、清水清太郎等相會して、親征の評議を凝し、又此日を以て宮門の守衛を嚴にせしむ。是より先已に親兵を設けられしを以て、六月七日を以て、坊城傳奏より、東加茂川、西堀川、南二條、北鞍馬口の内、出火の節諸侯より人數指出すべき旨、九門内外警固人數分配を達して、

清和院	土州	寺	肥後
境町門	長州	下立賣	仙臺
蛤町門	水戸	今出川	備前
乾門	薩州	中立賣	因州
石藥師	阿州	南門御築地際	藝州
東門御築地際	藝州	北門朔平門前	中津
西門唐門清所門	會津		

と定められしが、是日に至て時事切迫により、三條議奏監督の下に、九門の警衛を嚴にせり。

平唐門内晝夜御警衛心得覺、

一、辰刻より申刻迄、晝夜交代の事、

一、當分衣體羽織袴の事、

一、鍵隨從之事、但休所に差置候事、

一、二十人の内、三分一づ、不寢の番可_三相勤_一候事、

一、毎夜三度つゝ見廻りの事、持場の儀は追て御達の事、

一、交代の節於_三御門番所_一、御守衛何藩何十人と申答通行の事、

- 一、交代の節十人に從僕三人づゝ、番所に殘し置候事、其餘供歸トモナヘリの事、
- 一、辨當夜具の類、於其藩世話可_レ有_レ之事、
- 一、辨當夜具持運の節は、持部へ鑑札御渡しに相成候間、於御門番所可_レ被_レ改候事、但十萬石に付三枚づゝ御渡しの事、
- 一、非常出火の節、承明門兩脇へ御書付の通り東西に分れ、無_二遲滯_一參集の事、但出張の節、直に建春門より參集致し、御指揮可_二相待_一候事、
- 東加茂川、西堀川、南二條、北鞍馬口、
- 右之外出張に不_レ及_二候事_一、但雖_モ爲_二遠火_一、火勢により出張可_レ有_レ之事、
- 一、非常の節一統火事裝束の事、
- 一、非常の節は、隊長九門内馬上被_レ免候事、但建春門外登方築地際に、高張乘馬控居鍵持一人づゝ、隨從の事、隊長の從僕鍵持共に御門内へ兩人隨從の事、
- 一、平唐御門内、御警衛諸藩割
- 一番 晝、久留米十人、藝州十人、夜、盛岡二十人、
- 二番 晝、藝州二十人、夜、小田原十人、佐倉十人、
- 三番 晝、水戸十人、因州十人、夜、因州二十人、

右之通、

口達覺

- 一、來る二十三日より、御番相始候事、
 - 一、二十二日午刻後隊長一人、三條殿へ罷出可_レ得_二指揮_一事、
 - 一、非常の節高張御渡し迄は、主人又は自分物にても不_レ苦事シヤウ、但隊長へは二十二日御渡相成度候事、(七編四 寛始末)
- 是を以ても當時尊攘黨の用意周到なるを見るべし。

第四節 大和行幸の仰出し、討幕の密謀

尊攘黨の討幕熱——大和行幸及其部署——御親征可否の爭論

〔尊攘黨の討幕熱〕 幕府は到底攘夷の實行すべからざるを知るを以て、何とかして攘夷の議を空漠ならしめて、成るべく攘夷期限を確定することを避けんと苦心したれども、尊攘黨の壓迫に餘儀なくせられて、遂に拒絕期限を確定して、長藩の攘夷實行に由りて、一難件生じたり。又幕府は親兵設置には極力反對したれども、是亦尊攘黨の勢威に壓せられて、其設置を見るに至れり。翻りて尊攘黨に取りては、是迄其計畫著々成功し來りたるも、假令權力は失へるながらも、幕府にして猶

存立する間は、到底其眞目的を達する能はざれば、一步を進めて、幕府を顛覆せしめざれば止むべきにあらざるなり。是に於てか、大和行幸攘夷親征の議は建てられしなり。乃ち浪士の運動益々激烈を加へ、山田亦助、小田村文助、池尻茂右衛門、徳田隼人等は烏丸、東久世、萬里小路三卿を訪ひ、吉川監物、益田右衛門佐（正名）等は、因州、阿波、備前及水戸余四鷹と會し、又徳大寺大納言を訪ひ、眞木和泉も亦因州侯を訪ひ、久坂義助、中村九郎、寺島忠三郎等も皆親征論を述べしかば、可否説紛々として京師沸騰す。而して眞木和泉（久留米）桂小五郎、久坂義助、佐々木男也、寺島忠三郎以上（以上）土方楠左衛門（土佐）轟武兵衛（肥後）福羽文三郎（津和野）鞍掛寅次郎（山田）小河彌右衛門（山岡）平野次郎（筑前）等學習院出仕として事を決し、遂に八月十三日に至り、左の勅旨下れり。

爲此度攘夷御祈願、大和國行幸、神武帝山陵、春日社等御拜、暫御逗留御親征軍議被爲在、其上神宮行幸之事、（開闢起原）

この大和行幸に付ては、急進派には種々の魂膽ありしものなり。即ち主謀者は眞木久坂等にして、已に前年兵力に訴へて、關東を討伐せんと謀り、九條關白酒井所司代等を其血祭とせんとの隠謀を企てし輩なり。防長回天史にも曰へり、

眞木和泉の籌策は、大和行幸の後勅を發し、關以西は天皇親ら指揮し、以東は將軍之を擔任して攘夷せしめ、幕府其命を奉せざれば討幕の舉に出づるにありしと云ふ、

吉川東上記に、

大和行幸之事、表は攘夷御祈願と被仰出候得共、内實は幕府因循違勅の罪を鳴らし、大に討幕之師を揚げ、御親征可被爲在との御密謀之由、勿論上には一向不達（不達）奏聞、唯三條公初司（機密）御公卿之密謀と相聞候云々、

史談會速記録に東久世通禧伯の談話を掲載す。其中に曰く、

大和へ參つて、畝火山へ行つて、大廟に告げて諸藩の者呼び集めて、大調練をすると云ふ事の有つたので、……討幕と云ふ事も中には有る、腹には有るが、口には出さぬ、ソーシテ様子が宜しければやる、先づ調練して勢の寄り具合で、勢がよろしければと云ふ積である、……隣國の大名を呼んで、其兵を率ゐてする積り云々、

長谷信篤子の談にも、大和行幸の目的に付ては、「結局は討幕の筈」と斷言せらるれば、討幕を以て眞目的とせしは論を待たざるなり。然れどもこれ急激なる鷹司三條等の長派公卿と、壯士等の目的なり。孝明帝陛下は如何にか。

宮中（中川）親征容易ならざる旨を奏せしに、主上曰く何事ぞと、宮即ち親征の勅書を上る、主上驚き曰く、親征の機は今日に在りとは屢奏上あり、朕其容易ならざるを以て未だ決せず、帝陵を拜するは素意なるを以て、之を許せしも、至急を要せず、宮是に於て事實の大に相反するを以て、速

に關白に命じて之を處分せんと請ふ、主上曰く之を關白に命ずるも必ず處分すること能はず、朕宜く之を熟慮すべし云々(維新前史)、命に應ぜずば討幕まで遣ると云ふことは、言上してある、……其れは御迫り申して御決しになりました、御好はない様でありました、(東久世伯談)

一、親征行幸の儀は甚だ好まず候へ共、段々差迫り言上に付、實に據なく大和行幸申出候へ共、實は意外の事に候、(元治元年會藩(賜はりし宸翰))

大和行幸は叡慮に叶ひ、御喜びありし所、三條始の人々、此時節に大和行幸と曰ふ計りにては如何なり、是非御親征と云ふことを御加へなくては御不都合なりと、強ての言上故、御據なく、一時御承知になりたれど、御親征と云ふは御自身矢石の中に出させられ候様思召たるより、乍恐御恐怖遊ばされ御見合になりたることなり云々(近衛忠房公談(談維新史料))

先帝討幕の思召は無し、(三條實美公談(見山訪問錄))

是等の說多少の異點あれども、皆孝明帝には攘夷親征も討幕も眞の宸衷には坐しまさざりしと斷定するも、敢て不可なかるべしと信ず。然れども強請して大和行幸を決せし急進派は、眞に宸衷より出でたりと稱し、或は然く信じて着々行幸準備を爲せり。蓋し鳳輦一度び動けば、天下の大勢定るべし、若事敗れば、直に長州に御動坐を願はんとさへ議する者ありしと云ふ。

〔大和行幸及其部署〕 十三日大和行幸仰出され、十四日には諸藩の志士を擇みて出仕を命ず、其

人名は記録によりて多少異同あれども、公用雜記によれば、

長州 益田右衛門介、桂小五郎、久坂義助、中村九郎、 土州 土方楠左衛門、

久留米 水野丹後、木村三郎、池尻茂右衛門、 肥後 宮部鼎藏、山田十郎、加屋榮太、

筑前 平野次郎 津和野 福羽文三郎

の諸氏なり、而して公卿には三條、東久世、萬里小路、烏丸の四卿、是等諸藩士と謀議して、一守衛之事、二御休泊之事、三御納戸方之事、四人夫掛之事、五御用途之事、六在京兵數取調之事、七監國之事の七項を議定し、長藩は軍資として先一萬兩を獻することとせり。諸藩に分課せしもの各十萬兩、而して在京諸侯にして扈從を命ぜられしは左の諸侯なり。

松平相摸守^四、松平淡路守^{阿州}、松平備前守^備、上杉彈正大弼^米、分部若狹守^{近江大}、松浦豊後守^{肥前平}、九鬼大隅守^{丹波綾}、一柳兵部少輔^{伊豫小}、加藤出羽守^{伊豫大}、加藤山城守^{伊豫新}、松平肥前守^佐、稻葉長門守^{末藩}、毛利讃岐守^{長州清}

而して布衣には吉川監物、長岡内膳、米良主膳、山内兵之助、水戸余四磨等なり。十五日在國諸侯の上京を促し、又大和諸侯に命を下せり。

加 賀 中 納 言
細 川 越 中 守

松平 土佐 守
有馬 中務 大輔
松平 長門 守
龜井 隱岐 守
右此度非常之宸斷を以、行幸親征軍議等被_レ仰付_レ候に付、早々上京供奉可_レ致候様御沙汰候事、

先達而攘夷之一舉深蒙感被_二思召_一候處、此度非常之宸斷を以て行幸之儀被_二仰出_一候に付而者、不審御調之儀者御見合に候間、攘夷忠戦之家來共召連、早々上京可_レ致候様、御沙汰之事、

大和國行幸之節、京都より大和御道筋御休泊御賄方等、諸事御用被_二仰付_一候、諸失費之儀者、追て申出之上、急度立戻被_二仰付_一候事、

柳生	岡筑	織田	植村
但馬	前守	攝津	駿河
守	守	守	守

永井	片桐
信濃	主膳
守	正

右大和國行幸、神武御陵、春日社等御拜、暫御逗留、親征軍議被_レ爲_レ在候付、行在所供奉公卿方、其外旅館等御仕構、御賄等御用申合相勤候様被_二仰付_一、諸失費之儀者、追て申出之上、急度立戻被_二仰付_一候事、

但行在所近邊御守衛兼帶、

又行幸に扈從する公卿、及行列を定む、左の如し。

關白、左大臣、右大臣、一條大納言、德大寺中納言、六條宰相中將、左宰相中將、大藏卿豐岡、民部卿石野三位、清閑寺頭辨、梅溪中將、滋野井中將、東園中將、東久世少將、高倉侍從、山科少將、修理權大夫四辻少將、橋本少將、四條侍從、大中辨澤主水正、藏人左少將烏丸侍從、中務權大輔、江藏人、源藏人、

御用掛取次は虫鹿織部正、渡邊相摸守、土山淡路守、

内侍所付は清水谷宰相中將、持明院右兵衛督、柳原中將、小倉少將、白川少將、大藏大輔倉橋右馬頭、

御用掛官人は松尾備後、松室豐後、橋本安藝、松室丹後、唐色丹後、鴨脚和泉、大西因幡、鴨脚

加賀、松尾但馬、稜川河内、松尾伯耆、中川對馬、佐々能登、小倉肥前、寺田遠江、青見三河、松室信濃、松室上野、鴨脚下總、宗方下野、

一、御用途金司公卿一人豊岡隨資卿、

一、同伴下司長藩大塚正藏、杉山松助、檜崎善兵衛、高松義兵衛、上村宇兵衛、土牙勇五郎、行列之事、

中軍錦旗、左備青絹畫龍金龍、右備白絹虎、前陣赤絹烏朱雀、後陣黑絹龜玄武、總備鷹旗、

管轄

中將 朱少將兵士二百五十騎
白少將同

大將

合千騎

中將 青少將同
玄少將同

配列

朱雀旗 青龍旗 日月旗 玄武旗

同日武家傳奏より令を毛利氏に下す召に因り村田、曰く、大塚三郎赴く

行幸御親征軍議御用途拾萬金、加州、肥後、薩州、久留米、土州等申談、調達可_レ有_レ之候事、(防史 回天)

〔御親征可否の爭論〕

是に於て部署略定まり、八月廿七日を以て御發興と決したり。是より益々公卿諸侯志士の間に於て御親征可否の爭論甚だしく、鳥取藩の如きは、十七日夜其京師駐館たる本國寺に於て急激黨吉田直人、河田佐久馬等廿二人、溫和黨建部權之助、早川卓之丞、高津省己、加藤市左衛門の四人を襲殺し、其趣意書を關白及び三條中納言に呈せり。曰く、

松平相摸守微臣共謹て申、同藩建部權之助、早川卓之丞、高津省己、加藤市左衛門、當時輔弼の職に罷在ながら、上下を壅蔽し、主人勤王の志を沮抑し、遂に天下の汚名を蒙むらしめ候段、不届の至に付、此度何れも申合せ、斬戮を加へ申候、是迄種々御聞込も可_レ被_レ爲_レ在_レ候得共、全く右四姦の所爲に御座候間、何も御氷解被_レ成下、追て願出候儀も可_レ有_レ之奉_レ存候に付、此段御懺察被_レ爲_レ下候様、泣血奉_レ懇願_レ候、(七卿西章始末)

斯くの如く、當時の言論といひ、舉動と言ひ、日一日に過激に赴き、志士の企畫せる討幕の兵は、旬日を出でざる間に擧げらるべき形勢に進めり。

第五節 文久三年八月十八日の政變

少壯派事を議る——大和行幸御親征中止と御前會議——長藩士の不謹慎と京都の騷擾——勅旨及長藩勅答書——長藩大佛に引退す——長人及七卿等京を去る——守備職及所司代の報告——政治の中心江戸より京都へ——長藩の軋轢——幕長薩三大勢力の消長——浪士の激論と主上御憂慮——宸翰を前關

白に賜ふ——近衛家慶・三郎の上京を促す——會藩に賜へる二箇の勅諭——勅諭と薩長の形勢——長

藩の陰謀洩る——親征奉祖に對する諸説——諸説の批判——公武合體黨の勝利

〔少壯派事を誤る〕 世は全く少壯派の物となり、老成溫和の意見は用ゐられざるのみならず、皇族の貴きすら溫和説を懷く時は邪魔物となり、遠く配所の月を觀せしめんとせり。月卿雲客も諸侯執政も白刃の恐嚇を受けるの狀態となり、主上獨り宸襟を悩ましめ、天下を憂ひ給へり。當時急進派には眞木和泉の如き、一片空漠たる名分論のみを主張し、唯幕府は政權を奪ひ取れる國賊なり、片時も早く政權を王室に返さるべからずとの主張を有せる者、又は久坂義助、宮部鼎藏等の急激之れ喜ぶ如き輩首領となり、彼の能く天下の大勢を達觀し、百年の大計を確立せんとする達見卓識あり、大手腕を有する偉人三條公の如きも、猶年少氣銳にして、進むを知りて退くを忘れ、異主義者を排斥するを知りて之を包容するの雅量を缺けるが爲め、遂に思はざる邊に缺坎を生じ、卓識達見の人士の同情を失ひ、遂に一蹶大失敗を招くに至れり。

〔大和行幸御親征中止と御前會議〕 十七日中川宮尊融親王急に御參内ありて、何事をか奏上する所ありしが、主上は豫て大和行幸御親征を好ませ給はざりけん、直に宮に命じて、大和行幸を中止せしめ給ひしかば、宮即ち守護職會津藩所司代淀藩に命を傳へて、今夜子の半刻を以て參内、禁關を守衛すべきを命じ、又薩藩にも同様の命を傳ふべきを命ぜらる。是に於て薩會津三藩皆戎服し

て、堂々と夜半參内す。直に葉室長順より命を傳へて、唐門以下九門を閉鎖せしむ。部署定る頃曉天に達せり、皆凝華洞に在り。大砲を一發して人員整備を報ず。召命なきものは公卿と雖も入ることを許さず。近衛公父子、二條右大臣、徳大寺内大臣等御前に會議す。宮曰く頃日議奏國事掛參政客人等皆長藩の暴論を信用し、叡慮にもあらせられざる義を矯め、過激粗暴の所置を行はんと欲すること逆鱗甚し、元來斯る非行を遂行せんとて上に迫り奉るは、不忠の至りなりとて、此議により三條中納言等の外出及他人面會を禁じ、在京武家には因幡、備前、河波、米澤及山内兵之助等^{寄堂}を夫々親戚の縁を以て、因州、備前は二條家、阿州は近衛家より召し、又議奏國事掛參政客人等を免せられしを以て、中山忠能、正親町實徳、阿野公誠、正親町三條實愛、庭田重胤、葉室長順諸卿を議奏格及議奏加勢となし、仍て、

夷狄御親征の儀、未だ御機會に無^レ之叡慮候處、矯^レ宸衷、御沙汰の赴施行に相成候段、全思召に不^レ被^レ爲^レ在^レ候、何れ御親征は可^レ被^レ爲^レ在^レ候間、先此旨更被^レ仰出^レ候、右攘夷叡慮は少も不^レ被^レ爲^レ替^レ候得共、行幸暫御延引被^レ仰出^レ候事、

別紙

今般行幸延引被^レ仰出^レ候得共、於^レ攘夷早々可^レ遂^レ成功^レ候、依て勤王の諸藩不^レ待^レ幕府の示命、速可^レ有^レ攘夷旨叡慮被^レ仰出^レ候、

と在京列藩へも公布せられたり。且中使烏山三河介を派し、各家に就て、三條、廣橋、徳大寺三中納言に對して左の命を傳へらる。

以三思召參内並他人面會無用之旨、被三仰出候、仍申入候也、(京都守護職始末)

〔長藩の不謹慎と京都の騷擾〕 又堺町門に屯集せる長藩に對しては、

堺町門警衛之儀、以三思召從三只今被三免候、猶追て御沙汰被三爲三在候迄、屋敷え可三退引、勅誼候事、(防長回天史)

長藩守衛隊長益田右衛門介等此の命を奉せず、隊伍を整へ堺町門を退かず、薩兵其上に屯し、大砲口を長藩に向け、將に發砲せんとする勢を擬す。是に於て禁闕忽ち修羅叫喊の巷とならんかと憂慮甚だしく、中川宮、關白二條公、徳大寺卿等風輦を奉じて庭前に出で、彦根叡山加茂八幡何れへか御動座を願はんと議論紛々たりしが、時に鸞輿守衛掛を命せられたる高松藩は、藩主頼聰、家老松平大膳、松崎澁右衛門等甚く御遷幸の不可なるを論じければ、坊城俊克、一橋慶喜等も此議を賛し、遂に御遷幸を止めたり。市中は又公卿諸侯浪士市民の分もなく奔走して、騷擾一方ならざれば、京都町奉行より市中に令して曰く、

此節種々浮説等も有之に付ては、自然右等に泥み、市中の者共猥に立騒候儀無之様、町役人共事専ら其所を取治め、火之用心尙更入念候様可致候事、

亥八月十八日

松平肥後守御預り浪士市中晝夜とも見廻り候様、肥後守殿より被三仰付候條、爲三心得相違置候様、被三仰渡候事、

〔勅旨及長藩勅答書〕 此時長派の公卿藩士浪士等は、皆鷹司關白邸に集合せるを以て、柳原中納言光愛を勅使として關白第に遣はし、左の勅旨を傳へしむ。

攘夷親征の儀は、兼々之叡慮被三爲三在候得共、行幸等之儀は粗暴之處置有之候段、御取調被三爲三在候、攘夷の義は何處迄も叡慮御確乎被三爲三在候事故、於三長州三益盡力可三有之候、是迄長州効三力朝家候に付、人心も振興之事、向後彌御依頼被三思召三候間、忠節可三相盡候、藩中多人數之内故、最加三鎮撫、決て心得違無之様、益勤王可三竭三忠力三旨、被三仰下三候事、(防長回天史)

長藩士憤激措く能はず、直に勅答書を草して之を上る。三條等の公卿も亦事情を訴へて救解を求む。長藩勅答書に曰く、

勅書之趣奉三畏候、然所御取調之儀は如何にて御座候哉、不三奉三承知候得共、行幸等之儀既に御決定に相成、正義忠勤之人望も有之候三條殿を始、有志之公卿方不三殘御譴責之御様子、夫而已ならず、堺町御門御固被三差除、脇方へ御預、通路をも被三差留三之御沙汰に相成、殊に人數も多分御引入、諸藩警衛被三仰付、彼是御模様不三尋常、朝廷御大事と奉三存候付、關白殿下迄參殿仕居、九

重内之御様子不奉伺候得共、萬一にも難心得儀も有之候は、御座所近く御警衛仕度寸誠而已にて、家來一統疎暴を仕候儀は無御座候、此段深御諒察被成下、三條殿を始、速に御復職被爲在、其外諸事如尋常御沙汰被仰下候様奉願上候、以上、(防長回天史)

此朝鷹司邸よりも使を派して在京諸侯を召集したれば、松平淡路守（諱道賀）、松浦豊後守等は先づ鷹司邸に抵りしかば、三條卿始め之れに向て分疏し、此時關白は召に依つて參内し、三條中納言は忠誠他意なき者なれば、禁闕に召して御前に於て糾問すべしと主張せしを以て、召不の議論騒然たりしが、遂に召さざるに決せり。堺町門の守衛は長藩士が交替の命を奉せざるを以て、更に慰諭して退去せしめんと欲し、左の勅を賜ふ。

攘夷一件は長州所置叡威之御事に候、精々御依頼被爲在候、但數人之藩中心得違之輩有之候ては如何故、厚く鎮撫可有之様、唯今以勅使被仰下候間、心得違無之様之事、(防長回天史)

〔長藩大佛に引退す〕 長藩士の憤慨激昂は甚しく、皆腕を扼して曰く、昨日まで寵遇諸侯に冠たりし我藩にして、一朝如斯大變を來たすは、是れ姦徒天聰を蔽ひしの致す所、直に逆撃して君側の姦を掃夷せんと。隊長等之を制すれども聞かず、晡時に及び、三條、三條西等の諸卿、及眞木和泉、土方楠左衛門、宮部鼎藏、長藩山田亦助、中村九郎、村田次郎三郎、來島又兵衛、桂小五郎、久坂義助、佐々木男也、寺島忠三郎等相議し、夜間憤激の衆を集め、久しく屯集せば、珍事を惹起するの

恐れあり、如かず一度大佛に退きて、進退を議せんにはと。乃ち使を薩藩に遣し、弊藩今や鎮撫の爲大佛に退かんと欲す。然れども貴藩砲口を我に擬す、義退くべからず、望むらくは兩者共に引退せんと。薩藩之を許す。長藩漸くにして堺町門、及鷹司邸裡門（表門は昨夜來開鎖通す）を退く。第一陣は毛利讃岐守、第二陣は吉川監物、第三陣は公卿及び親兵、第四陣は長藩士にして、二千七百餘人肅々として引退せり。而して此日共に大佛に退きし公卿には、三條實美、三條西季知、四條隆謨、東久世通禧、壬生基修、錦小路頼徳、澤宣嘉、所謂長州出奔の七卿、他に豊岡大藏卿隨資、滋野井中將實在、東園少將基敬、島丸侍從光徳等の諸卿ありしと云ふ。大佛妙法院に引退の後の混雜は言ふべからず、吉川經幹（監物）東上記に記して曰く、

一、於關白殿堂上堂下議論區々にて不一決、内外多勢相集候事故、自然と殺氣相立候處、誰言となく、只今寄手大砲の筒口を此方へ差向候など言傳、諸家兵卒（親兵）すはと申す勢にて、混雜動搖致候に付、物頭等へ申付、御當家（吉川）一手は、嚴重に備を立させ、若寄手より理不盡に打懸候得ば武門の意地難、默止、戰爭にも可及候得共、頭々の下知有之迄は相靜居可申旨申聞、此御方一手は合印の爲白木綿數十端相求、鉢巻帶等に相調、一統へ配當致し、接戰の合印と相定候事、其寄手よりも何の物音も無之、猶又御本家より差出候書面の趣（先刻元純、經幹、親應、三名連署を以て、勅使に呈したる書を云ふ）御締も無之、追々晩景にも及候に付、何分多勢相集、其上諸家よりも多人數入込候儀、旁此儘庭に入り候時は、如

何様の異變も難計候に付、御鎮靜の爲一先大佛迄御引取、御締御待可被成と衆議一決致し、御本家役人より出張方へ御鎮靜のため、大佛迄引取御締相待申度候得共、寄手備を立て居られ候ては、武門の習ひ、引取難く候間、雙方相引に致し度段及懸合候得ば、出張方も尤の由同意致し、直に繰上げ候に付、關白殿御裏門尙堺町等も押開き、第一番讃岐守様、第二番御當家川、第三番公卿方諸家御親兵隨從、第四番右衛門介殿、御本家總勢都合二千六百餘、暮時分御引取に相成、大佛へは小松谷口の門より被爲入、直様大佛宮へ被遊御入、清末候と此御方とは庫裏の方、公卿方併御親兵、御本家方總勢等は本堂の方相詰候事、

〔長人及七卿等京を去る〕

此時長藩士が藩邸に引退かずして、大佛妙法院に引退せし理由は、妙法院は無住にして廣濶なるに、當時三條家の重縁たる土州家の宿所となり居たればなり。而して妙法院に於ては五手に分ち、毛利讃州、吉川、益田、十津川勢、長州銃隊にて五ヶ所の外門を護れり。夜中今後の進退を議せしが、直木和泉等は、京師は平垣にして武を用ゐるの地にあらず、如かず退いて河内の金剛山を保せんには、彼山は元弘の古へ楠氏大兵を引受けて勝を制せし發祥の地なり、且今や中山侍從義兵を擧ぐるあり、十七日中山忠能次子忠光兵を大和に起し、代官鈴木源内を殺せり。之と相連絡せば、必勝の計なりと論じ、久坂等は攝津摩耶山は峻峻にして、陰陽二道を扼する要害の地なり、之に據守して檄を誠義の諸藩に移さば、關西諸侯響應すべしと論じ、吉川經幹、毛利元純、益田親施等は諸卿を伴ひて歸國

して攘夷の準備を爲さんと主張す。遂に三條等七卿は出奔に決し、豊岡大藏卿等は別を告げて自第に歸りて謹慎す。此時長州三隊長より上る書左の如し、

御書被仰下候付、歎願之次第は、恐ながら委細勅使へ過刻奉申上候通に御座候、如何御評決被仰付候哉、幾回も願筋相叶候様、謹で御命可奉待之處、堺町御門御固め御免被仰付候ては、專國許海防盡力を仕度奉存候間、毛利讃岐守并に吉川監物を始め詰居之者、只今より歸國仕候、尤攘夷之儀は、彌御依頼被思食候段被仰聞難有奉存候、付て者此上格別舉國必死に乍不及盡力可仕候、猶又歎願も仕候通、三條殿を始、積年誠忠人望を屬し候御方、此度攘夷之先鋒御懇願被爲成候由に付、國許迄御供仕候間、何分早々御復職等之御沙汰奉待候、以上、(防長回天史)是に於て七卿及長人は京地を引掃ひたり。十九日朝廷七卿を追はせたれども及ばず。此變に際して京師警衛の命を蒙りしは、

稻葉長門守	松平伊豆守	藤堂和泉守
松平越中守	石川保之丞	本多伊豫守
松平遠江守	永井飛騨守	九鬼長門守
高木主水正	渡邊丹後守	柳生但馬守
織田豐後守	織田越中守	永井傳八郎

片桐主膳正

にして當日直に宮城に馳参せしは、

松平肥後守	上杉彈正大弼	松平備前守
松平相摸守	松平淡路守	松平讃岐守
稻葉長門守	松平伊勢守	本多主膳正
分部左京亮	戸田采女正	加藤出羽守
一柳包五郎	山内兵之助	横瀬山城守

松浦豊後守は鷹司邸に抑留せられて、遂に参内するを得ざりき。

而して此時十八日の舉を以て、會薩諸藩及公武合體黨諸公卿の計謀に出で、眞の叡慮にあらざるべしとの評ありしを以て、勅を發して曰く、

是迄は勅命に彼是真偽不分明の儀も有之候へども、去る十八日以後申出候儀は、眞實の叡慮候間、此邊諸藩一同心得違無之様候事、(京都守護職始末)

且從來公卿と浮浪と交際親密にして、京師の實權は浪士の手にありしを以て、其所論粗暴に流れたりとて、浪士輩の公卿に入説するを禁せられたり。其沙汰に曰く、

是迄諸藩士並に浮浪人等諸家に立入り、暴論を唱へ候より、叡慮を惱まされ候次第の儀も有之候間、右様之儀無之候様、取締被仰出候事、

諸藩士堂上諸家へ立入候事、以來各藩にて役々人数相定め、名前を傳奏衆へ差出し置き、其他の輩は猥に立入有之間敷、仰出候事、

と達せられ、廿五日豊岡大藏卿、滋野井中將、橋本少將、萬里小路右大辨、鳥丸侍從、東園中將に差扣を命ぜられ、三條等の西奔七氏に對して、

右七人、去月十八日以後、同伴及他國候段、不憚朝威、甚如何に被思召、被止官位候、和州五條一揆之中山之如く、何方へ手寄、偽名を唱、諸人を恐惑いたし候も難計、何方へ罷越、偽名を唱へ候共、聊無斟酌、取押可有之御沙汰候事、

但亂暴妨々間敷義有之候は、臨機之所置召取可有之事、

〔守護職及所司代の報告〕 此度の大變に關して、松平守護職、稻葉所司代より、幕府に報せし左の書は、能く事情を盡せり。

昨十七日夜九半、中川宮より以御使者、宮井一條殿、其外攝家方不殘、参内有之に付、私共も即刻罷出候様、以御使者被仰下候に付、肥後殿同道参内仕候處、議奏加勢葉室より以書附、薩州御警衛以前之通被仰付、長州堺町御門御固御免被成、右代り所司代へ被仰付候之旨被仰出候

に付、其旨相達申候、其後在京之國持始、大名不_レ殘_ヲ罷出候様可_ニ申遣_ヘ旨被_ニ仰出_一、十八日夕刻迄に不_レ殘_ヲ出揃申候、其以前兩役并參政衆御國事掛_{ヨリ}寄人迄參内差留候旨被_ニ仰出_一、堂上方中山正親町、同三條、阿野等俄に被_ニ召_一候旨被_ニ仰出_一候處、朝四つ時より少々つ、世間騒々敷相成、堺町御門番所長州人數兎角不_ニ引拂_一、異論等御座候由、被_ニ差留_一候堂上方は、多分關白殿御留守館へ參集、其餘浪士之類同所へ參會仕候趣、其内追々御築地内外、小具足又は甲冑陣羽織着用之者徘徊、大砲等持運候に付、夫々大名御固所出場所等も被_ニ仰付_一、銘々人數并に武器をも取寄、夕方より彌盛に相成、既に大事にも及可_レ申勢に相見へ候處、七時半過に相成、柳原爲_ニ勅使_一罷越、上杉堺町御門へ出張、長州家來御直談に相及可_レ申筈之處、不_レ及_ニ其儀_一内、長州人數は首尾能引取申候、關白殿は堂上方十五人計行向候而、如何對談に候哉、是又退散候由、先六時半漸一時事鎮り申候、聊人々安心仕候事に御座候、去_レ乍_ニ平穩_一と申にも無_レ之に付、今晚は何れも御門々へ差出候人數、其儘差置、尤主人々々には諸大夫之間へ相詰候様にと、兩傳奏を以被_ニ仰出_一候、尤傳奏は終夕參内に御座候、此後是不_レ知、只今之處にては先靜申候儀に御座候、昨夕より兩人之心配筆紙之所_レ及_ニ無_一御座候、御推察可_レ被_ニ下_一候、其内大幸之儀は、大和行幸并御親征之軍議御延引被_ニ仰出_一候事計に御座候、右等之御書付類は、其内取調近々之内可_ニ申上_一候、右之次第不_ニ容易_一事故、鳥渡申上度如_レ此御座候(十八日夜)(京都守護職始末)

斯くの如く急激尊攘黨が瞬時に敗れて、滿朝公武合體黨の占むる所となりしは、其原因實に遠しと云ふべし。

〔政治の中心江戸より京都へ〕

諸藩に對して天下に重きを爲し、幕政に干與せしは水戸を以て始とす。水戸齊昭の盛時は實に威權隆々たるものにして、一言一行天下を震撼せしむるものありき。當時其對手たるものは溜間詰なりしが、萬延元年水産二侯死してより、政事中心は江戸を去て京都に移り、其俳優たるものは、亦昔と異にして薩長二藩之れが棟梁となれり。而して二藩互に相猜忌し、相競争するものなき能はず。

〔長藩の軋轢〕

かの上巳變後、長州が航海遠略の主義を定め、公武を合體せしめんとし永井雅樂等の奔走するや、薩藩は未だ藩全體としては云爲する所なかりしが、文久二年四月久光が兵を將ゐて東上し、公武合體を標榜して周旋を始むるや、長藩は人後に落つるを厭ひ、議論一步を進めて、公武合體説を擲ち、航海遠略説を放棄して單に尊王攘夷を以て主義としたりき。是に於て其說當時の浪士等に喜ばれ、將に兵を擧げて幕府に臨まんとする急進黨に與して、爲すあらんとしたるに、久光上京して浪士鎮靜の勅旨を奉じて、かの伏見寺田屋事件を演じて、浪士の怨を買ひ、剩へ長藩の反情を招けり。而して當時長藩も同じく浪士鎮靜の勅を奉せしを以て、共に相謀て盡す所あるべき筈なるに、久光の勅使大原重徳に隨て東下するや、久光著府の前日を以て、毛利慶親は江戸を發し、

途を中仙道に取りて西上せり。恰も其狀故らに久光を避けしかの觀あるを以て、久光甚だ之を含めり。而して西上の途に就かんとするも、毛利氏は獨り島津氏の功を爲すを傍觀すべきにあらざるを以て、又三條姉小路二勅使に隨て東下せり。久光を以て見れば、今や大原勅使使命を終へて歸京の途に就かんとするに際し、再度の勅使を下さるゝは必要を認めず、且決して喜ばしき事にあらざるなり。加之毛利氏が奏請して殉難浪士の罪を赦して、禮喪を爲すの勅を得たるは、久光が浪士鎮靜の舉を否認するものなれば、久光頗る憚ばざるなり。大原重徳恣に勅書を改竄して僅に彌縫せしと雖も、久光定廣の會見も全く儀式的に終りて、決して打明けたる談話は無かりしなり。

〔幕長薩三大勢力の消長〕

其後久光歸國するや、かの生麥一件に就て大に憂慮せるに、長藩は益々京師に勢力を占め、久光の持論たる公武合體は行はるべくもあらず、況んや近衛家の如き薩黨は地位を失ひ、長藩の鷹司三條等朝廷に満ち、姉小路公知遭害以後は薩藩は禁門出入をも禁ぜられ、頗る失意の境遇に落ちたり。是に於て薩人は機を窺て勢望を恢復せんとの念熾なり。且長州は幕府の最も惡む所にして、機を見て之を壓せんと思ふ念や切なり。實に當時幕長薩は三大勢力にして、何れか其二合するを得ば、他の一を倒すを得たりしなり。癸亥八月十八日の變は、幕薩合して長に勝ちたるなり。慶應末年の天地は、薩長合して幕府を倒したるなり。而して幕と長とは正反對にして、到底兩立すべからず、其中間に位して何れにも偏せざるを得、又何れにも黨するを得るは薩藩なり。故に薩州は或は幕に黨し、或は長に與みして、巧に國を賭するの危地を踏ますして、回天の偉勳を奏したり。

〔浪士の激論と主上御憂慮〕

扱少壯公卿が長藩及び浪士等と相結託してより、京都の政論は日を逐て急進主義となりしが、文久三年正月毛利慶親歸國して、其四月世子定廣又攘夷の準備の爲歸藩せしより、長藩老成の重役等皆京師を去りしを以て、京師は浪士の天下となり、激論一層を加へて激となり行きしが、主上は元來外人こそ御好みあらせられざれ、幕府を憎み給ふ大御心は御座しまさざりけん、大に憂ひ給ひて、四月廿三日には主上御憂慮の餘り、密に御手翰を中川宮に降し賜ひて宜はせけると言ひ傳ふる所に曰く、

朕さきに石清水等に行幸せしは、激論の公卿が要し申したるに由り、詮すべく病を勉めて之に従ひぬ、然るに今や又親征の説あり、是もたしかに朕が意にあらず、是より行末の事ども其許の智謀を頼み存するなり、急ぎ三郎を召し登せ、朕を始め、心を固うして事を謀らば、激論の輩も稍其心を改むる事あらん、今の時に當りては、參政國事寄人等を廢せざれば國家の騷は止む時あらざるべし、其許深く謀を帷幕の内に運らして、功を千里の外に收めよ、憂苦の餘りに此の旨を告ぐ、ゆめ／＼關白以下の人々にな洩しそ、(紹述)

宮は此書を拜して感泣して、御返書を奉りぬ。曰く、

御内意の趣謹みて承はり畏り奉りぬ、此頃の有様を見奉るに、朝威は日々に衰へ候、今日の勢にては假令之を改めんとしても、參政國事掛の輩は從ひ參らせ候ふまじ、去れば暫が程は時を待たせ給ふに若かし、尊融が存意には、唯御末を助け奉るの外に謀も候はず、素より御高運にましませば、などか其時のなかるべき、三郎が事は疾に考へ侍る旨も候へば、參内の時に奏し申すべし、朝夕に御心を惱ましめ給ふこと、深く恐入候へども、今日の有様にては、尊融とても屢參内すること難ければ、此に仰蒙るべき御事あらんには、願くは天書を降し給ふべし、(紹述)
と申上げ、五月十二日に至り、右の御密勅并に奉答の寫を添へて、久光に送り、其所存を問はせらる。

〔宸翰を前關白に賜ふ〕

五月廿五日、主上は憂苦の餘り、宸翰を近衛前關白に賜ふ。曰く、

唯今一封何も落手候、今日關白と對話の趣申入れ候はんと存候處、何れも承り候由、實以容易ならざる形勢、大苦心に候、今日關白申入候儀は、頓と致方なく候、今日水戸家來男也來臨段々目代を辭する事、一橋も段々後見職辭退の義も申し、談話の處へ老中兩人來り、談話の事に候、尾州も此上は迎も御請申さる旨、何分老中と趣意違ひ候間、輔翼の詮も無之旨、段々申入之由、此間も右府、關白、中川宮、内府、左大將等集會にて、評議の模様も承り、先々其邊ならば又々議奏も評議に掛かるべしと、内實は樂み居申候、内々關白へも書狀を以て往反致居候處、姉小路

一件にて、薩人は一人も九門内に入り候こと無用と嚴しく相成候て、是亦熟計盡きし由、困入候と申す話に候、其後議奏四人召し、評議にて三條一鼻立て言上と申す次第にて、今日老中參内にて一橋水戸の處何となく辭職、大樹輔翼の模様々申聞候次第、大樹には愈東下の事、今日内意にて凡來月二日暇參内と粗治定の事、迎もく此上は余が無らんくと申す外致方なく、悲歎これに過ぎず候、尾州の處も承知なきやながら、今日一應召し候様、不參なれば成瀬召寄せ、今一段の處可三申聞候處、三條は尾州を捨物の様に致居候様子に見請け、先づ申付候へ共、其後の處如何や、只今未だ參らず候、何分右の通薩人も禁制に相成り、甚以て六ツヶ敷事、何卒熟考ありたく候、此上に三郎にても一奮發期待より外他なく候、尾前大にも盡力頼むの外無之、何分にも大樹今少し留め置き一和にて攘夷祈る所に候なり、(七編四 宣始末)

〔近衛家屢々三郎の上京を促す〕

右の宸翰は近衛家より尾州に示され、尾州は之を會津に示されければ、何れも將軍歸府の事に憂惱し、叡慮の程を畏みたり。而して其翌廿六日近衛家父子より、書を島津に寄せ、

今の世の有様は、筆にも詞にも盡されず、御邊の上京なくば、過激輩の企は何れの日に止むべきぞ、剩へ姉小路の事も、今は偏に薩人の仕出せる事の如き姿となりて、歎くにも猶餘あり、是畢竟御邊を嫉める輩が、罪に陥さんする爲めの手段ならん、左あれば御邊も、愈急ぎ發途なくては

叶ふまじ、京にては早や御邊父子の馳登りて國事掛參政寄人等を除かるべしとの風説あり、然るに過激輩は此度の御企は正しく天意に出づる御事なれば、彼等父子上京すとも、何程の事やあらんと嘲り笑ひ合へり、旁以て急ぎ御上京の程を待入る、(紹述)

且當時最公武合體に全力を注ぎ、邦家に盡さんとして、長州と正反對の位置に立てる強藩は會津藩なり。去れば長藩の威焰を抑へんと欲せば、勢會藩に頼らざるべからず。されば四月中川宮に宸翰賜はりし以來、宮及薩派にして當時長派に抑壓せられて失意の位置にある近衛父子、又一橋黨にして長州の跋扈を憂ひし二條右大臣等は、遠く島津三郎の上京を促すと共に、守護職會津侯と聲息を通するに至れり。

又六月には中川宮、近衛、二條三名連署を以て、只管島津の上京を催され、同き七月左の勅命を三郎に下し給へり。

夷賊之儀は小醜たりと雖も、一般の人心に關係し候に付、此節御親征の儀、御用も在られ候、就ては去春以來忠誠を盡し候儀、御依頼遊ばされ候儀に候間、急々上京候様御沙汰候事、近衛家より薩藩へ申し送られしは、

御親征の事は儘に聖意にはまします、筑後國久留米の浪人眞木和泉守と云ふもの、長州に方人して、此事を企て起し、三條以下の人々之を信じ、公卿達をも誘ひ立てぬ、中川宮我等父子は、

其かた様の人々が深く憎み嫌へる所なれど、左あらぬ體にもてなして、其志を遂げんとす、眞木が獻せし計策には五あり、一には攘夷の權も執り、深く測られざる詞もて、敵の心を悸し付け、又勅使を下の關に下し、未だ攘夷の仰を承り及ばざる諸大名へ、盡く傳へらるべし、二には御親征の部署を定め、在京の人數をかぞへ、錦の旌旗及び華の車を製りて、假に服色を替へ、戎衣となすべし、三には攘夷使諫官を置き、公卿三人、諸侯三人を擇び、司馬の官となして、其位を高くし、天下に名ある侍三四人を選擧して其次官とし、以て世の耳目を新にすべし、四には土地人民の權を收め、機に應じて勅を下し其言葉振りに意を用ひ、假に稅則を二等に減じ、戸部の選を重くすべし、五には鸞輿を暫く大阪に留め給ひ、嚴しく攝海に兵を備へ、其外要害の地十ヶ所に新に關所を立て、多くの大砲軍艦をも作るべしと云へり、此謀は我等も素より行はれずと思へども、配慮の事も少なからねば、御邊いそぎ上京あつて、彼輩の暴計を挫かれんことを頼み入り侍る、(紹述)

〔會藩に賜へる二箇の勅諭〕 而して一方には上述の如く、尊攘派の主張は駁々として進みたり。會藩に對しても、六月十三日には勅して東歸攘夷の實行を謀らしめんとて、

大樹東下以後、關東の形勢如何と御不安心被_レ思召_二候間、事情熟察、曲に可_レ有_三言上_一、且攘夷之儀、叙慮貫徹候様可_レ被_レ致周旋御沙汰之事、

斯かる勅命下るかと思へば、直に廿七日を以て、主上は近衛前關白を通じて、左の勅諭を賜へり。

今日其方召設候は、關東事情檢知并大樹處置、感咎之兩端にて其方便として、下向申付る由に候、尤も攘夷之次第尋問、左も可^レ有儀には候得共、此頃守護職の其方便として下向之儀於^レ朕不^レ好候得共、當時之役人并に堂上之風として、申條言張候次第、逆も愚昧之朕申出し候とも無^レ詮事故、各申す通りに相成候次第に候間、唯今如此嚴重之沙汰之様ながら、實勅に無^レ之候間、右承知其方領掌の可否は、任^ニ存分^ニ可^レ有^ニ返答^ニ決而下向強而申渡す所存には無^レ之候事、

但ケ様の儀申候と存知候得ば、各又蜂起候半間、中庸之商量可^レ爲^ニ嘉祥^ニ事、

秘々、(京都守護職始末)

斯くの如く、當時京都の政界には、明暗表裡二種の潮流通じ居たり。急進派は之を知らざれども、東久世伯の如きも、後にて思ひ合せば、二條右大臣の如きは雙を装ひて、密話にても大聲を發せざれば聞き得ずと稱して弱りたり。斯る次第にて密謀も悉く敵黨に聞き取られしなりと。假令大聲せざるも已に密謀に與れる二條齊敬などより反對の謀計を廻すに於ては、到底急進派は秘密を保つを得ざりしや明なり。

〔勅諭と薩長の形勢〕 七月十二日には、

此節御親征之儀、御用も被^レ爲^ニ在^ニ候、就ては去春以來忠誠を盡し候儀、御依頼被^レ遊儀に候間、急々上京候様御沙汰候事、

との勅諭をも島津三郎に賜りたり。且當時薩藩は、去年伏見事件以來、穩和公武合體黨のみ要路に當りしかば、其主義と云ひ、又主上を始め奉り中川宮、扱は關係最深き近衛家の依頼と云ひ、假令三郎は藩地多事^{當時島津は生事事件にて英人と戦争中なり}にして、上京するを得ざるも藩士は死を決して盡さんと誓へり。況んや姉小路遭害後、薩藩は最も失意の境に陥り、朝廷より島津氏を召さんとすれば、長派の止むる所となる如き、元來軋轢せる長藩の抑制を蒙るを怒れる情より、如何にしても現狀を轉覆して公武合體黨の世、薩藩死命を制するの世と爲さんと欲し、遂に公武黨の公卿及會津藩と聲息相通じ、謀計を廻らすに至れり。此時會藩は勿論國事掛參政等の政敵たれば、是をして東歸せしめんと欲せるも辭して任に就かず、薩藩亦嫌疑あるに由り、之を召さざるに決したるも、朝紳等近衛家は勢力ありて、而も其關係薩に近く、薩人は絶えず同家に入出入し、中川宮にも薩人にして同宮の抱人となるもの、永山盛輝等七人の多きに及べるを以て宮を遠けんとして鎮西大使に命せるも、辭して任に就かざりき。

〔長藩の陰謀洩る〕 斯る勢なれば長派に於ても、薩會及中川宮、近衛、二條等の計略を探知すべきに、少しも知らずして、却て自派の陰謀は薩人の間に洩れたり。薩藩高崎正風男の談話に曰く、(上略)大和行幸を仰せ出されまして、其日限も極く切迫した時分に、近衛岡白が非常に心配をせられて、如何ともすることが出来ない、何とか工風はあるまいかと御話でござりました、其話に

此度の行幸は全く三條始め若手の暴公卿が迫て促し奉たので、聖上には誠にどうも御心配でろく／＼供御も召上らず、打解けて御寝もならせられず、誠に恐多き次第なれども、何分にも其勢が強くて、仕方がない、其實公卿の連中には、元氣のある人は僅でござりまして、浮浪等が尻押をしたのである、主上には殊の外御心配で、昨夜も御話があるには、島津三郎でも上京して居たら、何とか仕様模様もあらうけれども、何分外の者では兵力を持たぬ故、どうすることも出来ぬ、夫で泣く／＼往かねばならぬと思へば、實に堪らないと云て、御泣きなさると云ふことでござりましたから、それは實にひどい御話でござります、あなた方もそれだけ御心配をなされる程、御不同意であれば、なせそれを死を以て御辯論をなさらぬか、それはどうして中々いく所ではない、そんな事を言たら、此方共の首が飛んで仕舞ふ、已に二三日前にも、中山忠光が来て然う云ふ話をして議論したことがある、中々ひどい勢で、短刀の鯉口を放ちて自分に迫たが、公家と云ふ者はどうすることも出来ない、是は武家か誰か云て呉れ、ば格別、先宮では尹宮より外にはない、あとは志が有ても可怖がつて仕方がないと云て、長大息して御話でござりました、夫から私共も實に残念なことである、何とか工夫はあるまいか、それから一つ篤と私も考へませう、どうかして呉れと仰しやるのだから、殊に三郎が居たら、是非どうかして貰ひたいと云ふ御話でござりましたから、私共も大變感激して、是程至尊の御厭やがり爲さるものを、強いて御連れ申すと云ふ

は、臣たる者の忍びぬ事だ、それを喰ひ留めることが出来さうなものだと、私は考へましたが、關白様の御詞に、間違はあるまいと思ひましたが、尙ほよく事實を確めねばならぬと存じ、尹宮の所へ往きました、すると矢張老公の御話と同じ事で、實に御傷はしいことである、其方達にも話さうとは思たが、何分にも勢が切迫して喰ひ留めることが出来ない、もう此上は天に任せて置くより外に仕様がないと云ふことでありました、かく承た上はいよいよ残念なことと思ひまして戻りました、其時の留守居内田仲之助、奈良原幸五郎、井上彌八郎、上田郡六など四五名の人を呼んで、今日は斯う／＼云ふ御話を近衛關白並に尹宮より承つた云々、

〔親征奉沮に對する諸説〕

これより高崎、奈良原兩士は馳せて會藩の廣澤富次郎任安秋月悌次郎永服等に大事を告げ熟議を凝し、中川宮、近衛、二條の諸殿へ伺候して申上ければ、十五日宮參内して親征の容易ならざるを奏上せられしもの、如し。此事實に對しては諸説紛々孰れか是なるや知るべからず、一二有力と思はるゝ説を紹介すべし。

一、十四日の夜中川宮密かに參内して龍顏を拜し、親征の得失、叙慮ある可きやを奏聞せらる、天皇怪み問ひたまふ、宮曰く今日四侯の參朝親征の不可を奏して奉沮するは、容易ならざる隱謀者あるを察すればなり、既に昨日勅出るを以て、朝議既に決定し、事正に急なり、因て其勅書を上る、勅文は本書去十三日條下に出る同文也天皇叙覽在らせられ、驚かせ曰たまはく、親征の機會今日に在りと思はざる

なり、曩きに實美通禧恭敬の輩、屢、親征の急を奏すと雖も、朕聊思ふ所あり、未だ裁決を下さず、然れども神武天皇の陵を拜するは、朕が素志なるを以て、之を許すと雖も、敢て至急を要するにあらず、衆議決定を待たんのみ、茲に於て宮奏して曰く、事實乖戾此の如し、速かに關白に命じて、之を處分せんことを請ふ、天皇曰はく、縦へ關白に命ずと雖も、實美等皆同意なり、必ず之を處分すること能はざるべし、朕宜しく熟慮する所あるべし、是を以て宮叡慮のある所を拜して退朝せり、十六日天皇密かに宮女を使として中川宮に遣はし、宸翰を賜ひて曰く、一昨夜の事を熟考するに、肥後守に命じて之を避けしむるより外爲す可きものなし、汝宜しく之を處分すべし、之に仍り宮は直に松平肥後守を召して其の旨を命ず、肥後守謹んで之を拜し、欣然として後命を俟つ、肥後守は固より親征の幕府に利あらざるを知り、百方之を沮めんと欲する際に臨み、斯の命を拜す、其喜び知るべきなり、衆口紛々疑惑叢生すと雖も、毫も之を意とせず、唯其漏聞を恐れ、臣下にも秘して告げず、陰密に籌策せしを以て、遂に露顯の事なく、其志を就すを得たり。之れ鷹司家の三國大學が、事件を探聞して記せる奉問錄の摘録にして、水戸鈴木大の維新前史、七年史及島津久光公記等皆此説なり。長藩は此説を取らず、唯吉川東上記は風説として類似の説を記す。

大和行幸之事、表は攘夷御祈願と被_レ仰出候得共、内實は幕府困循違勅の罪を鳴らし、大に討幕

之師を揚げ、御親征可_レ被_レ爲_レ在との御密謀之由、勿論主上へは一向不_レ達_ニ奏聞、唯三條公初司_ニ機密、御公卿之密謀と相聞候處、宮女之内某局竊に此議を窺知、密に及_ニ言上_ニ、形勢事情已細演述仕、此事天下之御一大事に候得ば、乍_レ恐_ニ二年三年之内還御之程は無_ニ覺束_ニ奉_ニ考候得ば、速に皇太子を御立被_レ遊、三種之神器は皇太子に御托置之上、行幸被_レ爲_レ在候様、條理を盡し言上仕候、必主上には初より攘夷御祈願之御爲とのみ被_ニ思召_ニ候處、局之言上に因て、始て此密議を被_ニ知召_ニ、以之外に愕かせられ、守護職會津侯へ密命を被_レ下、遂に此舉に至りしなりと風説も致候由に候事、

二、八月十五六日の事にもやあるらん、御主意の委細は知るべからずと雖も、恐れ多くも宸筆の御密翰を中川宮へ遣はされ、中川宮より其旨會津肥後守殿に傳へられたるに始りたるは、相違なきことの由云々(小川一敏著義舉錄)

三、京都守護職松平肥後守は、最も親征を以て不可となし、竊に中川宮等に説く所あり、薩藩も亦見を同くす、是に於て薩藩と商議して、終に親征を打破せんとし、中川宮、近衛關白父子、二條右大臣、徳大寺内大臣等と結託し、機に先たちて之を制せんとし、中川宮は十六日拂曉參内し、陛下尙内寢に御するも強て天顔を拜せんと請ふ、偶、陛下疾の爲めに御遅く、國事掛參政等既に參内せしを以て、宮秘策を施すに由なく、僅に尋常の方策を建言するのみにして退朝し、二條右

大臣、近衛左大將、徳大寺内大臣に謀り、十七日夜より十八日曉に至るまでに、大事を執行するを約し、其旨會津藩に報ず、

四、史談會速記録にも薩人市來四郎氏は、

奈良原(案)始め十四日に事を起しまして、中川宮に御談じ申上げしも、御承諾なく、再三に及びて、先づ會津の秋月悌次郎と談じ、それが相談が出来、其れから申上て、十六日に御参内申上げになりし所が、勅許がござりませぬ、そう云ふ事は出来ぬと、御承知がなく、それで空しく御歸になつて、其れを高崎(正風)が伺て、近衛家、二條家其外の方へ手配して、十六日の日は又迫つた所が、重ねて参内しやうとなりました、其時は辰の刻であります、其手配は如何と云ふ御質問で、夫は斯様々と申し上げ、後とは所司代の稻葉、其れから其事を重ねて奏聞になりました、そういふことなら宜しとて、餘り迫るから止むを得ず、さう仕やうと云ふ仰で、よくよくさう云ふところで参内になり、十六日事を擧げる積の所、手配がならず、十七日の丑の刻を期し、其時鹿兒島の兵は繰込んで居りました、其れから發したと記してあります、

と云へるに對して、東久世伯はサウと答へしを見れば、是等諸説實際何れが眞實なりや、要するに十四日より十七日に至る間の詳細の動靜手續は、得て決し難きなり。

〔諸説の批判〕

當時實歴者の談にして、互に相違するを以て、敢て憶測を以て決せざるを可とす

べし。永山盛輝氏の談話を、史談會速記録に付て見るも、薩藩は已に十五日の夜藩士を相國寺前の屋敷に召集し、後に近衛邸に集合せしめ、今夜は此儘にして散すべしと命じ、十七日夜再び藩士を召集して、遂にかの決行に及びたりと云へば、奈良原、高崎等の首領連の間には、十五日夜より十六日の朝にかけて、斷行せんとの計畫はありたるや、疑なかるべし。然れども是決して突然に起りたる事變にはあらずして、四月以來同志間には謀計熟議せし所なるは、上述の如くなれども、愈、決行したるは公武合體黨に於ても急に策略を進行せしものと見ゆ。是會津は幸ひ駐京兵交迭の期に際し、新兵來り舊兵未だ去らず、最好時機なりしも、薩州は駐京兵最も少きを以て、前々より心構して暴發したるにはあらずるを知るべし。其斯く速に發したるは、急進黨の勢益強く、大和行幸の期も迫りたるにもあるべけれども、愈、暴發は主上の宸翰に由るか、中川宮の發意にて参内せしか、薩會諸士が宮を説けるか、若しくは宮女の奏上に因せるか知るべからず。然れども主上は攘夷親征を知ろし召さざりしと云ふは如何あらん。(討幕の計謀は固より承知なかるべし)宸衷は好ませ給はずとも、親征は御承諾在らせられしにはあらずるか。

〔公武合體黨の勝利〕

而して此結果としては七紳の亡命黜罰のみならず、關白も十二月二十三日を以て二條齊敬と更迭し、長藩士歸國せる代に、尾紀諸侯皆兵を率ゐて上京し、有栖川帥宮は攘夷別勅使とし大原三位重徳を副使として關東に遣さんとの命下り、備前藩に隨從を命ぜしも、備前辭

したるに、會、松山藩松平定昭上京せしを以て、幕府は帥宮の東下を沮め、松山侯をして命を受けしめて、此に一段落を告げたり。會津侯は功を以て、十月一日に至り、左の褒勅に御詠二首を添へて賜はれり。

堂上以下、疎暴論不正之所置増長に付、痛心難堪^{ヘス}下^ニ内命^ヲの處、速に領掌、憂患掃攘、朕存念貫徹之段、全其方忠誠深感悅之餘、右一箱遺^レ之者也、

たやすからざる世に、武士の忠誠の心をよろこびてよめる、

和くもたけき心も相生の松の落葉のあらず榮えん

武士と心あはしていはほをも貫きてまし世々の思ひて(京都守護職始末)

斯くの如く急進黨なる長藩長派公卿及有志は、昨日の勢に引替へて逆境に陥れるに反して、朝廷は公武合體黨の世となり、一橋黨の二條齊敬は一條忠香を超えて、鷹司輔熙に代て關白の職に陞れり。而してこれ寧ろ薩藩の喜ばざりし所なるべし。元來會薩合體して此度の舉に及びしは、何れも一藩の勢力を以ては到底長州に勝つ能はざるを以て、暫く合體せしなり。薩藩は決して會藩の如く、何處までも幕府を扶助すべしとなせるものにあらず。其長藩を怨むの深きを以て、之を除きて、又自黨の中川宮、近衛忠熙等を要路に立たしめて、文久二年末の如き世とせんと欲するにあり。而して會津は固より幕府の爲にするなり。故に二藩共に長く事を共にすべからざるを知る。此時二條齊敬

出で、一時佐幕黨勝を制せしを以て、薩は又長に結ぶに至り、以て幕府の滅亡を招くの因を馴致せり。

第七章 各地の舉兵

第一節 大和五條の舉兵

大和行幸と大和の形勢——諸有志義兵を募る——諸有志義境に陷る

〔大和行幸と大和の形勢〕 文久三年八月十三日、攘夷御親征祈願の爲に、大和に行幸あらせらるべき勅諭出でたり。此行幸の警衛として、大和國諸藩は皆命を蒙れり。然るに同國は幕府譜代の諸侯及幕府直轄地多くして、殊に幕恩を蒙るの地なり。且此度の行幸にして、表面の如く唯行幸之上攘夷の御祈願あらせらるゝこと、恰も加茂石清水の行幸と異なるならしめば、憂ふるに足らざれども、行幸を主張する公卿及有志の間には、之を好機として大に兵を四方に徴し、以て討幕の勅を宣せんと欲する裡面の計畫あるを以て、大和の形勢は頗る憂慮に堪へざるものあり。斯る機に際して、大和諸侯の警衛の如きは、寧ろ此企圖に向ては妨碍となるの恐なきにあらず。是に於て備前人藤本津之助、三河人松本謙三郎、土州人吉村寅太郎、肥後人竹志田熊雄等の諸有志相謀て曰く、先大和地方に入て佐幕主義の諸侯及代官等に遊説し、若し従はずんば之を屠りて勤王軍を起し、以て行幸の前驅をなさん、幸に中山侍従忠光は剛毅にして、武人の風あり、且前日朝廷を脱走したれば、仰いで主帥たらしむべしと。依て同志を募りて、土佐、筑前、久留米、因幡、肥前、三河、河内等の三十四

名を得たり。乃ち西國に下て、攘夷の應援をなすべしと聲言して、十四日黄昏淀船に乗じて大阪に着す、衆皆船中鬚を斷て死を決せり。十六日河内國狹山に至り、城主北條相摸守に謁せんとしたるも、相摸守病と稱して出でず、家老二人出で、接す。依て説くに大義を以てし、義舉に應せんことを勧告す、二人依違して應せず、

〔諸有志五條の代官を斬る〕 是に於て大澤峠に登り、議を凝して曰く、五條の代官鈴木源内は常に幕恩を説て、尊攘黨の有志者を忌憚し、妨碍をなす、且五條代官廳は十津川郷の鎮所なり、十津川は古來勤王の義氣に富む人民なれば、代官廳を襲て、代官を殺し、以て殉へば、郷民風靡すべしと。乃ち軍令を布き、十七日夕代官廳を襲て代官鈴木源内及手代長谷川仙助を斬殺し、制札所及其近傍に榜示して曰く、

一、皇祖天神天地を開き、萬物を生じ給ひて、皇孫其天地萬物を總制し給へるなり、即ち皇帝は天地の大祖主、故に萬民と雖も庶裔孫なれば、神は祖なり、祖は神なり、先祖あらん限り、從なり子なり、乃ち先祖の仕へ奉りし如く、仕へ奉らば忠孝の一たること疑なきものなり、土地人民主ある者も、君家の臣にして、主家は從なり、故に衣冠あるものは、皆天朝より受る所明白なり、此君臣主從の別を辨へ、士民各其職業を勤め、祭祀を助け、藩屏として天恩に報い奉るべし、是れ即ち天人一致の大道、日夜敬ひ奉る可き事、

是に於て威大に振ひ、且中山は侍従と稱し、勅命と稱するを以て四隣風靡す。大和の有志伴林光平、北畠四郎治房、原田清一郎、乾十郎等馳せ加はる、總勢百五十餘人に及べり。乃ち衆議を以て忠光を主將とし、藤本松本二氏を總裁とし、吉村を軍事掛とし、宍戸彌四郎を相圖掛、伴林を記録掛となす、依て部署略定れり。此時京師に於て東久世通禧は此舉の功を奏せざるべきを慮り、平野次郎を遣して思ひ止まらんことを勸告せしめしも、衆聽かざるを以て、次郎も止むを得ず引返したり。

〔諸有志義兵を募る〕 藤本松本等は乃ち趣意書を齎らし、使を傍近諸侯に遣して、義舉に應ずべきを勸誘せり。其書は池内藏太の書する所なり。曰く、

近年洋夷渡來以後、皇國の屈すべからず辱かしむべからざるの義を深く思召し、宸襟を惱ませられ候處、土地人民を預り奉る諸大名は、耳如^カ不^レ聽^カ眼如^カ不^レ視^カ、元來藩屏となるべきの義理を忘れ、却て違勅の奸邪に與みし、追々夷狄の術中に陥り、自ら皇國の衰微、夷狄の奴隸たるも知らず、歎かはしきこと、す、故に大和行幸 神武帝陵御拜、春日社頭に於て御親征の御軍議被^レ爲^レ遊度叡慮、右妨げせらるゝの族有^レ之、恐入たることに候、依^レ之不堪^レ懷^レ、竟義兵を舉げ、輦道を清め、鸞輿を此表に迎へ奉る爲め發向候、其許等速に大義の所在を覺り、余等に會盟するの定策あるべし、

と。此時京都守護職は一方幕府に注進し、一方は藤堂井伊を始め、膳所、岸和田、郡山、小泉、尼

ヶ崎、柳本、芝村、狹山、柳生等の近國諸侯に命じて鎮靜せしむ。紀州加州兩藩も亦兵を出す。幕府は十八日を以て忠光を誅伐すべき達を出し、九月二日に至て追討令を諸侯に布けり。

〔諸有志悲境に陥る〕 然れども殆ど此追討令を待たずして、一舉は滅亡の運命に遇へり。そは京師は十八日の政變より、急進黨逆境に陥り、大和行幸は俄に中止せられしを以て、中山等は愈悲境に陥りしなり、希望を失ひたるなり。諸侯は皆守護職の命を受けて此舉に應ぜざるのみならず、其使者を拘禁して、遂に刑殺せり。中山等は勇を鼓して十津川郷を殉へ、千餘人を得て軍氣一たび振ひて五條に歸陣せり。廿六日進んで高取城に迫る。城主植村駿河守は豫て防戦の用意整へありければ、遑へ撃て大に之を破る。一舉は退いて天の川辻を保せり、時に兵猶九百六十人ありしと云ふ。是に於て檄文を草して、兵衆を激勵し、復五條に向て發せんとせしに、紀州郡山等の大兵來り攻む。衆勇を鼓して防戦數日に及び、兵疲れ銃器彈藥亦缺乏を告げしを以て、遂に敗れたり。此時松本は明を失ひて盲目となり、忠光及藤本等も止むを得ず伴林等に導かれて逃走せり。十津川より川上郷を経て、鷺尾峠を越え、鷺家口に遁れたり。此所は彦根藩の屯所なりしが、中山は追討兵も害を加へざりしを以て、遁れて大阪に至り、長州邸に入る。伴林光平、北畠四郎、西田稻夫等は地理明なるを以て遁れしも、吉村、藤本、松本、宍戸等を始め、諸有志或は戦亡し、或は縛に就き京獄に繋がれて刑死す。斯る状態にて大和の舉兵は全く失敗に終りたり。

第二節 但馬の舉兵

次郎、三平等七卿を擁して兵を舉げんとす——諸浪士取締殿——農兵暴起して有志敗る、革命の先驅

〔次郎三平等七卿を擁して兵を舉げんとす〕 平野次郎は大和の舉兵を止めんと欲せしも、藤本松本等諸氏聴かざるを以て、引返したるに、恰も京都にては八月十八日の變に際せるを以て、彼は止むを得ず山陰道に通れぬ。時に薩藩士美玉三平、但馬城崎湯島に潜居す。三平は去年伏見寺田屋の變ありてより、欺かれて薩藩邸に入りしが、七月中旬通れて四國に赴き、伊豫國今治に潜むこと十許月にして、今年四月但馬に来れるなり。六月頃三平は宿主鯉江傳左衛門と共に京都に出でしが、時に京師は長藩最盛の時にして、朝廷にては親兵設置の際なりければ、三平は親兵募集の勅使と稱して、但馬に下り、農兵を募集せり。蓋し大和と相應じて兵を舉げんと計畫せしなり。鯉江は長州に赴き、七卿を主將と仰ぎて、事を舉げんとて、此時來會せし次郎等も、七卿を迎へんが爲に長州に至る。回天實記九月廿八日の條に曰く、

筑前平野次郎但州生同伴、但馬より到着、十月十一日於彼地、事を舉げ候筈の由にて來り謀るなり、清岡半四郎、仙石家臣多田彌太郎同伴今日出足、但州事情探偵に罷越候都合の處、平野來り候て、委細相分り候に付止之、

とあり、依て七卿及有志者の間にも種々協議ありたり。回天實記九月廿九日及十月朔日の條に曰く、七ツ時比より佐々木男也方へ罷越、但州一條並に當國に入込居候諸藩浪士取扱方等申談す、諸藩浪士の儀は自今當藩にては一切關係不致、都て七卿方に於て進退被成候筈に相成候に付てなり、暮比歸閣す、是日平野次郎山口に赴く、

十月朔日三條卿より、但州一條に付又々自分見込御下問あり、先日備中倉敷の一件と申し、又今度の舉と申し、追々世上の評判とも相成候は、一般の人氣も自然に引立候て、終には時勢變革の端緒とも相成可申歟に候へども、只今の有形にては、差向血氣の士一時の憤を發し候迄に有之申さば烏合浪人の一揆にて、強國の助力をも待たず、又各地應援の手筈をも調へず、最初より成算有之候次第にて無之候へば、幸にして一戰の勝利を獲候とも、持久の見込無覺束候、千鈞の弩は驥鼠の爲に發たずとも申候へば、先其儘に御看過し相成候て、御手出無之方可然哉に存候旨、委曲申上ぐ、

斯る狀にして、結局益田右衛門介、清水清太郎等は、今にして七卿を他國に出すは、時機を誤り、却て大害を醸すの恐あり、加之今直に長州より援兵を出す如きは、事朝廷に對して憚ありとて、山口表に於ては之を辭せしを以て、平野は三田尻に歸りて、七卿に請ひ、止むを得ずんば、七卿中一人を請じて、元帥たらしめんと請へり。澤宣嘉之を諾して、二日夜密に三田尻を通れ出でたり、回天